

は撤回されたが、叙上の制限は、依然として嚴守せられつゝある。飲料水小賣を専門とせざるも、これを兼營する茶館の如きも、またかゝる制限を受けてゐる。(江蘇省南京)

その給水地域と給水戸數に就ても制限あり、その繩張は一の權利として賣買せられてゐる。故に若し一の水爐が閉業したときには、その給水地域を他人に譲渡することを得、その代價は普通六、七元である(安徽省宣城縣)。

茶爐即ち老虎灶にも、一定の營業地域あり、その地域には故なくして、茶爐を新設することを得ない。若し故なくして、その地域内に茶爐を新設したるときは、不正競争と認め、舊設の茶爐は、新設の茶爐の營業停止を官廳に請求することを得る。但し舊設の茶爐が閉鎖して、三箇月以上を経過したるときは、該地域内に一の茶爐を新設することを得る(江蘇省江都縣)。

二、理髮店

理髮店は一に剪髮店ともいふ、一の理髮店には、その顧客に就て制限がある。從來A理髮店の顧客たる甲商店を、B理髮店は、濫りに奪ふことができない。若し甲商店が閉業し、その店主(東主)が變更し、その店主が先づB理髮店を招きたるときは、即ち從來A理髮店の顧客たりし甲商店はB理髮店の顧客となる、これに對しA理髮店は、異議を挾むことを得ない(安徽省五河縣、湖南省長沙縣)。

理髮店を新設するには、舊設理髮店より公尺二十弓即ち百二十尺を隔つるを要する。その測量方法は、路角に於ては、街路中心に於てする(浙江省杭州)。

向側と同じ側たるとに論なく、舊設理髮店より十軒内には、理髮店を新設することを得ない。若し故なくしてこの

地域内に理髮店を新設したるときは、同業組合はこれを不正競争と認め、官廳にその營業停止を請求することを得る(江蘇省江都縣)。

三、榨坊

榨坊は自由營業なるも、たゞその製品の賣價は、毎月半或は月末に、同業者これを協定し、これを嚴守すべきものとする(湖北省宜昌縣)。

四、山貨行

外來貨物を取扱ふ手数料は、一擔に付銀二錢である。これを販賣したるときは、賣買双方より一擔に付各銀三分三厘を徴し、その地に於て販賣するを得ずして、他地に運送して販賣したるときは、一擔に付運賃として銀二錢を徴する(陝西省鳳翔縣)。

手数料は二%である(浙江省長興縣)。

五、豆腐店

水豆即ち我が豆腐は、唯だ城外のもののみこれを製造販賣することを得、城内のものはこれに従事することを得ない(浙江省永康縣)。

六、鐵店、茶店、麵店、油貨店、爆竹店

上七下八の制限がある。閉業の時には、その地點(頭碼)を他種營業に讓渡することを得ない(湖南省長沙縣)。

七、日 食 店

日食店とは、日常食糧の小賣を以て營業とするものをいひ、これにも上七下八の制限あり、その他の大規模營業には、この制限がない(湖北省宜昌縣)。

八、靴 店

靴店を新設せんとするものは、舊設靴店の同側・向側に於て共に五軒を隔てなければならぬ。舊設の靴店が他に移轉したるときも、またこの制限に従ふべきものとされてゐる。

九、絞 草

絞草とは密元と顧客の間に立てる陶磁器問屋にして、景德鎮に來りて陶磁器を仕入れんとするものは、必ず絞草に就かなければならぬ。絞草と顧客との關係は固定し、顧客が世代を變ずるも、絞草を變更することはできない。絞草も他の絞草の顧客を奪ふことはできない。絞の株は、書面を以てこれを賣買することを得、この絞草團體を絞草幫といふ(江西省浮梁縣)。

一〇、毛 店

歸化城の毛店は、外蒙古の毛皮貿易に従事するものが多い。外蒙に毛皮の買付をなさんとする者は、往荷並に資金を毛店より受取つて外蒙古に赴くものが多い。かゝる顧客は、その仕入れたる荷物を、必ず先の毛店に賣渡すべく、他の毛店に賣渡すことを得ない(歸綏縣)。

一一、屠 行

熱河には滿漢回蒙の諸族雜居し、その營業には何等の制限もない。たゞ屠行即ち屠殺業者には制限がある。即ち回教徒屠行は豚を屠殺することを得ず、漢人屠行は羊を屠殺することを得ず、この制限は甚だ嚴峻である(熱河全城)。

一二、酒 行

酒行一に燒鍋は、八月一日に釜を開き(密立)、翌年四月に釜を閉ぢる(密挑)。酒行一軒にて九密を立つることを得、若し密數を増加し、或は釜の開閉に遅速ありたるときは、公費五十兩を徴せらる。行頭即ち同業組合理事は天平秤を製作して頒布し、各町村の支店はこれに準據し、以て取引の公平を期するのである。酒行が酒客即ち酒仕入客に酒を販賣するには、五鐘を限度とし、一車につき一百兩の前拂を受け、殘額は後日清算する(陝西省鳳翔縣)。

一三、魚 行

魚行とは魚類中立人若くは魚問屋にして、漁戸が資金を要するときはこれを融通する。漁戸が魚行より資金の融通を受けたるときは、漁戸はその年の收穫物を該魚行に提供し、その代金を以て債務を償還しなければならない。他の魚行はこれを妨害することを得ない(山東省榮成縣、安徽省靈璧縣)。

一四、挑夫頭

挑夫頭とは官衙の小使にして、これに従事するには官衙の默認を要する。前清時代に於ては、これに行頭すなはち元締を置いて、その業務に従事せしめ、その権利は世襲にして、これを他人に譲渡するには相當の代價を徴することを得た。行頭の人員は一定してこれを増減することを得ない。從來その報酬は官價と民價とあり、官價は一定してゐるが民價は任意に上下される。故に一旦婚姻、葬儀の如きこと發生せんか獨占の弊を免れない(安徽省青陽縣)。

一五、木工

木工はたゞ木器を製造し、これに漆を塗ることは漆匠のなすべきことに屬する。故に若し木工が自己の製造したる木器に自ら漆を塗らんか、漆匠はこれに對して抗議を提出することを得る。すなはち木器に漆を塗ることは漆匠の獨占權にして、木工はこれを侵害することを得ない(江蘇省碭山縣)。

一六、皮枕行

徒弟の修業期間二年を経過したる後、始めて他の徒弟を新に採用することを得、毎月二日休日を設け、營業は十二

月二十五日に閉ぢる(江西省贛縣)。

一七、皮箱行

徒弟の修業期間三十個月を経過したる後、始めて他の徒弟を新に採用することを得。しかし、これを絶対とするものではない。若し三十個月未滿にして、新に他の徒弟を採用したるときは、慶榮社なる同業組合に銀十元を納むべきものとする。司務に材料を裁つことを許さない。これは道光七年三月の規定であるが、民國七年二月これを改正し、不正皮箱を製造するを許さず、店外製造を許さず等の條項を設けた(江西省贛縣)。

一八、錦衣行

錦衣行とは古着商をいふ。協定せる賣價を破つてはならない、顧客たる質屋を濫りに奪ふことはできない等の規約がある(江西省贛縣)。

一九、錢莊

錢莊とは支那の舊式銀行にして、一に銀莊、銀號、錢舖、錢號、錢店等といふ。同業貸借利率、他業貸借利率、割引料等を協定し、なほ上海のごときは營業時間並に休業日も協定してをる(江蘇省上海縣)(拙著「支那手形論」附錄參照)。

二〇、脚行

旅客の貨物輸送に従事するは脚行の特權にして、脚行以外のものはこれに従事するを得ない(河南省確山縣)。

二一、牙商

牙商は一に牙行とも稱し、中立人或は問屋に相當する。これに河埠牙商と陸地牙商とあり、前者は船貨物を取扱ひ後者は陸貨物を取扱ひ、他の繩張を犯すことを得ない。行用すなはち手数料は代價一千文に付三十文を徴する(湖南省湘潭縣)、一の牙商は、一種の商品のみを取扱ひ、その他の商品を取扱ふことを得ない。この制限を『一帖一行一帖』といふ(湖北省)。

二二、布行

布行とは呉服商にして、その顧客に對する掛賣代金の決済は六十日とし、それ以内に支拂を受けたるときは、六厘の割合にて利息を差引く(江西省贛縣)。

二三、質當

質當とは質鋪・當の鋪總稱にして質屋をいふ。彼等はその利率、利息計算法、流質期間、猶豫期間等を定む。例へば三十日なれば一個月分の利息を徴するも、三十五日なれば、二個月分の利息を徴し、これを『過三不過五』といふ(山西省應縣、孝義縣)。

二四、糧行

歸綏縣においては、他の商店は標期に決済するも、糧行即ち穀物問屋は驛期に決済する(歸綏縣)。

二五、擺夫

擺夫は一に搬夫と稱し、旅客のために貨物を運送するを業とする苦力にして、彼等は苦力幫なる團體を組織してゐる。建陽城内にはかゝる擺夫四十餘人あり、旅客の貨物にしてこの地に至るものは、凡て彼等の運送に依るべく、他のものを雇用してこれを運送することを得ない。これ彼等の獨占權に屬し、他のものゝ参加は、不正競争として彼等の抗議を受く。その運賃は一擔に付幾何と定められ、貨物を交付する場合に、錯誤ありたるときは、擺夫は損害賠償の責に任ずる(福建省建陽縣)。

二六、梢行

江寧縣には梢行・籬行なる穀物運送業者あり、その城内の米鋪(米屋)及び住民にして、城外三里(我が十町)以内より八擔以下の五穀雜糧等を買入れたるときは、籬行これを運送し、三里以外より八擔以下の五穀雜糧等を買入れたるときは梢行これを運送するものにして、この制限は古來一の慣習として遵守せられつゝある。

二七、渡口行船

天津における渡口行船すなはち渡船は、毎日渡場において、貨客の運送に従事するが、その出發には船によつて前後あり、濫りにこれを紊ることを得ない。この順序は船の就航の前後によつて定まり、先に就航したるものは先に出發し、後に就航したるものは後に出發する(直隸省天津縣)。

二八、船 戸

一の船の停泊處は一定し、濫りにこれに違反することを得ない(湖北省漢口、漢陽、武昌)。
これに關聯して船の貨物積卸に従事する苦力においても、その荷役範圍は、船舶到着の波止場(碼頭)によつて一定し、これを破つてはならない。若しこれを破りたるときは、彼等の間に血の雨を降らすことが珍しくない(江蘇省上海縣)。
かゝる實例は、各處においてこれを觀ることを得る。

二九、商業使用人

商業主人は、商業使用人と豫め契約をもつて、委任或は雇傭關係の終了後に、その營業行爲に制限を加ふることを得る。これ等の契約は、たゞ營業上の種類、場所或は時期に就て、制限を加へることができるだけである。この制限に因つて、商業使用人の事業の發達を阻礙することを得ない(商人通例第五十三條)。但し商業主人が契約に違反し、或は不正行爲をなし、商業使用人を解約したるときは、第五十三條の規定を適用しない。(商人通例第五十四條)
經理人(支配人)は、商業主人の許可を得るにあらざれば、自己或は他人のために、商業を經營することを得ない、並に公司(社會)の無限責任社員となることを得ない。この規定に違反したるときは、商業主人は、經理人を解約すること

を得る。その自己營業をなすものは、商業主人は、自己のためになすものと看做す。この商業主人の權利は、發覺の日より一月以内或は營業の日より一年以内にこれを行使せざれば消滅する(商人通例第三十八條)。

三〇、代理 商

代理商は、本商人の許可を得なければ、自己或は他人のために、本商人の營業と同一なる行爲をなすことを得ない。並に同一營業をなす公司の無限責任社員たることを得ない(商人通例第六十六條第一項)。これに違反したるときは、第三十八條第一項第三項の規定を適用せらる(商人通例第六十六條第二項)。

三一、學 徒

學徒は我が丁稚小僧或は徒弟に相當するものにして、その修業期間は、慣習上、普通三個年とす。右の修業期間満了(出師)したるときは、學徒は自由に進退し得るを原則とする。しかし商業主人が解約せざる以上は、他の商店に入るを許さないことがある(湖北省宜昌縣)。金工、木工、漆工、石工等において、親方に就(承)かざるもの、或は修業期間を満了せざるものは、單獨にその職を營むことを得ないことがある(江蘇省陽山縣)。これは同業者の數と資格とを制限し、不正競争を防止せんとするものである。

三二、商 號

新設の商店は、同市町村内において、舊設商店の商號と同一なる商號を使用することを得ない。若しこれに違反し

たるときは、舊設商店は、同一營業なると否とを問はず、新設商店に對して、商號の變更或は某記の附加を請求することを得。これは從來の慣習であるが、法律も同一市町村内において他人が既に登記せる商號を使用して同一營業をなすことを得ず、自己が既に登記せる商號を他人が使用し、或は類似の商號を以て不正競争をなせるときは、該商人はその使用禁止と損害賠償を請求することを得と規定してゐる（商人通例第十九條、第二十條）。

三三三 結 言

叙上によつて、略ぼ支那における不正競争制限の梗概を述べたが、今これを概観するに

- 1、商人通例に依るもの
- 2、同業規約に依るもの
- 3、商慣習に依るもの

の三種がある。支那においては、古來營業自由主義行はるゝといふも（胡漢安著『中國習慣法論』參照）叙上の如く諸種の制限があり、營業上の自由競争は、制限せられつゝあるが、これは同業者相互の利益を擁護し、同業者の信用を保持し、社會生活の靜謐を維持する所以ではあるが、その反面には、同業者獨占と他業者排擠の弊を生ずることが少くない。これに對して、法令は慣習を尊重し、登録せられた同業規約には、法としての效力を認め、未だ自由競争を確立するに至らな。これは支那社會がなほ封建社會に停滯し、封建的獨占を保有してゐることを證明するものである。

（一九二四、八、一九）

第五節 支那における借家慣習

一、緒 言

借家人は、生活上必要な住居に關して、家主の左右を受けなければならない。故に家主の横暴と否とは、借家人と重大なる關係を有するのである。従つて、資力少き借家人を保護し家主の横暴を抑制し、社會生活の安定を計ることとは、社會政策上重大なる問題である。是れ我邦に於ても、借家法の制定された所以である。未だ支那に於ては、借家法は制定せられてゐないが、借家人と家主との關係は如何。果して借家人は家主の横暴に泣いてゐるか、或は慣習上借家人は保護されてゐるか。今各地に於ける借家に關する慣習を検討して見たいと思ふ。

家屋殊に商店向家屋の賃貸借は、その營業と重大なる關係を有する。若し一の商店にして、多年繁華なる地區に於て、營業を繼續し、多方面の顧客を有する場合に、故なくして家屋の明渡を迫られ、立退もしなければならぬとせば、店主たる借家人は重大なる影響を蒙り、莫大なる損害を受けなければならない。故に店主たる借家人としても、故なくして立退くことに對しては、斷じて反對するであらう。但しこの場合に、家主は往々、濫りに家賃の値上をなし、或は家屋の改築を口實として、立退を迫るであらうから、店主たる借家人としても、結局明渡して立退く外に術はない。近來支那においても、この種の事件を見ることが頗る多いやうである。その原因を考ふるに、店舗を繁華なる街區に開設して、その營業が非常に繁榮してゐるといふことは、世人の垂涎的であるから、第三者は人を介して家主に對して運動し、その家賃を値上げせしめ、或はその他の負擔（上海にてはこれを控費）を加へしめんとする。家主においても、私のあるところを取て拒むことはなく、直ちに利のために動かされ、種々の方法を設けて、明渡（退租、出屋、

搬離)をなさしめる。この間の暗中飛躍なり黒幕なりは、借家人として、多大の注意を拂はなければならないところである。蓋し本舗は、營業の根據地であるからである。營業開始に先んじて、借家人たる店主は、家主と嚴密なる借家契約を締結して、家主をして故なく明渡、家賃値上(加租)をなさしめないやうにすることが緊要である。これこそ營業の第一歩である。支那に於ては、前述した通り、未だ借家に關して、法規の制定がないが、能く各地の借家慣習に従ひ、借家契約を締結し、嚴密を計れば、たとへ訴訟が発生しても、敗訴する憂はないのである。今各地における借家慣習を概観すれば次のごとくである。

二、奉天省における借家慣習

商人が、他人の家屋を賃借して、營業せんとする場合には、第三者を介して、家主と借家人との間に、家賃を協定し、證人を立て、租契(借家契約)二通を作成し、各一通を所持するのである。その租契には、毎年の家賃、間數、及び家賃の定期納の期限(普通毎年二季に納入する、即ち正月七月、二月八月、三月八月、四月十月、五月十一月、六月十二月等同一でない、民間の借家に於ても同様である)並に大修理(大修)は家主の負擔、小修理(小修)は借家人の負擔とする旨等を記載し、家主借家人いづれも、契約を履行する(管口縣)。

市街地に於て家屋を賃借し、店舗を開設する場合に、租契に亂植(または爛植)といふ慣習がある。例へば店舗を開設し、毎年家賃百元を二季に分けて納め、十年を期限とする場合には、別に爛植として一千元を納むるのである。この爛植金は毎年一百元宛納め、十年にて完納するに至るのである。期間が満了したときは、借家人は家屋を明渡し家主は家屋の引渡を受ける、租契作成の場合に納めたる爛植金は借家期間が満了しても家主は返還しないのである。

(奉天省
綏中縣)

三、吉林省における借家慣習

家屋の賃借に、期間あると否とに拘らず、若し借家人において、匪賊を招來しまたは博徒を招來した場合には、家主は、直ちに家屋の明渡を請求することを得、何等契約上の制限を受けないのである。故に

- 1 借家人が匪賊を招來すること
- 2 借家人が博徒を招來すること

は、この地に於ける家屋賃借に關する特殊消滅原因といふことができる(吉林省磐石縣)。

四、直隸省における借家慣習

家賃は、借家期間よりも先に——例へば九月分は八月末に支拂ふが如し——支拂はなければならず、借家人は決してこれを拒絶することができない。この種の家賃前拂制度を先租後住といふのである。借家人が家賃の支拂を怠りたる場合には、家主は契約解除の請求権を有する。しかし、原則としては、借家契約の解除権は借家人にある。これを「祇許客辭主、不許主辭客」といふのである。

借家人が契約を解除したる後、家賃満了期限外五日に足らざるときは、家賃を支拂ふことを要しない。これを「租不過五」と稱する(天津縣)。

借家契約の成立したるときは、普通一の通帳(摺據)を家主より借家人に交付し、毎月家賃を徴収する。これは我邦

の貸家料請取證に相當するものである。それには、家賃若干、保證人捺印、某年月日租訂の旨が記載してある。家屋明渡の場合には、たゞその摺據を家主に返還すれば足り、別に何等の手續をも要しない。借家契約の成立した場合に、先づ一年間の家賃を前拂しなければならぬ、若し租契を解除し、契約を更改する場合には、再び一年間の家賃を前拂しなければならぬ。しかして契約の期間は六年八年等當事者の隨意である(清苑縣)。

五、熱河における借家慣習

他人の家屋を賃借する場合には、家賃は毎月支拂ふのである。家屋の雨漏、垣、壁の修理は、家主の負擔とし、家屋内部における模様替(改造、裝修、修飾)は、借家人の負擔にして、これに對して家主は干渉することを得ない。その後借家人が移轉する場合にも、模様替した部分を取除くことを得ないが、これと同時に原狀に恢復することも必要としない(熱河全體)。

家賃の支拂時期は、當事者隨意に契約をもつてこれを決定することができる。若し數年間の借家契約が成立したる場合には、押款(我邦の)として若干を支拂はなければならない。この押款は、期間の満了したるときには、返還せらるべきものである(察哈爾沽源縣)。

家賃は多く標期を以て支拂時期とする。すなはち一年分の家賃を春夏秋冬の四標期に分割して支拂ふのである(察哈爾商都縣)。

六、綏遠における借家慣習

家屋の修理費及び材料は、一切家主の負擔たるを原則とする。しかし歸綏縣においては、一定年限の間(十年または二十年)、修理の材料を、家主と借家人において分擔することがある。この場合には、瓦、木材、石、石炭、釘等を家主において支出し、煉瓦、麥稈、工賃、食費を借家人において支出することを、契約に明記し、臨時爭議の發生を防止するのである。

七、山東省における借家慣習

商人が他人の家屋を賃借して營業を開始する場合には、證書(字據)を作成し、その内「租價不_レ缺、房主不_レ得_三勞生_三枝節」(家賃の怠納なき限り家主は)等のごとく記載し、他日營業が發達し、この店舗を狙ひ、自己の營業を妨礙せられざらんことを豫防するのである(青城縣)。

期間は三年とし、若し借家人にして、家賃の怠納なきときは期間満了するも、家主は、解約して他人に賃貸することを得ない、すなはちこの場合には、繼續して從來の借家人に賃貸しなければならないのである(安邱縣)。

期限を定めざる時は、家主借家人とも、解除權を有する。しかし、期間を定めたる時は、この限りにあらず(掖縣)。

借家の修理の中、大修理は家主の負擔とし、小修理は借家人の負擔とする(齊河縣)。

八、山西省における借家慣習

借家契約の更改解除は、陰曆二月八月を時期とし、この時期を越えたるときは、家主借家人において、隨意に轉貸

または解約をなすことを得ない(大同縣)。
(介休縣)。

九、陝西省における借家慣習

家賃は陰曆により毎月支拂ふのであるが、若し閏月あるときはその月の家賃は半減される、これを「遇閏減半」といふのである(隴南縣)。家主が借家人より借家を回収して自ら住居し或る地に轉貸する場合には、借家人はその後一箇月間は家賃を支拂はずして、その家に依然居住することを得、これを「賃一月」といふ。但し借家人が、自ら解約したるときは、この限りにあらず(長安縣)。

一〇、安徽省における借家慣習

市街地における借家契約の更改は陰曆正月においてする(青陽縣)。

借家人の立退期間は三個月とし、この期間内に於ては借家人は家賃を支拂ふことを要しない。家主が家賃を賣却したる場合には、借家人は新家主と新に借家契約を締結しなければならない。若し新家主が家賃の賃賃を希望しない場合には、借家人はその年の終までその家賃に繼續居住することを得、またその期間は家賃を支拂ふことを要しない(旌德縣)。

他人の家賃を賃借したる場合に、借家人の支拂ふべきものに押租と行租の二種がある。押租は、我が敷金に相當し借家人が賃借する時に豫め支拂ふべきものである。行租は我が家賃にして、年拂月拂がある。押租行租の多少は、借家契約をもつて當事者が任意に決定する。修理費の中大修理は家主、小修理は借家人の負擔に歸する(各縣)。

借家人が失火したる場合には、家主に對しては損害賠償の責任を負ふことはなし。たゞ家主に對して押租の返還を請求する權利を喪失するのである(安慶)。

一一、江蘇省における借家慣習

市街地の家賃を賃貸したる場合に、借家人が家賃を怠納しない以上、借家人の解除を認むるも、家主の解除を認めない。家賃は、隨時當事者合意の上、引き上げることが能きる。若しその家賃を賣却し或は抵當に附する場合には、借家人に優先權を認めらる。借家人が優先權を拋棄したる場合に於て始めて、家主は他に賣却し或は抵當に附することを得るのである。しかし近年、借家に關する慣習が變化して、借家に期間を附することゝなつた。且つ家主借家人いづれかにおいて、不便あるときは、いづれにも解除を認むることゝなつた。近年かくのごとく慣習が變化したことは、借家人にとつては不利であり、家主にとつては有利である(豐縣)。

借家して居住または營業する場合には、家賃を季拂、月拂する外、豫め押租を支拂はなければならない。家主自ら明渡を請求するときには、家主は押租を返還するのである。但し家主は故なくして明渡を請求することを得ない。租契に一年を期間と定めたものは、期間満了するにあらざれば、家主は明渡を請求することを得ない。長期の租契においては、修理費は凡て家主の負擔に歸する。但し屋内の裝飾等の修理は勿論借家人の負擔にして、家主と關係するところはなし(崑山縣)。

家賃は毎月支拂ふべきものである。住宅の家賃は、閏月には半減せらるゝも、店舗の家賃は閏月にも半減せらるゝことがない。借家契約成立したる場合には、證人を立て、證書を作成する。期間を定むるものと然らざるものとがあ

る。期間を定めたる場合に、期間が満了し借家人が移轉し或は家主が解約せんとするには、三箇月前に豫告しなければならぬ。期間を定めざる場合においてもまた同様である。家賃の外、豫め権租を支拂はなければならない、その金額は、毎月の家賃(月租)の十倍或は十數倍である。これは押租にして、借家人が他に移轉する場合には、家主はこれを返還すべきものである。若し借家人が失火したる場合には、家主は権租を返還しない、かゝる慣習は是とすべきも、他の類焼に罹りたる場合に、権租の半額を徴するは、借家人に對し、酷といはねばならない(丹徒縣)。

家主は、借家人の家賃怠納を理由として何時にても明渡を請求することを得るが、家主が自己の都合によつて明渡を請求する場合には、三箇月の立退猶豫期間を與へ、その間の家賃を免除する。家主が借家を抵當に附する場合には四個月、賣却する場合には半年の立退猶豫期間を與へ、その間の家賃を免除する(江寧縣)。

借家に當つては、當事者は

- 1、家賃月額を議定する。
- 2、前金(頂首押租)を支拂ふ。
- 3、期間を定める。
- 4、證人を立て證書を作成する。
- 5、家主は借家人に租摺を交付する。

かくて契約が成立すると、毎月租摺に依りて家賃を徴收する。期間の満了したるときは、明渡をなすのであるが、この場合には、家主は敷金を返還し、且つ租摺並に證書を抹消するのである(武進縣)。

借家は双方の契約によつて成立する。但し借家人が、一年以上借家して解約移轉するとき、家主は一個月分の家

賃を免除する。家主が解約する場合もまた同様である。この種の慣習は、立退猶豫期間を認むる精神から起つたものである。すなはち一個月は立退猶豫期間である。借家に際しては必ず押租(或は頂首)を支拂ふを要する、是れ家賃の怠納を擔保するためである。解約の場合に、若し家賃の怠納なきときは、押租は返還せらるゝのである。但し賃貸借期間中に失火せるときは、押租は全然返還せられない。類焼の場合には、押租の半額を徴し、半額は借家人に返還する。蓋し家屋の焼失による損害を、家主と借家人において、分擔する主義に出でたるものである(江都縣)。

借家する場合には

- 1、租契一通、租摺一通を作成する、これには相當の保證人を要する。
- 2、毎月の家賃の十倍の押租を納めなければならない。
- 3、毎月家賃の二倍或は一倍半の小租を毎年支拂ふ。
- 4、一定の押灶金を支拂ふ。(多くとも四元)
- 5、毎月の家賃は陰曆を以て計算する。
- 6、毎月の家賃は閏月には半減する。
- 7、家屋の修理は、家主の負擔であるが、裝飾上の改造は、借家人の負擔である。
- 8、借家人が解約する場合には日割計算し、家主が解約する場合には三箇月の家賃を免除する。
- 9、解約の場合には押灶金及び押租は凡て返還せらるる。
- 10、借家人が家賃を怠納したときは家主は押租内よりこれを控除する(吳縣)。

吳縣内地の慣習を觀るに、借家の場合には押租を要する。家主が借家人に立退を請求する場合には、租一典三、租

三典四なる慣習がある。租一典三とは、家主が家屋を回収し他に轉貸し或は抵當に附する場合に、轉貸には一個月、抵當には三個月の立退猶豫期間を與へ、且つその間の家賃を免除することである。租三典四はこれに準ずる。これは家主の借家人に對する體恤にして、準情酌理の行爲に屬するものといはねばならぬ。若しかゝる場合、家賃を免除しないときには、例へば二月に入つて七日居るも、三月の分の家賃を支拂ふことを要しない。家屋明渡の場合、五日乃至七日を越ゆるも、家賃を加徴しない慣習がある(吳縣)。

借家契約には租契を作成しないで毎月末家主は借家人に房票一枚を交付し、家賃領收證とする(上海縣)。興化縣に於ては、敷金を座租といひ、毎月の家賃を行租といふ。普通座租の額は特に多額にして、行租の額は特に少額である。是れ當地の借家慣習が、他地方のそれと異なる點である。毎月家賃五吊文とすれば、座租四百吊文を納むべく、家屋に入りたる後、每月行租一吊文を支拂はなければならぬ。甚しきに至つては、座租が更に多く、行租が僅に數百文の場合もある。新舊借家人の變更は陰曆十一月或は十二月を時期とする。若し正月に借家した場合には、冬に數百文の場合もある。新借家人もまた必ず徑に引越すのである。故に家賃は必ず年額とする。座租の返還を始に引越し、二月に明渡する。新借家人もまた必ず徑に引越すのである。故に家賃は必ず年額とする。座租の返還を受けんとするには、新なる借家人があつて、借家するにあらざれば、不可能である。返還が遅延して一年にも及ぶのがあり、紛争を生ずるが、普通慣習を口實としこの弊風は容易に破ることができないのである(興化縣)。

租契の締結解除は、多く大寒の時に限られ、しかも半個月間に限らる、是れ迷信上、借家はこの時期に於て締結し或は解除するを吉とするがためである。若し家賃の怠納によつて大寒前に起訴され、明渡を請求せられたるとき、訴訟終結しその時期をすぎたる場合には、翌年の大寒に至つて初めて契約を解除することができる。しかし竟に強制執行によつて立退を命ぜられたるときは、その結果必ず一家擧つて家なきに苦しむに至るのである。蓋し家主は大寒前

には全部貸出し、空家は全然なく、若しありとするも迷信のために、半途にして借家人に貸すことを欲しないからである。故にこの種の事件に遇へば、必ず種々の困難に遭遇するのである。是れは慣習の害ではなくして實に迷信の害である。しかし是の如きは、一般民家の賃貸借に關する慣習にして、店舗の賃貸借はこの限りではない(東臺縣)。

二、浙江省における借家慣習

蘭谿は商業繁盛にして店舗林立するも、多く他人の家屋を賃借せるものである。借家人たる商人が、家主と租契を締結することは、普通の賃貸借契約と異なるところはない。しかし「租金永不増減」等の條項を含むのである。しかしてこの種の租契が締結せられ、家賃年若干若くは月若干と決定せられたときには、以後改號(商號の變更)換札(借家人の變更)なき以上、家主は借家需給の變遷によつて、借家人に家賃の値上を要求することはできない(蘭谿縣)。

借家して店舗を開設する場合に、その租契には家賃を怠納することを得ずとの旨を明記するも、家賃を怠納せざる限り立退を請求することを得ざる旨を明記することはないが、慣習上後日借家人が家賃を怠納せざる以上、家主は解約を請求することを得ないものとされてゐる。但し家主の値上は、これを請求することを得るのである(建德縣)。

店舗を賃借する場合に、租契に期間を定めない場合には、家主は隨時解約することを得るのである(永嘉縣)。

杭州に於ては、借家人が借家より失火したるときは、家主は押租を返還しないが、借家が類焼に罹つたときは押租を返還する。電燈使用者が電燈會社よりメートル計(火表)を借用するに當つて、納入した押租は、失火たると類焼たるとを問はず、押租を返還しない(杭縣)。

一三、江西省における借家慣習

商人が他人の家屋を賃借して、店舗を開設するには、元來、口岸といふことはなかつたのである。しかも、是の如き慣習は、官憲の禁止するところであつた。しかし市上に於ては、別に、口岸または碼頭なる名目を設けて、店舗を讓渡するに至り、遂に一種の慣習をなすに至つたのである。口岸なり碼頭なりの代金即ち頂價は、借家人相互間の關係にして、家主と關涉するところはないのである。しかし、この種の慣習のある以上、家主は、自己所有の家屋を自由に賃貸することを制限せられ、その弊害は大である。(贛縣)

借家人が、家賃を怠納せざる限り家主はその明渡を請求することができない。商店には、夫々その營業地域があり、任意に該地域外に移轉することはできない。従つて商店の移轉は營業上に重大なる影響を及ぼすのである。即ち借家人をして、營業を停止せしめ、自ら解約を希望する場合には、家主は自由に第三者に轉貸することができる。がしかし、新借家人は、舊家人に對して或る種の代金を支拂はなければならない、これを頂、碼頭といふのである。我邦の權利金に相當するものといふべきであらう(永新縣)。

かゝる慣習は獨り贛縣、永新縣の一縣に止らず、廣く江西省一般に行はるゝところにして、勿論南昌に於ても行はるゝのである。南昌に於ける借家慣習を観るに裝修、頂脚、碼頭なる慣習がある。

一、かゝる慣習は、從來江西省にあつたか否か、或は現在に至つて借家人が自由にかゝる主張をなすのであるかどうか。惟ふに、裝修頂脚の名目が發生したのは稍々古く、碼頭の名目が發生したのは最近である。しかし借家人がこの種の權利を主張することは、今日既に慣習となつてゐるのである。

二、かゝる名目は、如何にして成立したか、かゝる權利は如何にして行使せらるゝか。惟ふに、かゝる名目は、畢竟如何なる意義を有するか。これを多數人士の意見に徴し、且つ現存せる種々の事實に證するに、略ぼ實相に近い解釋を得ることが出来るやうに思はれる。江西省に於て他人の家屋を賃借して營業するものは、借家はその營業に向なるため、自己の費用を以て、種々の裝飾を加へ、例へば窓、板壁を増設し、或は店向、間取を變更するであらう。凡そ是の如く店舗に固定性の裝飾を加ふることを裝修といふのである。頂脚とは借家人と新借家人との間に發生する關係である。凡そ一種の營業には、一種特別の設備を要する。この種の特別の設備には、動かし得るものもあり、動かし得ざるものもある。また假令動かし得るものにしても、動かすには過大の費用を要するものがある。若し一旦營業を停止するとき、諸設備の中、取除きのできるもの以外は、いづれも無用の地に放置するは極めて不利である。従つて舊借家人は、同種營業の人を求めて、あらゆる修飾、造作、什具及び殘品を一纏めとして、賣却するに若くはない。新借家人としても、その營業が同種なるために、かかる設備は繼續して使用することが出来るから、喜んで賣却に應ずるのである。この種の賣買を頂買といひ、かかる代價を頂脚といひ、かゝる賣手(または讓渡)人を出頂人といひ、かゝる買手(讓受人)を承頂人といひ、この場合の契約書を頂約または頂字といふのである。この契約書は賣手に於て作成し買手に交付する。頂脚なる名目の由來は、略ぼ是の如きものである。

碼頭なる名目は、江西省に於ては、古くから慣用されてゐる。しかし、當初は船舶の停泊を指したのである。船舶の停泊するところは、多く商業繁華の地區であるから、遂に碼頭なる名目は、商店營業上に使用せらるゝに至つたのである。例へば何街は何種營業の碼頭であるとか、何巷は何種營業の碼頭であるとかいふ如くである。碼頭なる二字は、略ぼ營業に適宜の場所といふ代名詞である。しかし、この種の名詞は當時なほ店舗の優劣を區別するに

使用されたにすぎないので、かの裝修頂脚とは何等の關係はなかつたのである。近年に及んで始めて、舊借家人が家主或は新借家人に對し、裝修頂脚の代價をとる外に該店舗は何種營業の碼頭であるから、その代價を添加することを要求するに至つたのである。この種の主張は茲二三十年來のことである。當初はこの種の要求を拒絶して、代價を添加しないものもあつた。また紛擾を免るゝために少しく代價を添加するものもあつた。かく慣習は未だ一定しなかつたのである。爾後、家主側に於ては、紛擾を免るゝために、裝修頂脚なき家屋に對しては、租契中に特にその旨を明記し、併せて碼頭なき旨も明記したのである。年代の稍々古い頂字にはたゞ裝修頂脚なき旨を明記せるのみである。碼頭なき旨をも附記するに至つたのは、二十年前後からである。碼頭問題の發生は是の如く最近である現在に於ては、當然包括して中心が裝修頂脚なき店舗には、當然碼頭も包括されてゐない。裝修頂脚と離れて碼頭を主張することは、更に最近の發生に係るのである。

上述した如く、この三項は、相互に關係を有し不可分のものであるから、習慣上この權利を行使するには、普通同時に併せ行使し、別個異時に行使することはない。故に賣手がたゞ出頂し、買手がたゞ承頂すといへば、慣習上裝修頂脚碼頭の三種が、當然頂字内に包括されてをるものと認むべきである。この種の賣買手續は賣手たる借家人に於て、店前に張紙をなし、これに召頂と書いて置くのである。需要者はこれを觀て、而談の上代價即ち頂價を協定するであらう。妥協が成立したときは、買手はまた店前に誰某承頂と書いた張紙を出すのである。但し買手が或る店舗を讓受けんとするには、豫め該店舗の家主に賃借を交渉し、家賃を協定したる上、愈々讓受到着手すべきものである。故に讓受人は、多く讓受廣告(承頂紙條)の上に、承租の旨をも併記する。この種の手續は、慣習上一般の公認するところである。蓋し家主と借家人の關係如何並に家主個人の意思如何は均しく臆測し難く、一旦漠然と

讓渡せば、家主は賃貸を認めず、讓受人は頂價を烏有に歸し、然らざるまでも、種々の面倒を惹起するからである。故に讓受けんとするものは先づ家主に向つて該店舗を賃貸する。新借家人の店舗讓受の事情も、また一樣でない。營業停止の上讓受到應ずるものがあり、營業中讓受くるものがあり、種々雑多であるが、讓受期間内は舊借家人は家主に對して、依然家賃支拂の義務を負ひ、若しこれを怠納せば、明渡を請求せらる。但し特別の事情あれば明渡を請求せらるゝことはないが、家主は讓渡人たる舊借家人が、讓受人たる新借家人より受取れる頂價に對して支拂を受くべき優先權を有するのである。

三、三種事項は關連するや否や。裝修(模様替)ありて碼頭(權利金)なきことありや否や。抑々碼頭ありて裝修なきことありや否や。その主張は、借家人の裝修をなせるものにして、始めて碼頭權利を主張することを得るや否や。が能き抑々裝修なきものにして、また碼頭權利を主張することを得るや否や。三種の事項は、名目は各々異ると雖、權利を行使するには、不可分的であり且つ碼頭は元來無形物なるを以て、事實上、裝修頂脚あるものは、常に碼頭をも有する。裝修頂脚なき店舗に於ては、單獨に碼頭權利を主張することができない。

この點は、我邦の權利金が、雜作付若くは居抜の儘ならざるも、單獨に要求せらるゝと異るところである。四、現在租摺租契に、この種の記載をなすに、幾種ありや。裝修頂脚碼頭のあることを記載するものありや否や。裝修頂脚碼頭なきことを記載するものありや、また記載しないものありや否や。若しくは全然記載せざるか、或は裝修碼頭頂脚のないとき實際上裝修碼頭頂脚ありや否や。現在租契に是等の事項を記載するに、その様式が頗る一定してゐない、これを分類すれば

(1)裝修頂脚、碼頭のあること、それが誰に屬すること並に將來如何に處分されることを記載せるもの、この種の租契

は、記載明瞭にして租約によつて直ちに解決され自ら問題は無い。

(2) 裝修頂脚碼頭なきことを記載せるもの、問題の發生するはこの種の租契にして、租契には裝修頂脚碼頭のなきことを記載せるも、借家人は頂價を支拂ひたるの故を以て頂字を提出し、裝修頂脚碼頭の存在することを主張することがあるからである。

(3) 全然記載のなきもの、この種の租契に於ては、問題は頂字を提出すれば直ちに解決し、問題の發生することが少いのである。

五、租契に裝修頂脚碼頭のなきことを記載しながら、實際上に於て、その存在するものがあることは、前述の如くであるが、是れは如何なる事情に因るのであるか、家主側に於いては借家人が閉業し或は移轉する場合に、頂脚(頂脚といへば裝修頂脚碼頭)を口實として、濫りに移轉を遅延し、家賃を支拂はざることを恐れ、賃賃の當初に必ず借家人を(含む以下同じ)して、轉頂(頂脚を賣ること)し得ざることを承認せしめ、並に租契内に裝修頂脚碼頭なき旨を記載するのである。借家人側に於ては、二様の事情がある。(一)眞實頂價を出さないものがある。(二)若干の頂價を出したものがあつた。(第二)の場合には實際と租契とが符合し、自ら問題を發生しないが、(第二)の場合には租契と符合せず、現在最も問題を發生し易いのである。是の如きことは繁華なる街區に於て、店舗の供給に限あり、店舗の需要に限なきときに發生する。かゝる場所に於ては、少からぬ金錢を支出して、現借家人の解約廢業するものを求め、これを讓受けて營業せんとするものが少なくないのである。この種の行爲は、双方の協定に依り、一而讓受人は家主に賃借を申込み讓渡人は頂字を作成する。この場合家主は、たゞ新借家人の賃借及び舊借家人の解約のみを知り、その他の關係は關知せざるところである。しかして新借家人は營業上の収益に重きを置き、頂價の多少は眼中になく、従つて租契

に裝修頂脚碼頭のないこと、並に轉頂するを得ないことの記載をも承諾するのである。是れ租契と實際との符合せざる場合に發生する所以である。是の如く租契と實際との符合せざる場合には、借家人と家主との間に紛擾を生ずるを免れ難い。一方借家人は實際頂價を支出するため、直ちに轉頂し得るものと思惟し、他方家主は頂脚の如き制限を受くることを肯んぜず、租契を證據として、これに反駁するのである。この種の事件の發生するや、家主は從來租契記載方法の分明ならざるに鑑み、租契にかゝる紛擾の惹起を防止するが如き記載方法を採るに至つたのである。しかしこれとてもその効力は疑はしく、實際上頂脚の有無を證明する有力なる證據は頂字であるのである。

六、現借家人が舊借家人に頂價を出した場合には、解約或は移轉の場合に、多くこの權利を主張する。しかし從來頂價を出さないものも、この種の權利を主張し得るや否や。從來頂價を出さざる即ち頂脚なき店舗を轉頂せんとする場合に於ても、これに關して家主の承諾を得れば有效である。しかし現在家主對借家人の爭議激しく、借家人は從來頂價をなさざるも、この權利を主張し得るといひ、家主は絶対にこれを否認してゐる。この主張の當否を斷定すべき慣習は、未だ一定してゐないのである。

七、この種の權利は賃借多年に及んで始めて取得すべきものなりや否や、賃借久しからず且つ未だ碼頭頂脚を出さざるものも、この種を取得すべきものなりや否や。碼頭は裝修頂脚と關連して存在するものにして、碼頭のみを單獨に主張することのできないことは、前に述べた如くである。故に碼頭問題と賃借の長短とは、何等關係はないやうである。しかし江西省には、『店未開許久還_三什麼碼頭可_三言』といふ諺があり、賃借の長短と碼頭には、稍々關係あるが如くである。しかし賃借の長短を測定すべき一定の標準はない。實に碼頭なるものは借家人の主張する權利である。要するに碼頭は單獨に主張することを得ない、則ち賃借長からず、且つ未だ碼頭頂脚を出さざるものは、

この権利を主張することを得ないと認むべきものである。

八、裝修頂脚碼頭は、轉頂の時に始めて代價を收取すべきものである。借家人にしてこの権利を有するものは、決して家主に召頂権利あることを許すや否や、若し家主がかゝる店舗を回収せんとするときに辦法ありや否や。頂脚ある店舗の召頂権は借家人に屬し、家主にはこの権利はない。若し家主がかゝる店舗を回収せんとするときは、借家人に向つて頂價を出さなければならぬ。頂價の妥協ができざるが、或は家主がかゝる費用を出すことを希望せざる場合には、回収せんとしてもこれに適用さるべき何等具體的の辦法はないのである。

九、召租(賃賃)は家主の行爲にして、召頂は借家人たる商人の行爲である。凡そ商店が閉業または移轉するときは何れも張紙して召頂するや否や。若し借家人が張紙して召頂すれば、租摺に轉租轉頂を許さざる旨の記載あるも、それは全く具文となるが、これは一般慣習の是認するところなりや否や。商人は、閉業または移轉に際しては、張紙して召頂するも、若し家主が讓受人に賃賃することを許さなければ、問題は解決しない。慣習上これに關して、確實妥當なる辦法はないのである。

一〇、碼頭頂脚を有する借家人が轉頂するには、新借家人に就て家主の同意を得なければならぬ。新借家人も家主より賃賃の同意を得なければならぬ。轉頂の場合には租契は更改(換換)せらるゝが、その場合には家主は家賃の値上を請求することを得るのである。

一一、頂脚ある店舗は繁華なる地區に多く閑散なる地區に少く、全然頂脚のない地區といふものはない。商業の種類によつて、その多少有無を區別することは、未だ調査が不完全であるから、一概に論斷することはできない。

一二、かゝる慣習は一般的のものであるが、これがために家主はその所有權の行使を稍制限せられ、不利であるとい

ふが、借家人は家主は貸家によりて家賃を得るを目的とするものであるから、家賃さへ怠納がなければ家主は収益權ありて、毫も妨害はないといつてゐるのである。

一三、各種の租摺租契は、當事者各一通を所持してゐる(南昌)。

南昌に於て家賃を賃借するには、借家人より支出すべきものに、押租、大租、小租の三種がある。押租とは敷金にして、當初月家賃の一個月分を納め、家賃怠納の場合にはこれより控除せられ、解約の時には返還せらるゝ。大租とは毎月の家賃にして、毎月十日以内にその月の家賃を支拂ふべきものである。小租とは家賃取立人(收租人)の取得するものにして、大租の三分に當る(南昌)。

家賃は端午節、中秋節、年末に支拂ふものと、四個月毎に支拂ふものとある。家主がその家賃を他人に抵當に附し、借家人に立退を請求した場合には、三個月、賣却した場合には、四個月の猶豫が夫々借家人に與へられ、その間の家賃は普通免除される。これを典三賣四といふのである(九江縣)。

家賃は多く月を以て定め、毎月十日以内に、その月の家賃を支拂ふのである。十日を過ぎて、移轉した場合にもその月の家賃全額を支拂ふべきものとされてゐる。間々年を以て定め、三節或は年末の如く分期に支拂ふものがある。賃借に期間の定めある外は借家人が家賃を怠納せざる限り、家主は故なくして解約することを得ない。抵當に附したるため賃賃せざる場合には三個月内、賣却したるため賃賃せざる場合には四個月内に、移轉しなければならぬ。これを典三賣四と稱し、この間の家賃は免除される。家賃の小修理費は普通借家人が、年々家賃より控除して、これに充當するが、大修理費は家主が負擔する。これは何れも租契内に記載されてゐる。しかし東工佃食とある場合には、大修理の場合に借家人は人夫の食費を負擔すべき義務を負ふのである(贛縣)。

一四、湖南省における借家慣習

民家や店舗を押借するには押租を要し、移轉する前に納めなければならない。先づ押租若干と定め、證書を作成し、家賃は押租受領證を交付する。しかし親密なる間柄なるときは押租を要せず、たと摺據を作成交付するのみである。慣借一ヶ月未滿と雖、一ヶ月分の家賃を支拂ふべきであるが、一ヶ月以上は日割計算とする。他人の家賃を賃借し營業多年に亘り解約する場合には、舊借家人は店内の商品棚(貨架)を家主或は新借家人に提供して、讓渡料(頂價)を要求する。これを頂空といふのである。この頂價は光緒三十年前には、四五十元であつたが、漸次上騰して今では百數十元に達し、且つこの慣習は長沙に始り、漸次湘潭方面に傳播しつゝある(長沙縣、湘潭縣)。頂價の外に、舊借家人は營業繁昌し解約せらるゝ場合には、雜作費(修繕費)を家主に向つて要求するのである。新借家人に向つては、雜作費と併せて權利金(これを合し)を要求するのである。この碼頭費は、營業の繁昌に従つて増加する。(長沙縣、湘潭縣、岳陽縣、常德縣)

一五、福建省における借家慣習

住宅の賃貸借には、從來永代賃貸借の慣習はない。永代賃貸借と明定せる契約はないけれども、租契に家賃を怠納せざる限り、他人に轉貸するを得ざる旨の條項あるときは、永代賃貸借と異ならない。故に所有權の移轉あるも、賃貸借の解約せらるゝことはない。しかし新家主は家賃の値上をなすことを得る。借家契約に於ては、從來陰曆を用ひ、家賃は月計算なるが、契約一年以上に及ぶときは、年計算とし閏月を計算しない。但し特約あるときは、この限りで

はない。家主が明渡を請求したるときは、借家人は三ヶ月の猶豫期間を與へられ、その期間の家賃を免除せらる。但し借家人自ら移轉するときは、この限りではないのである(福州)。

商人が店舗を賃借するときは、甲年十二月内に證人を立て、家賃全額を支拂ひ、或は二期に支拂はなければならぬ。その期間に支拂はないときは、家主は乙年の元宵節後立退くべきことを命じ、第三者に賃貸するのである(漳平縣)。

借家契約(批字)には、家賃を怠納するときは、解約轉貸は家主の自由たるべき旨を明記してあるが、實は家主が家賃の値上をなさんとするときは、解約轉貸し得るのである。しかしこれは民家の賃貸借に關するところにして、若し店舗にして營業に關する場合には、家賃を怠納せざる限り、新家主といへども解約を請求することを得ないのである(龍浦縣)。

借家契約には多く證書を作成する、家賃は月拂、季拂、年拂等、種々の方法によるのである(順昌縣)。

借家契約は多く口頭をもつてし、證書を作成することは極めて稀である。初め三ヶ月の押租を納め、爾後三ヶ月或は半年毎に家賃を支拂ふのである。若し契約に違反して家賃を怠納せるときは、直ちに明渡を請求せらるゝのである。期間は一年を以て普通とし、年末に至れば家主は家賃の値上をなすことができる。この場合に若し借家人が家賃値上の請求を拒絶すれば、直ちに明渡さなければならぬ。一年未滿にして移轉するも、その年の家賃は全額支拂はなければならぬ。但しこの一年内は、借家人が第三者に轉貸し、その家賃を取得することが認められてゐる(閩清縣)。

借家するには家賃十個月分の押租を納めなければならない。また周旋人(仲介人)に家賃一ヶ月分の報酬金(酬勞金)を

支拂はなければならない。これは家主も同様である(同安縣)。

借家契約は多く口頭に依り、別に租契及び租摺を作成しない。押租は要らないが、初に三個月分の家賃を前拂し、爾後期間満了前一日に、三個月分の家賃を前拂するのである。家主が回収しまたは轉賣するときは、三個月分の家賃を返還しなければならない。然らざれば借家人は明渡に應ぜず、且つ家賃を支拂はない。若し借家人が自ら三個月内に他に移轉する場合には、家主に三個月分の家賃の返還を請求することはできないのである(長樂縣)。

一六、結 言

支那各地における借家慣習を観るに凡そ前述のごとくである。借家契約の性質は賃貸借にして、當事者の一方(借家人)が他人の家屋を使用し、他の一方(貸家人、家主)に家賃を支拂ふ契約である。支那においては、家屋を房屋、家主を房主、業主、借家人を租戶、賃戶、租客、佃戶、房客等、家賃を租金、房錢、行租、大租、月租等と稱し、貸家するを出租、召佃等、借家するを租屋、賃借房屋等と稱する。

借家契約は不要式契約なるも、證明の方法として貸家證書及び貸家料領收帳を作成し、前者は各一通を所持し、後者は借家人これを所持することあり、前者を租契、租約、租字、批字等といひ、後者を租摺、摺據等といふのである。租契を作成せずして租摺のみを作成することあり、また全然兩者を作成せず、單に口頭契約を以つてすることもある。

借家契約が成立すれば、當初敷金を要するを普通とする。これを押租、押款、押金、座租、權租等と稱する。しかし當事者の間柄が親密なるときは、これを要しないことがある。また數個月の家賃を前拂する場合にも、押租を要しないことがある。押租は家賃支拂の擔保にあてらるゝものにして、家賃を怠納するときはこれより控除され、しからざるときは、特別の事情なき限り、解約移轉の時、家主はこれを借家人に返還すべきものである。借家人が、失火したときには、押租は全額沒收せられ、類焼したるときは押租は半額を沒收せらるゝを普通とする。押租は毎月家賃の十倍乃至十數倍位を普通とするのである。

借家に周旋人あるときは、契約成立と同時に、家主借家人とも各一個月分の家賃を報酬として支拂ふ慣習もある。これを酬勞金と稱する。

當事者は任意に借家契約の存続期間を定むることを得る。若し當事者の意思表示なきときには、その地方の慣習によるべきものである。租契に家賃の怠納なき限り、家主は第三者に移轉することを得ない旨の條項あるか、またかゝる條項なきも、かゝる慣習ある地方に於ては、借家權は永久に存するものと認むべきである。但し該家屋が滅失したるときは、借家契約は當然消滅するのである。

家主は家屋を借家人に引渡さなければならない。家主は大修理費を負擔しなければならない、但しこの場合特約によつて、借家人が人夫の食費を分擔することがある。これを東工、佃食と稱する。家主はかゝる義務を負ふと同時に、種々の權利を有する。家主は家賃を請求する權利を有する。家賃を怠納したるときは契約を解除し、家賃値上を請求する權利を有する。

借家人は善良なる管理者の注意を以て家屋を使用しなければならない。また家賃支拂の義務を負擔する。家賃は當事者が任意に定めることができる。その決定方法には月額と年額との二種があるが、その支拂方法には前拂と後拂あり、月拂、季拂、半年拂、年拂がある。何れにしても家賃として支拂ふべきものは、金錢たるを原則とする。家賃は

家主の現在の住所に於て支拂ふを原則とするも、家主の方より徴収に來ることあり、この場合には、借家人は自宅に於て家賃を支拂ふことを得る。かゝる徴収人を收租人と稱し、その報酬は家主の負擔するを原則とし、借家人に於て家賃の三分を小租として納むる場合もある。家賃は多く陰曆によるが、月拂なるとき閏月の家賃を如何にするやといふに、一年以下なるときはこれを徴収し、一年以上なるときは免除するものあり、また期間の長短に拘らず、閏月の家賃を半減するものがある。但し店舗に對してはこの慣習を認めざるものがある。

新に借家して、家賃が月額なるときは一月分を支拂ひ、三ヶ月額なるときは三ヶ月を支拂ふを要することがある。他に引越す場合に、一年以上居住したるとき、一箇月額なるときは日割計算とし、三箇月額なるときは前納せる三箇月分の家賃は、その返還を受くることを得ない。

家主は存続期間の定めありて滿了せる場合、存続期間の定めなき場合等には、借家人に對し明渡を請求することができる。かく明渡の請求を受けたるときは、直ちに明渡さなければならぬところもあるが、多くは一箇月乃至三箇月の猶豫期間を與ふるか、三箇月の家賃を返還するかの慣習があつて、借家人は保護されてゐるのである。但し借家人が、家賃の怠納その他自己の事情によつて移轉する場合には、かゝる猶豫期間はないのである。蓋しかゝる場合には借家人に於て、豫め立退先も決定してをて、敢て猶豫期間の必要もないからである。かくの如き慣習は借家法の制定なき支那に於ても、借家人保護の精神に合致してゐる。また、その期間の家賃を免除するが如きは、立退費を支給する精神に合致するものにして、これまた借家人保護の模範とすべき美風といふに憚らない。

借家人は、家主の同意なくして第三者に轉貸することを得ないのを原則とする、例へば江西省における頂買の場合に於ても、借家人は何人に頂脚を賣却するかに就て、家主の同意を得なければならぬのである。但し一年の賃借

期間にて家賃を賃借したる借家人が、その期間内に他に移轉したるときは、移轉の際借家人は、家主に一年間の家賃を支拂ひ、その殘餘期間内は家主の同意なくして第三者に轉貸することを得る。普通借家人の轉貸を認めざるもまた後の場合に特に轉貸を認むるも、いづれも家主の損失を免れんとする希望に出づるものである。

期間の定めあると否とに拘らず、家主は借家人の同意を経て家賃の値上をなすことを得るが、特に家賃の怠納なき限り第三者に轉貸することを得ずとか、或は家賃は永く増減せずとかの條項から、契約においては、家主は、

- 1 商號の變更
- 2 借家人の變更
- 3 家主の變更

なき限り、家賃の値上をすることはできないのである。これまた借家人を保護するに有力なる手段である。

家主は、存続期間の定めあるときは、存続期間の滿了と同時に、賃貸契約を解除することができる。但しその場合においても

- 1 借家人が善良なる管理者の注意を怠りたるとき
- 2 借家人が家賃の支拂を怠りたるとき
- 3 借家人が匪賊を招徠したるとき
- 4 借家人が博徒を招徠したるとき

等には、家主は借家人に向つて、直ちに立退を請求することができる。この場合には、勿論猶豫期間並にその間の家賃免除も認められないのである。存続期間中といへども借家人は自己の都合によつて契約を解除することができる。

しかしこの場合、一家賃支拂期間の家賃は支拂はなければならない。但し期間を五日や七日越えても、その間の家賃を免除せらるゝことがある。

借家契約に存続期間の定めなきときは家主は隨時解約し得るが、永代借家(永租)の場合においても、

- 1 善良なる管理者の注意を怠りたるとき
- 2 借家人が家賃を怠納したるとき
- 3 借家人が匪賊を招徠したるとき
- 4 借家人が博徒を招徠したるとき

等には、家主は直ちに明渡を請求することができる。しかしその他の場合には、家主は明渡を請求することはできない、例へば賣却の場合においても、新家主は明渡を請求することを得ないがごとくである。これに反して、假令永代借家の場合と雖、借家人は自己の都合によつて、契約を解除することができる。これまた借家人を保護するに足るものであるといはねばならぬ。

斯く觀來れば、支那における借家慣習には、幾多の美點のあることが判知せらるゝであらう。かゝる美點は我邦としても立法上、運用上他山の石とすべきであらう。またその反面に幾多の汚點や缺陷があつて、借家人家主の不利を招き、紛擾を惹起することも判知せらるゝであらう。支那としても、從來の美點は保存し、從來の汚點缺陷は矯正し將來借家法等を制定して、借家問題の解決に資すべきであらう。(一九二四、八、一〇)

第六節 支那における先買權

一、序 言

支那においては、古來一定の資格を有するものに、一定の不動産につきて、先買權を認むる慣習がある。この先買權は、一に優先留兌權、優先承受權、優先留買權等と稱せられるのである。かゝる先買權は、物權的性質を有する物權的先買權にして、かゝる權利は、我邦にはこれを見出すことはできないが、獨逸にはこれを見出すことができるのである。民國に至つても從來の慣行を認むるも、或種のものはこれを廢止したのである。これと對立して、債權契約によつて設定せらるゝ債權的性質を有する債權的先買權のあることは勿論である。今茲には物權的先買權に就て述ぶるであらう。これが研究に當つては、諸地方におけるこれに關する慣習を考察しなければならぬ。しかし各地の慣習を悉く網羅することは至難である。故に筆者において認知せる範圍に止むるは已むを得ない。この狭い範圍の慣習を審に考察してこれを歸納し、且つ獨法における理論を少しく考察して、これを演繹し、支那における物權的先買權の性質を論じ、且つその存在理由並に整理に就て鋭述するであらう。固よりこれに關聯しては、拙著「支那物權慣習論」を参照せられたい。

二、物權的先買權の慣習

湖南省長沙縣——田地を賣買するにあたりては、親族(親房)の同意を経るを要する、親族の同意があつて賣買契約

は有効に成立するのである、これは田地の賣買に當つては、親房が先買權を有するがためである。

湖南省益陽縣、耒陽縣、寶慶縣、瀘溪縣、常德縣——田地を賣買するには先づ親族に相談し、若し親族中買得るものなきときは、始めてこれを親族以外のものに賣却することができる。故に賣買契約書(賣契)に「儘問親房叔伯人等俱稱不受、祇得請憑中人某々、説合、賣與某々名下」等の條項を記載することがある。この種の慣習は所有權處分の自由を制限するのみでなく、これに藉口して買主において價格を低減せんとする傾向を生ぜしむるのである。

江西省贛南各縣——不動産を賣買する場合には、賣買契約書に「先儘親房人等俱不受」のとき條項を記載するが、表面上よりこれを觀察するに、親族に先買權あるがごとくなるも、實際は賣價の高低によつて定むるものにして、決して不動産を賣却するに當つて、親族は先買權を有しない。これは古來不動産賣買にあつて、親族が先買權を有したる遺習にして、今日においてはかゝる慣習なく、たとへ右のとき條項あるも具文たるにすぎないのである。

安徽省來安縣——不動産の賣買にあつては賣主の親族及び前所有者(前業主老業主)は先買權を有し、若し彼等において買得せざるときは、第三者にこれを賣却することを得るのである。

安徽省泗縣——田地を典權に附し、或は賣却するにあつては、賣主の親族は先買權を有する。若し親族にこれを買得るものなきときは、賣主は始めて田地を第三者に賣却することを得るのである。

陝西省華陰縣、華縣、神木縣——不動産を賣却するに當つては、親族は先買權を有する。親族中に買得るものなきとき、始めて第三者にこれを賣却することを得るのである。故に俗「儘内不儘外」といふ語がある。若し不動産の賣却に當つて親族に相談せずして、直ちに第三者に賣却したるときは、親族は告争することができる。神木縣にあつては、この場合親族は賣價を提供して、買主より買戻すことができるのである。

陝西省漢中道各縣及び扶風縣——不動産を賣却するに當つては、賣主は先づ親族に相談し、親族中に買主なきときは、隣地所有者に相談しなければならぬ。若し賣却せんとする不動産が、典權の目的たる場合には、最後に彼に相談しなければならぬ。すなはち賣却不動産については親族、隣地所有者(地隣)、典權(者典主)の順位に先買權を有するのである。

陝西省栒邑縣——不動産を賣却するにあたりては、親族典權者の順位に先買權を有する。

陝西省雅南縣——不動産を賣却するに當りては、親族、隣地所有者、前所有者の順位に先買權を有する。

綏遠特別行政区——家を賣却するに當つては、隣地所有者に相談しなければならぬ。土地を賣却するに當つてもまた同様である。この種の慣習を「賣房儘隣、賣地儘畔」と稱するのである。

直隸省高陽縣——土地を賣却するに當つては、賣主は親族並に隣地所有者に相談しなければならない。親族或は隣地所有者にして、買得せざることを聲明するを俟つて、始めてこれを賣却することができるのである。

吉林省榆樹縣——宅地の賣買に當つて、典權者が先買權を有することは勿論であるが、その他親族、隣地所有者もまた先買權を有する。これ土地の賣買に當つて、必ず仲介者を通じて親族、隣地所有者の買得するや否やを確むる所以である。

吉林省——吉林の舊慣に依れば、親族、同族、同屯の人は、土地の賣買に當つて先買權を有する。^(二)

奉天省——宅地を賣却するに當つては、典權者、地上權者は先買權を有する。この種の慣習は各處とも同一である。但し典權者が買得る資力なきときは、所有者はこれを第三者に賣却することを得るのである。奉天省においては、尙ほ小作人も先買權を有すること、他地方と同一である。^(二)

福建省長樂縣——永小作人は先買權を有し、地主がその土地を賣却するに當つては、永小作人の同意を経なければならぬ。その他の地方においても同様である。

江蘇省江北諸縣——不動産共有者が、その持分(應有部分)を賣却し或は典權に附するに當つて、その他の各共有者はその優先受權を有する。即ち典權に附せらるゝ場合には、優先して典權者となり、賣却せらる場合には優先して買得權者となることを得るのである。その他抵當權(抵押權)者も抵當物(抵押物)に對して先買權を有することは、慣習上認めらるゝところであり、また慣習法としても有効である。^(三)

【註一】 民國二年四月十五日司法公報。

【註二】 宣統三年八月二十二日奉天高等審判廳民事案、大理院判例四年上字第四二九號。

【註三】 大理院判例六年上字第八八九號。

三、物權的買權の性質

物權的先買權は、如何なる資格あるものに認めらるゝやといふに、(一)親族、(二)同族人、(三)同屯人、(四)隣地所有者(地隣)、(五)不動産賃借人、(六)永小作人、(七)地上權者、(八)不動産抵當權者、(九)不動産典權者、(一〇)共有者の十種である。今これを大別すれば物權的先買權は、

- 1、或種の團體員
- 2、或種の不動産權利者

について認めらるゝのである。これを要するに、その目的物たる不動産について、直接間接に利害關係を有するもの

に限定されてゐるのである。是のごとき慣習法の精神とするところは、利害關係者を保護し、社會生活の靜謐を期し、目的物たる不動産の用益を全からしめんとするにあることは、自ら明かなるところである。

地方の善良なる慣習によつて確認せられたる先買權は、物權的性質を有し、先買權者はこれをもつて第三取得者に對抗することを得^(一)。先買權者の同意なくして、典權に附し或は賣却せられたる目的物については、先買權利者は、自己が先買權者たること並に同意を與へざりしことを證明し、反對給付(典價または賣價)を提供して、第三取得者に對して目的物の返還を請求することを得るのである。

先買權の目的物たる不動産について、先買權者は、その處分に際して、時價を提供して目的物の讓渡を希望するの權利を有する^(二)。故にたとへ目的物の所有者が、時價以上の代價を要求するも、これを却ることを得、これをもつて先買權の拋棄と看做すことを得ないのである。これに反して時價を提供することを欲せざるか或は全然買得を希望せざる旨の意思表示をなしたるときは、先買權を拋棄したるものと看做され、爾後再び異議を申立つることを得ざるものとするのである。^(三)

先買權者が先買權を拋棄したるときは、先買義務者は初めて有効に物權の變動をなすことを得。これに反して先買權者が、先買權を拋棄せざるに、先買義務者が目的物を處分するも、物權變動の效力を生ずることはないのである。先買權者の順位は親族を第一位とし、隣地所有者を第二位とするもの多く、その他典權者、前所有者、抵當權小作人、永小作人等についてはその順位が明でない。

先買權の目的物は、特定物たるを原則とするも、先買權者が親族なるときは、その先買權の目的物は、平時は親族の全不動産に及び不確定なれども、先買權の行使に當つては、特定するのである。先買權の目的物は、不動産に限ら

れ、動産を含まない。不動産は、土地を主とするも、家屋についてもまた地方によつて先買權が認めらるゝのである。先買權は従たる物權なるをもつて、主たる權利の得喪とその運命をもにするのである。先買權は、その目的物について典權の設定され或は所有權の移轉の行はるゝ毎に、その效力を發生するものとなるをもつて、一たびこれを拋棄するも、本權に得喪ない限り、消滅することはない。例へば隣地所有者が一たび隣地の賣買に當つて、先買權を拋棄すれば、その賣買については先買權は消滅しない。例へば隣地所有者が一たび隣地の賣買に當つて、先買權を拋棄すれば、その賣買については先買權は消滅するも、再び賣買の行はるゝ場合には、先買權を行使し得るがごとくである。故に先買權は、本權の得喪なき限り相對的消滅なしといふことを得るのである。

【註一】 大理院判例六年抗字第一八號。

【註二】 同上年上字第四六八號。

【註三】 同上。

四、物權的先買權の存在理由

支那においては、前述せる諸物權に従として物權的先買權が承認せられたのであるが、その存在理由は如何。それは本權の種類によつて自ら差異なきことを得ないのである。

親族に同族の不動産について先買權を認めたるのは家資の分散を防止し、家族の存續繁榮を期し、家族制度を擁護するの趣旨に出でたるものといふべきである。前所有者に先買權を認めたるは、一たび賣主及びその同族が貧困なるためその所有不動産を賣却するも、再び繁榮してこれを買戻すことを得るに至ることあれば、これが買戻權を與へ、家

資を回復せしめんとするにあるのである。

典權者及び抵當權者に先買權を認めたるは、その債權の保護を主たる目的とするものであるといはなければならぬ。しかし理由は單にそれのみではないのである。

典權者は債權の保護のみならず、典權の目的物(典物、當物)を現在占有し、使用収益しつゝあること、普通小作人と同様である。しかしして現在の占有者をして成るべく繼續して使用収益をなさしめ、目的物の利益を完全にせしめ、經濟の發達を圖らんとするにあるのである。或る調査書^(一)には、今この慣習の由て來る所以を按ずるに、第一に業主(所有者)が既に或る權利を設定したる土地を處分するに當つては、先づその土地に最も密接の關係ある權利者に引受けしむるは、條理に合するものなりとの觀念に基き、第二に普通の租權(賃借權または小作權)は債權にして、第三者に對抗する効力なきをもつて、不時の損失を與へざらんがため、先づ租戶(賃借人または小作人)にこれを引受けしむるを妥當となすといふにあるが如し。かくのごとく租戶に先典先買の優先權を認むる上は、若し業主にしてこれを無視し租戶に何等の通知なく第三者に土地を典賣せるときは、その行爲は租戶に對抗する効力なく、反對に租戶のその無効を主張し得べきものと云はざるべからず^(二)といつてゐる。又該調査書には小作權は債權なるも、これがために實際において小作人の利益を甚しく侵害するものではない。何となれば第一、租地の典賣(典權設定、所有權賣渡)に際しては租戶に先買權を認むるが故に、租戶にして資力あるときは、第三者に先んじてこれを典賣することを得るからだ^(三)といつてゐる。しかし小作人に先買權を認むるからとて、實際において小作人を保護する効用あるものとはいふことができない。蓋し小作人は普通貧窮なるを以て先買權を有するも、これを行使するを得ず、これを拋棄しなければならぬ境遇にあるからである。

隣地所有者（地隣）に先買權を認めたるは、隣地が同一所有者に屬するときは、土地の使用改良に便益の多大なるとともに、土地の過小區分より生ずる不利益を防止することを得、土地經濟の發達も期待することを得るからである。

これを要するに、物權的先買權の存在理由としては、二大目的が儼存する、即ち家族制度の擁護と土地經濟の發達がそれである。

【註一】 南滿洲鐵道株式會社調査課『租權』第六四頁

【註二】 同書第六二頁

五、物權的先買權の弊害と整理

支那においては、前述したる理由によつて古來慣習上、前述したるがとき先買權を認めてゐたのであるが、民國に至つて普通小作人、隣地所有者、同族、同旗、同屯の先買權はこれを否認するに至つたのである。

(一) 同族、同旗、同屯の先買權の否認

民國二年大理院の判決を觀るに(二年上字第三號)、吉林省において旗人那永海なるものが、その所有地を自己の屬する本旗外の被告李忠臣に賣却せるに對し、本旗内の原告人穆金楸がこれを不當として上告した事件がある。

その理由に曰く、吉林の舊慣は土地の賣買に當つては本旗本旗本屯に先買權がある、しかるに被告原告人は、この舊慣を無視して賣却した、故にこの賣買は無効であると。しかし大理院は凡そ習慣法の成立要件としては、(一)各人にこれを法とする確信あること、(二)一定期間同一事項につき同一の行爲を反覆せること、(三)法令に規定なき事項な

ること、(四)公共の秩序利益に反せざることを要する。しかし吉林のかゝる慣習たるや、第一乃至第三の要件はこれを具備するも、所有權の處分を制限し經濟上の流通と地方の發達とを障碍するものにして第四の要件を缺くものである、故にこれを法として效力あるものとは認めることができないと判決してゐる。この判旨を見るに獨り吉林においてのみならず、一般にこの慣習は大理院の見解のごとく、所有權の處分を制限し、經濟上の流通と地方の發達とを障礙するものたることを論を俟たざるが故に、他省においても慣習法の效力を失ふに至るべきこと勿論である。現に四年上字第二八二號、六年上字第一〇一四號の判例においても、大理院は同族の先買權を否認してゐるのである。これより類推するに同旗同屯の先買權を否認してゐることも明である。大理院の判旨はかゝる習慣は所有權の處分を制限し、經濟上の流通と地方の發達とを障害し、それが即ち慣習法の成立要件の一たる公共の秩序利益に反せざることの要件を缺ぐとなすのである。

(二) 普通小作人の先買權の否認

小作人に特權的先買權を認むるの慣習あることは、前述のごとくであるが、大理院は普通小作人に對して特權的先買權を認むる時、經濟上の流通と地方の發達を障害するからこれを否認すべき旨を判決してゐる。これに反して土地と最も利害關係の深い長期の小作人及び永小作人に對しては依然として特權先買權を認めてゐるのである。但しかゝる永小作人が特權的先買權を行使するには、小作料(佃租)の怠納なきことを要件とするのである。

【註一】 大理院判例四年上字第四二九號

(三) 隣地所有者の先買權の否認

隣地所有者に對しても同一の理由をもつて特權的先買權を否認してゐる。これを要するに大理院が同族、同旗、同

屯、普通小作人、隣地所有者に對して特權的先買權を否認せるは、これをもつて所有地處分自由の原則に矛盾し、經濟上の流通と地方の發達を阻害となすにあるのである。但し今日においても典權者、永小作人、不動産抵當者、地上權者、不動産共有者には、物權的先買權を認めてゐるが、これは別個の理由に基くものである。

【註一】 大理院判例六年上字第八八九號

【註二】 同上

六、結 言

大理院がかくのごとく、同族、同旗、同屯、普通小作人、隣地所有者の物權的先買權を否認せるは、彼等が慣習上當然物權的先買權を取得すべきことを否認せるものにして、彼等は如何なる手續を採るも、全然物權的先買權を取得することができないとしたのでない。彼等といへども、契約によつて物權的先買權を設定し、不動産登記條例に従つて暫時登記をなすときは、物權的先買權を取得することができるのである。これに反して典權者、永小作人、抵當權者等は登記することなくして、その目的物に對して當然物權的先買權を取得するものである。それはこれ等諸物權の性質それ自身に基く當然の結果である。物權的先買權と併んで、債權的先買權が認められてゐる。これは契約によつて設定せられ契約當事者間においてのみ效力を有し、これを以て第三者に對抗することを要しないのである。但しこれが暫時登記をなすときは、直ちに物權的先買權となり、先買權者はこれをもつて先買義務者に對しては勿論、第三取得者に向つて對抗することができるのである。

〔註一〕 不動産登記條第七條

第七節 支那に於ける債權抵銷

一、抵銷の本質

- 一 抵銷（相殺）とは、相對立せる二個の債權が、抵銷適狀に在る場合に、双方の債權を消滅せしむる意思表示をいふ。
- 二 抵銷は一の單獨行為である。二個の債權が對立し、抵銷適狀を生ずることに依つて抵銷權を生ずる。抵銷權な法律の規定に基き債權の效力として生ずる權利にして、その行使に依つて債權は消滅す。従つて抵銷權は形成權たる性質を有する。抗辯權ではない。
- 三 抵銷の本質に就いては議論があるが、抵銷は法律の特に設けた制度である。法律が抵銷を以て獨立なる債權消滅の原因としたのは、便宜と公平とに適合する。給付を交換するを避けて、時間と煩勞冗費とを節するを得べく、また一債務のみの履行を強制することがないから、保護の偏頗を生じない、しかして抵銷は、債權人が自己の債權を處分するのみならず、自己の債權を満足せしめんがために、他人の債權を處分するに外ならない。即ち債權人は一方行為に依つて、債務人の反對債權を消滅せしめ、これに依つて自己の債權に満足を與へ、且つ消滅せしめるものである。故にこれを認めんがためには特に法律の規定を要する。すなはち抵銷法律が債權消滅の原因として認めたる自助若くは自己満足の方法である。
- 四 抵銷と同様なる結果は、當事人の契約に依つても、またこれを發生せしむることを得る、或はこれを抵銷契約と

いふ、是れ契約自由の原則上、その有效なるは言を俟たないといへ、民律の所謂抵銷ではない。従つて抵銷の要件を具備するを要せざるのみならず、その効果もまた必ずしも同一でない。殊にその溯及効果を有すべきや否やについて、當事人の意思を解して、これを決定しなければならぬ。

二、抵銷の要件

一 抵銷を生ずるには、次の要件を具へることを要する。

(1) 債権が對立することを要する。すなはち抵銷をなす債権即ち自働債権と抵銷せらるゝ債権すなはち受働債権とが存在せることを要する

(イ) 債権が有効に成立することを要する。抵銷に供すべき債権が存在しないときには、抵銷をなすことを得ない(民四七)。大理院判例にも、『債権抵銷の要件四あり。(一)當事人は、須らく互に同種標的の債務を負ふべきこと』といひ、また『當事人一方の抵銷行為が必ず種々の要件を具備したる後、始めて能く效力を發生す。しかして尤も當事人双方が債務を負有することを以て解決の前提となす。若し當事人一方が、並に未だ他方に對して債務を負有せざれば、則ち根本上已に抵銷の言ふべきなく、その他の要件は置いて問はざるべし』といつてゐる。しかし例外として時効に因つて消滅したが、その時効完成前に於て抵銷に適したる場合に於ては、その債権者は抵銷をなすことを得る(同條)。これは一に實際上の理由に基くものにして、當事人間の公平を保ち相互を保護せんがためである。債権が抵銷に適する場合においては、債権人は何時にても抵銷をなして、債権を消滅せしむることを得べきものとし、抵銷の意思表示をなすことを怠ることなしとしない。しかるに抵銷の意思表示をなすことを遅延せるがために、債権が時効完成に因つて消滅したる場合に、抵銷をなすことができないとするのは、公平に合しない、故に時効に因つて消滅せる債権を以

て、抵銷をなすことを得るものとしてゐる。受働債権が時効に因つて消滅せる場合については、特別の規定はないが、時効の利益を抛棄して、相對人の債権を消滅しないものとし、抵銷をなすことを得ることは言を俟たない。

撤銷し得べき行為によつて生ぜざる債権は、撤銷以前にあつては、抵銷に適する。しかし、撤銷は溯及効果を有するが故に、撤銷ありたるときは抵銷は無効となる。

(ロ) 債権が對立的なることを要する。即ち原則として自働債権の債権人は受働債権の債務人にして、且つ受働債権の債権人は自働債権の債務人たることを要する。従て抵銷人は自己の債権のみを抵銷に供することを得るものにして、他人の債権をもつて抵銷に供することを得ない。また抵銷人は、被抵銷人に對する債権のみを抵銷に供することを得るものにして、他人に對する債権をもつて抵銷に供することを得ない。

(2) 双方の債権が同種の標的を有することを要する(民第四)。異種の標的を有する債権は、假令その客觀的價格が同一なるも抵銷を許さない。大理院判例にも、『債権抵銷の要件四あり。(一)當事人が須らく互に同種標的の債務を負ふべきこと』といひ、また『抵銷の要件に所謂双方の債務須らく同一種類の標的を有すべしとは、債権標的たる給付が須らく同一種類に係るべきを指していふに係る、債務の原因が須らく同一たるべしといふにあらざ』といつてゐる。

故に例へば、金錢債権をもつて米穀の給付をもつて目的とする債権と互に抵銷することを得ない。従て抵銷は、主として種類債権殊に金錢債権にその適用が多い。双方の債権が特定物の給付を目的とする場合には、縱令兩個の物が客觀的には同一種類に屬する場合においても、抵銷をなすことを得ない。たゞ同一物を目的とする稀なる場合におつてのみ、抵銷をなすことを得る。双方ともに同種類の物の給付を目的とする債権なるも、その種類の範圍を異にする場合には、狭き範圍の種類債権をもつて廣き範圍の種類債権と抵銷をなすことを得るも、これと反對に後者をもつて前

者に對し抵銷なすことを得ない。

(3) 双方の債権が清償期に在ることを要する(民第四六五條)。大理院判例にも、『債権抵銷の要件四あり、(二)双方の債務が均しく已に清償期に至れること』といひ、『債務の抵銷は、須らく種々の條件(要件を)を具備すべく、しかして双方の債務が均しく已に期に至れることも、また條件(上)の一となす。故にその他の條件が均しく已に具備するも、苟くも一方の債務が尙ほ未だ期に至らざるに、しかも他方の債務が、遽に抵銷の法理を採用して、履行を拒絶するは、自ら不合に屬す。しかれども抵銷を主張せる始には、一方の債務が未だ期に到らざりしと雖、しかも若しこの成訟に因り、訴訟中間に於て、該條件が業に已に完成せるときは、審判衙門は、仍ほ抵銷の合法たるを認めざる能はず』といつて

(イ) 自働債権が清償期に在らざるときは、常に抵銷を許さない。蓋し若しこれを許せば、期限前に清償を強制し得ると、同一の結果となるからである。大理院判例に、『苟くも一方の債務が尙ほ未だ期に至らざるに、しかも他方の債務が遽に抵銷の法理を適用して履行を拒絶せんと欲するは、自ら不合に屬す』とは、自働債権についていつたものである。

(ロ) 受働債権は必ずしも常に清償期に在るを要しない。蓋し期限は債務人の利益のために存するを常とし、しかして期限の利益はこれを抛棄することを得るをもつて、自己の清償すべき債務は履行期に在るを要しないことを常とするからである。

(4) 債権の性質が抵銷を許すものなることを要する(民第四六七條)。大理院判例にも、『債権抵銷の要件四あり(三)債務の性質に依り須らくその抵銷を準許すべきこと』といつてゐる。『債務の性質が抵銷を許さず』とは、抵銷をなすことが

債務を成立せしめたる本旨に反することをいふ。例へば同種の不作爲の債務、または單純なる作爲の債務(勞務)のごときは抵銷を許さない。また例へば扶養債務のごときも抵銷を許さない。

自働債権に抗辯の附着せる場合(同時履行の抗辯の附)に抵銷を許すや否やといふに、支那民法にも我が民法に於けるがごとく明文がないから、これを許すべきものと解するものがあるかも知れないが、これに抵銷を許すときは、被抵銷人は、故なくして抗辯権を剝奪せらるるの結果となりて頗る不當であるから、抵銷を許さないものと解するを正當とする。大理院判例にも、『債務人は債権人に對して、互に債権を有するに因り、抵銷抗辯をなし得る時には、すなはち代位債権人に對してもまた主張することを得』といつてゐる。

(5) 抵銷の禁止なきことを要する(民第四六七條、第四六八條、第四四九條、第四七〇條、第四七一條)。抵銷の禁止は或は法律上の規定に基いて生じ、或は契約に基いて生ずる。

(イ) 法律が抵銷を許さざる場合を擧ぐれば、(一)侵權行爲によつて生じたる債権に對しては抵銷をなすことを得ず(民第四六條)。即ち加害人は被害人の損害賠償債権に對し被害人に對して有する債権を以て抵銷をなすことを得ず。しかれども被害人より抵銷をなすことを妨げない。(二)扣押を禁止したる債権に對して抵銷をなすことを得ず(民第四七〇條)。この規定は強行規定にして、當事人の契約に依り、その適用を除外することを得ない。しかれども扣押を禁止したる債権を以て抵銷をなすことを妨げない。(三)債権扣押命令を受けたる第三債務人は、命令送達後に取得したる債権を得て、扣押債権人(差押債權者)に對抗することを得ない(民第四七一條)。第三債務人に對する支拂の禁止は、抵銷の禁止をも含むものと解するを要するが故に、第三債務人は扣押に依り抵銷をなすの權利を失ふ。しかれども廣く抵銷を禁止するは、第三債務人に對して酷なるを以て、第三債務人は債権扣押命令送達後に取得せる債権を以て、抵銷をなすことを得ざるに止

り、その以前に取得せる債権を以て抵銷をなすことを得。

(ロ) 債権が法律の規定する抵銷の要件を具備する場合においても、當事人は抵銷を許さざる旨を定むることを得る(民第四六七條)。蓋し第四四五條は、任意規定たるにすぎざるが故である。大理院判例にも『債権抵銷の要件四あり、(四)須らく當事人が未だ豫め反對の意を表示せざるべきこと』^(一〇)といつてゐる。しかして當事人が未だ會て反對の意思を表示せずとは、當事人が抵銷主張以前に債務は抵銷を許さずとの約定を経ざるをいふものにして、抵銷には當事人相互の合意を要すといふのではない。^(一一)しかし抵銷禁止契約をもつて、善意の第三人に對抗することを得ない(民第四六七條二項)。例へば抵銷禁止契約あることを知らずして、債権を譲受したるものは、その債権をもつて抵銷をなすことを得るがごとくである。

二 抵銷の要件は上述せるところに盡きてゐる。従て後述するがごとき事實は、抵銷の要件に屬しない。

1) 履行地の同一なること(民第四六六條)。大理院判例にも『二人が互に同種標的の債務を負ひ、均しく清償期に至れるときは、各債務人は自己の債権を以て、相對人の債権と互に相抵銷することを得。その抵銷は、兩造(兩者)が清償の程序(手續)を節省するための起見に係り、並に同一の債務履行地に限らず、即ち債務履行地各異なるも、また之れを抵銷することを得』^(一二)といつてゐる。但し履行地の異なる場合においては、抵銷をなせる當事人は、相對人に對して、これに因つて生じたる損害を賠償することを要する(民第四六六條但書)。損害賠償の範圍は、相對人が履行地に於て、履行を受けざる事實と因果關係を有する損害の全部である。その義務の性質は、特別の法律上の義務に外ならない。

(2) 債権の明確なることを要しない。損害賠償債権の如く、債権額の計算を要するものも、なほ抵銷に適する。その他双方の債権が同一の原因により發生せることを要しない。^(一三)双方の間に牽聯あることを要せず、出訴中の債権

なることを妨げない。^(一四)また債権額の同一なることを要せず額の異なるときは、對當額に就いて抵銷を生ずる大理院判例にも『二人が互に同種標的の債務を負ひ、均しく清償期に至るときは、即ち互に相抵銷せんことを主張することを得、原と双方の債務に於てその數額の必ず相同一なるに限らず』^(一五)といつてゐる。従て債権額一部の抵銷を妨げざることとなる。この點は、清償と異なる。

- 【註一】 大理院判例四年上字第三一六號
- 【註二】 同 六年上字第一一〇六號
- 【註三】 同 四年上字第三一六號
- 【註四】 同 七年上字第五〇〇號
- 【註五】 同 四年上字第三一六號
- 【註六】 同 三年上字第六〇八號
- 【註七】 同 上
- 【註八】 同 四年上字第三一六號
- 【註九】 同 六年上字第四七二號
- 【註一〇】 同 四年上字第三一六號
- 【註一一】 同 七年上字第五〇〇號
- 【註一二】 同 四年上字第一三四四號
- 【註一三】 同 七年上字第五〇〇號
- 【註一四】 同 三年上字第六〇八號
- 【註一五】 同 五年上字第八一五號

三、抵銷の方法

一 抵銷の方法は、立法例に依つて一様でない。支那民律草案は、相對人に對する意思表示に依つて、これをなすものとしてゐる(七三條)。抵銷は債權の處分行爲なるが故に、これをなすには行爲能力を要する。抵銷の意思表示には方式を必要とせず、明示または默示たることを得、必ずしも抵銷なる文字を用ゆることを要しない。相對立する双方の債權を、抵銷に因つて消滅せしむる意思の明かたるを以て足る。抵銷の意思表示は相對人に對してこれをなすことを要し、相對人に到達することに依つてその効力を生ずる(民第一九四條)。抵銷の意思表示には、條件または期限を附することを得ない(民第四七條但書)。蓋し抵銷の意思表示に、條件または期限を附することを得るものとなすときは、抵銷人の一方的意思表示に依つて相對人の地位を不確定ならしむるのみならず、相對人の抵銷權を害するものにして、著しく公平に合しないからである。故に抵銷の意思表示に條件または期限を附したるときはその抵銷の意思表示は無効となる。

二 抵銷の意思表示は裁判上これをなすことを要しない。しかし裁判上に於てこれを妨げない。この場合には抵銷は、一方に於ては實體法上の行爲として、抵銷の意思表示に因つて債權は消滅し、他方に於ては訴訟法上の行爲として、抵銷に因り債權が消滅せることを主張する。従てその一方のみの要件を備へて他の要件を具備せざるときは、一方の行爲としてのみ有効である。また一方のみの委任を受けた代理人は、これをなすことを得ない。すなはち訴訟代理人が抵銷をなすことを得るがためには、特にこの點について委任の存することを要する。

三 被抵銷人が同種の目的を有する數個の債權を有し、しかして抵銷に供せられたる債權が、その總債務を消滅せしむるに足らざるときは、抵銷充當の問題を生ずる。この點に就いては清償の充當と同一の原則に従ふ(民第四七條)。

四、抵銷の效力

一 抵銷に因つて双方の債權は消滅する。双方の債權が額を異にするときはその對當額について消滅する(民第四七條)。大理院判例にも『兩造債務の相當額に就きて、消滅の効力を發生す』といつてゐる。債權の如何なる部分たるを問はず、抵銷に因り對當額について消滅するが故に、債權を訴に依り請求せる場合に、被告はその訴求せられたる部分に對し、抵銷をもつて對抗することを得る。

二 抵銷の意思表示は双方の債務が互に抵銷をなすに適したる時に溯反して効力を生ずる(民第四七條)。すなはち所謂抵銷適狀を生じたる時に溯りて債權消滅の効力を生ずるのである。大理院判例にも『債權の抵銷は、應さに抵銷をなすべき時に溯及して、債權消滅の効力を生ずべし』といひ、また『債務の抵銷は意思表示の遲早に論なく均しく應さに抵銷をなすに宜しき時に溯及して、兩造の債務相當額に就きて、消滅し効力を發生す』とつてゐる。

抵銷が溯及力を有するのは、公平を保たしめんがために法律が擬制せるものである。蓋し双方の債權が抵銷適狀に在る場合には、當事人は何時にても抵銷をなし得べきものとなし、或は既に抵銷に因つて消滅せるものとなし、抵銷の意思表示をなすことを免るるを常態とするしかるに若し抵銷が抵銷の意思表示をなしたる時より、將來に對してのみ効力を生ずるものとなすときは、當事人の一方は不利益を受け不公平の結果を生ずるが故である。

抵銷に因り抵銷適狀を生じたる時に、債權は消滅する結果となるが故に、(一)抵銷適狀を生ぜる時より利息債權もまた消滅する。(二)債務人は抵銷適狀を生ぜる時より履行遲延の責を免る、債權人の遲延に關してもまた同じ。(三)債務人は抵銷適狀を生ぜる時より、損害賠償義務を免る。違約金債務に關してもまた同じ。

【註一】大理院判例五年上字第八一五號

【註二】 同 四年上字第八七七號

【註三】 同 四年上字第一九三五號

第八節 支那に於ける不動産上の附合

不動産上の附合とは不動産に従として或る物(不動産または動産)が附着する場合をいひ、この場合に(一)附合物が不動産の従として附着せられたること、(二)他人の権限に因らずして附屬せることの二條件を具備するときは、主たる不動産の所有者は附合物の所有権を取得する。

然らば如何なる場合において不動産上に附合が発生するやといふに、支那においては、氾濫に依つて沿岸の土地に附合を生ずる場合が多い。この場合には、我が民法に於けるがごとく、附合の原則が行はれない。すなはち大清律田宅門檢踏災傷田糧條例第二は、これに關する規定にして、今尙ほ效力を有してゐるが「凡そ河に沿へる沙洲の地畝にして、沖を被り坍塌せば即ち業戸をして官に報じ、勘明註冊せしむ。偶々淤漲あるも、また即ち官に報じ査丈し原報の數に照して發補す。この外多餘の漲地は霸占を許さず。如し従前未だ冊を報ずるを経ざれば、發給を許さず。江を隔つる遠戸に至りても、果して冊を報じ案あるに係れば、即ち多餘の漲地を將て、公を乗り發補す。若し冊戸數多ければ、冊を報ずる先後に従ひ、次を以て照撥す。倘し補足の外に尙ほ餘地あらば、無業の窮民を召きて墾を認むるを許す」と。

今前掲の規定を分析するに次のごとくである。

(一)地主は土地の流失に依つて、その流失部分に對する所有権を喪失する。

(二)淤漲地の所有権は國家に歸屬するを原則とする。これは強行規定にして、當事者において、これに反する特約をなすも無効である。大理院に於ても「河に沿へる淤漲地は、律に依りて、官地に屬するに係り、霸占を許さず。更に何んぞ能く未だ漲せざる以前に、私人間の契約を以て、業主を預定せんや」(四年上字第一五二五號)と判示してゐる。淤漲地は國有に歸すべきをもつて、何人と雖濫りにこれを占有することを得ない、大理院に於ても「凡そ河に沿ひ塌したる後淤復せる土地は法に依りて塌倒に因り失へるところの土地に發補するを除く外、多餘の漲地は即ち官産に屬す。その業主は現に管する四交の外未だ塌せざる新淤の地は、また官産に屬す」(四年上字第一一九五號)と判示してゐる。かく淤漲地は當然國有に歸屬するとはいへ國家は必ずしも永遠にこれを所有するものではない、一時的の行政處分である。大理院判例にも「現行律檢踏災傷田糧門に淤洲を將て官に入るの例ありと雖、しかしこは私に霸占を行ふものに對する一種の行政處分にして、審判衙門に在りては、國家を代表する機關の告争を將たずして、遽にこの例を引きて、國有に歸すと判すること能はず」(五年上字第一七七號)といつてゐる。

(三)一旦國家に歸屬せる淤漲地は、何人に分與せらるべきかといふに、流失に因つて土地を喪失せる旨を届出でたる原地主に分與せらる。大理院においても「淤漲地の發補は、冊を報じ案に有する者を除く外、須らく別に確實なる證據あるを以て前提となすべし、否ざれば則ちその發補を強請するを准すの理なし」(四年上字第一二四〇八號)と判示してゐる。單に流失の届出をなすを以て足れりとせず、確實なる證據を要するをもつて、現行律におけるがごとく、流失に因つて土地を喪失せる地主は、流失の旨を届出で官憲の踏査を受けこれを登記するを要する。しかし大理院の解釋判例によると、届出をなす能はざる事由あるか、届出と同一の效力ある動作ありたるときは、これを有效なる手續ありたるものと看做さる。大理院においても「例文に按照するに、沖波の沙洲は、應さに原業戸より官に報じ、方さに回復を

准すべし。ただ本院の解釋及び判例に依るに、如し確に官に報する能はざる事由或は官に報すると同一の功效を有する動作ありたるときは、またその管業を回復するの權を准すことを得」(四年上字第(八四六號))と判示してゐる。また淤漲地が、流失せる土地を喪失せる地主の原所有地と同岸にあると對岸にあるとを問はず、原地主はその淤漲地の所有權回復を請求することを得る。大理院判例にも『河に沿へる淤漲の地は、應に先儘開墾に撥補すべし、江を隔つる遠戸と雖、果して冊を報に案にあるに係れば、また多餘の漲地を得て撥補するを許す。固より撥補の地が須らく原契に載するところの坐落地點に在るべきに限定せず』(七年上字第(一〇七〇號))といつてゐる。淤漲地に對し正當なる所有權回復請求者多數あるときは、その間に優劣の差を生ず、同岸の地主と對岸の地主と競合する場合には、同岸の地主は對岸の地主に優先すべきことは、前掲の判例に徴して自ら明かである。また判例にはこれを見出すことはできないが、上流の地主は下流の淤漲地に對してのみ回復請求權を有すべきものであるから、同一の淤漲地に對し上流の地主と下流の地主と競合する場合には、上流の地主は下流の地主に優先すべきものと解するを正當とする。届出に前後ある場合には、前に届出でたる地主は後に届出でたる地主に優先すべきものとするのは、現行律に明かなところである。これは所有權の歸屬を速に確定せんがためである。更に淤漲地に對して所有權回復を請求すべき地積は、流失土地を超過することを得ない。また請求權者が数名あるときには、その流失土地に比例すべきものとする。大理院判例においても『淤地が誰の撥補に歸するかは、固より僅かに當事人の所持する契據記載の地名を以て衡となすこと能はず、應に兩造の當日坍塌せる業が究に若干あり、嗣後淤復し已に恢復を経たる業(即ち視ること撥補に同じからざるべし)がまた若干ありやを審究し、以て孰れに應に撥補し、並に若干を撥補すべきやを定むべし』(七年上字第(二五二號))といつてゐる。かくのごとくにして、淤漲地に對する所有權回復の請求が正當と認定され、且つ淤漲地の分與が確定せるときは、

地主は再びその土地の所有權を取得するのである。

(四) 單に淤漲地のみが發生し、流失なき場合、並に流失地あるも流失地の地主の淤漲地に對する所有權回復の不當なりとして却下されたる場合には、淤漲地は國有に歸屬するものと確定される。若しこれを占有するものなきときは、國家はこれを無職の窮民をして占有使用せしめることを得る。若しこれを占有するものあるときには、現占有者をして占有せしめ、占有の現狀を維持するものとする。大理院判例においても『若し兩造皆な已に撥補すべからざれば則ちたゞ歴來の管有事實を調査し、以て占有の原狀を維持す、告争權なきものに對しては、應にその請求を駁回(却下)すべし。案外に於て所有權歸屬の判斷をなすを庸ゆることなし』(七年上字第(二五三號))といつてゐる。かくて現占有者は引續き淤漲地を占有使用収益することを得るも、所有權は依然として國家に歸屬するものとする。大理院は『占有の承認をなすことを誤認して、所有權取得方法の一種とすべからず』(三年上字第(二四八號))といつてゐる。淤漲地の所有權を取得するには、他に所有權取得の原因あるを必要とする。かく支那の現行律においては、土地の附合は所有權の原始取得原因とならず、大理院においては『現行法上に在りては、各地の業主は淤漲の原因を以て、遂に子母相生と謂ひ、當然その好地を取得すること能はず』(二年上字第(第八六號))といつてゐる。茲に所謂子地とは、水流の關係によつて一の土地に附着せる土地をいふ。これに對して附着されたる元來の土地を母地といふ。

前述せるところは現行律の解釋なるが、各地の慣習にはこれと稍異なる點がある。今二三の實例を検すれば次のとおりである。

(一) 『河に付き溪に付き漲出せる新なる地は無主地に係り、先占人の地局に首報し租を納め耕種するに歸す』

(奉天省
昌圖縣)

現行律に據れば、淤漲地は一先づ國家の所有に歸屬するものと看做さるゝをもつて、決して無主地ではない。假令無主地たりとするも無主地は國家の所有に係るものと看做さる。故にこれを先づ占有せるものも、それのみによつて所有権を取得することを得ず、先占人と稱するも、先占とは所有の意思を以て無主の動産を占有することをいふをもつて、先づ有主の不動産を占有することを先占といひ、その人を先占人といふは不當である。故にこれは淤漲地を最初に占有し官憲に届出でその認可を得たるものは、その土地の使用收益権を取得すべきものと解するを正當とする。

(二) 『河の南岸の地が水に冲刷され、河の北岸において新なる淤漲地あるも、南岸の地戸は河を越えて地を伐すこと得ず』(奉天省昌圖縣西豐縣)。

前清現行律によれば、江を隔つる遠戸と雖、對岸の淤漲地において、正當なる理由ある限り、官憲に對し所有権の回復を請求することを得る權利を有する。故にこの慣習を否認する法規のなき以上、南岸の地主は、北岸の淤漲地に對して所有権の回復を請求することを得るものと解すべし。たゞその請求は官憲に對してなすべきものにして、淤漲地の附着せる北岸の地主に對してなすべきものにあらず。

(三) 河に沿へる地畝は河を以て界となす。如し河身移動し、土地坍塌するも、對岸の淤漲地にありて、撥補を主張すること能はず、これを「隔河不認地」と謂ふ(山西省趙城縣)この解釋も前項と同一である。

(四) 賣買せる地畝は應さに當日丈量するとき立てたる界標をもつて準となすべし。但し買ひたる後、界標内に附置せる新生の洲渚は、即ち買主の所有となる。賣主は當日丈量するとき立てたるところの界標に藉口して、異議を主張することを得ず、これに反して若し界標内に沖滅ありたる時はまた買主はその損失に任ずるに歸す(陝西省寶雞縣)。

賣買に因つて所有権を取得せる地主は、淤漲に因つて附着せる土地の所有権を取得するのでなく、たゞその使用收益権の認可を請求し、これを取得するを得、賣主はこの權利を有せざるにすぎない。これに反して沖滅ありたるときは、買主はその部分に對する所有権を取得し、若しこの場合に他に淤漲地あらば、それに對して、所有権の回復を請求し得るも、賣主はこの權利を有せざるのみ。

(五) 『洞庭湖に濱せる一帯は、沈場或は新淤歴有す、該處に沿居する人民は、遇々新淤の土地あれば即ち先づ該管縣公署に往き、業照を請領し、弓口を載明し開墾成熟し、即ち良田となす、如し該領地を將て出賣せんと欲せば、當事人は祇だ一の頂契を立て、領するところの業照を將て、受業者に頂す、しかして該項の領地は即ちこれに因りて移轉す』(湖南省南縣沅江縣漢壽縣)。

第四章 經濟恐慌下の南洋華僑

第一節 南洋華僑を契機とする世界經濟恐慌との關聯

今や經濟恐慌は、例外なしに、世界の資本主義國を襲つてゐる。その強度において、その規模において、その繼續性において、古今未曾有の經濟恐慌である。それは資本主義の一般的危機の土臺の上に發展しつゝあるといふ凡ゆる特徴をもつてゐるとともに、これまた例外なく資本主義國を震撼しつゝある農業恐慌と絡み合つてゐる點において、以前のあらゆる恐慌と區別されるべきものである。

この世界經濟恐慌は、帝國主義列強（殊にイギリス、フランス、オランダ）の農業植民地である南洋一帯を強烈に襲つて來てゐるが、かかる經濟恐慌の嵐の中に立つ南洋一帯の一大勢力たる南洋華僑は、果して如何なる状態にあるか、またその現状が支那本國の經濟界に如何なる影響を與へるか、これらの諸點は、世界經濟上、將又支那經濟上よりも、考究さるべき重要な問題であるが、支那の諸新聞は今や本問題の重大化について、盛んに論究を試み、本問題に對する國民の注意を喚起してゐる。

第二節 支那經濟における南洋華僑の地位

彼等華僑の海外移住の原因は、はじめは國內に戰亂が多いために安全な生活を送らうとするにあり、または異民族の侵入による政治上の壓迫を免れんとするにあつた。しかるに商業資本が發達し、國際貿易が盛んになるや、支那人は更に商業上の目的から、海外に移住するやうになつた。その後産業資本主義が支那市場に侵入し、その對外貿易が新しい段階に入るや、この段階において、支那沿岸における人口は空前の密度に達し、支那内地における生活は漸次に困難となり、それに従つて支那からの海外移住は、益々増加するに至つた。

一九三一年の調査に依れば、支那華僑の數は、合計一千二百萬人の多數に達してゐるが、その内南洋一帯におけるものは、約五百餘萬に達してゐる。

南洋華僑は以上のごとく、支那華僑の中において重要部分を占めたのみでなく、南洋一帯においては壓倒的勢力を占めてゐる。

近時支那の邊境は、全面的に、列強によつて再分割の危機に曝らされ、全支那の關心の中心問題をなしてゐるが、かかる多數の華僑を抱擁する南洋華僑問題も、邊境問題以上に注目されなければならない。

第三節 南洋經濟恐慌と華僑

南洋における華僑は、經濟上如何なる分野に活動しつゝありやといふに、栽培業、工業、漁業、商業並に勞働に従事しつゝある、即ち馬來、佛領印度支那、暹羅、爪哇等において、上記の各分野に絶對的優勢なる地歩を占めてゐるのである。

世界における工業恐慌は、これらの農業植民地における農業恐慌を激化せしめ、その他諸般の産業不況を惹起せし

めるが、南洋一帯の經濟恐慌の一の著例として馬來半島の經濟恐慌を一瞥するであらう。

馬來今日の繁榮は錫と護謨に依存し、この二大輸出商品が總輸出額の九〇%を占めた。しかるに錫の相場は近年來慘落を續け、護謨も一九二七年の四億二千萬盾より、一九三二年には三千萬盾と激減するにいたつてゐる。

馬來の商業も漸次衰微し、最近五年來の輸出額を見るに、次表のごとく年々激減しつゝある(單位千元)。

一九二六年	一、二五八、五二三
一九二七年	一、〇五七、八九三
一九二八年	八四一、五六九
一九二九年	九二一、七九三
一九三〇年	六五四、六〇二

したがつて國內市場の不況も略ぼ推知することができる。

同様の現象は爪哇においても見ることが出来る。爪哇の最大の輸出品たる砂糖も、世界恐慌のために市價の慘落とともに、その輸出額も激減の徴候を表してゐる。

一九三四年は更に市價の慘落とともに、輸出は一九三三年の二分の一にも達しまいと豫測されてゐる。砂糖の慘落が、華僑に與へる影響の甚大なることは、馬來の錫、護謨の慘落、輸出激減と同一である。

華僑は一九二六年の護謨下落に依り、一般に經濟上の打撃を被るに至つたが、一九二九年世界經濟恐慌以來は、その打撃は更に激化し、更に普遍化した。かくて南洋華僑は、經營事業の破産、不況、失業者の激増、各地政府の普遍的な排支政策による政治的壓迫に悩むやうになつた。

かくて南洋華僑にして、支那本國に歸國するもの多く、一九三三年のごとき移住華僑十三萬二千人なるに、歸國華僑は二十七萬八千人に達し、十四萬六千人の激減を示してゐる。

かかる華僑の減少は

- 一、世界經濟恐慌
- 二、鑛業栽培業における生産制限
- 三、新嘉坡における入國制限
- 四、南洋一帯における人頭税及び苛税の課徴

等に原因をもつのである。以上四原因の内(三)(四)について見るに、新嘉坡においては近年來支那人労働者の入國を月一千名に制限してをり、一九三四年五月一日より錫相場の恢復により二千名に制限してゐる。入國税は一人に付馬來半島銀五元、暹羅百ペソ、安南三十五元、爪哇百五十盾である。

その他の原因としては、南洋における日本人の競争の激化、土人の自覺的反動等をも挙げなければならない。

第四節 南洋華僑の不況と支那經濟

南洋における經濟恐慌の尖鋭化の下に、華僑は不況失業に沈淪し、支那への歸國が以上のごとく増加し、華僑の數を減少しつゝあるが、それと同時に

- 1 送金の減少
- 2 資本の引上

が行はれてゐる。

華僑の送金は從來二億元内外と算されてゐたが、世界經濟恐慌の尖鋭化に伴ふて、その送金は減少過程を激化し、一九三二年のとき一〇%の減少なりしもの、一九三三年には八〇%乃至九〇%の激減を示してゐる。

次に華僑の資本引上を見よう。南洋における經濟恐慌の尖鋭化につれて、華僑にして破産或は利潤の低下せるものは、その事業を閉鎖或は縮小して、その經營資本を祖國に引上げるものが、最近數年來決して少くない。『北平晨報』は一九三四年二月十日の社説に於いて

『最近一、二年來、華僑資本の國內に引上げられるものが比較的が多いから、吾邦の入超は或は必ずしも現銀を輸出して、これを彌縫する必要はないであらう。だが更に二、三年を経過したならば如何になるであらうか？』

と論じてをり、黃善生教授（嶺南大學）は、『廣州東山住宅區沿革の研究』なる論文において『南大經濟』一九三三、一二、五一五）

『最近三、四年來、世界經濟恐慌と銀相場の低落により、アメリカ及び南洋の華僑にして閉鎖歸國するもの、または銀相場の下落により金弗を土地（支那——筆者註）に投資するものが、決して少くない。』と論じてゐる。

一九三二年の上海事變により、支那における都市人心が恐慌を起すや、華僑の歸國及び送金は減少して來たが、その影響が去るや再び一九三三年來華僑の歸國、資本の引上げは増加しつゝある。しかし一應の資本引上げが終るとき、支那の増大し行く巨大な入超は、何によつてこれを補充すべきか、大に憂慮されねばならぬし、また現に憂慮されつゝある。

支那の華僑の大部分を占める南洋華僑が、世界經濟恐慌の深化により減少、破産、失業し、その送金の減少するとは、支那の巨大な入超を如何にして決濟すべきかといふ點において重大なる意義を有し、大いに憂慮されてゐることは、前述のごとくである。

だが、より以上支那の國民經濟上重視さるべきことは

- 1、失業華僑の歸國
- 2、華僑資本の都市投下

による影響である。

第一に失業華僑の歸國について見るに、彼等はすでに多數に、その出身地たる南支那の農村及び都市に流入してをり、それは都市失業労働者の農村復歸と同一の影響を與へるものであるが、支那の經濟の特質上、それは都鄙を通じて、資本主義諸國におけるよりも、より甚大なる影響を與へることになる。黃善生教授は、最近三個月間廣東農村の調査を終つた經驗に基いて、『華僑の失業歸國するもの甚だ多く、その多數は農村及び都市に流入してゐるが、その結果影響の甚大なることは意外である』と報じて、その影響の甚大なることについて憂慮してゐる。

第二に華僑資本の引上とその支那への投下について見るに、引上げられた華僑資本は、支那在來の商業資本が農村に投資せられてゐたのに反して、都市における不動産、土地建物——に投下されてゐるのが普遍的であるやうに見受けられる。

一九三四年二月十日の『北平晨報』は、その社説においてこの問題に關して

『廣州、厦門及び上海各地の繁榮には、華僑の投資も與つて力がある』

といつてゐるが、上海の北四川路のとき、その土地建物は多くは廣東系の華僑の投資によるものにして、かの上海事變までは上海の繁華街南京路を凌駕してをつたが、上海事變以來、一朝にしてその繁榮はフランス租界方面に移り、寂れゆく死の街と化してしまつた。

廣州方面における華僑資本の投下について黃善生教授は

『華僑はその資本を祖國に引上げ、都市の土地に投資し、……従つて都市の地價はこの數年來四、五倍に増加し、都市における家賃は上騰し、苦力などは住宅難に陥つてゐる』

と報じ、また彼は前掲の論文において、次のごとく稍々詳細に検討してゐる……

『一般のアメリカ及び南洋の華僑にして、……土地に投資するもの、決して乏しくない、かくて東山（廣州の新興住宅區——筆者註）の土地價格と建物の經營とは、景氣現象を呈した。當時（三、四年前——筆者註）一井地の地價は三、四百元に上騰し、また家賃も一階につき八、七十元内外の價格に上騰した』（『南大經濟』）

かゝる現象は、南洋經濟恐慌の深化による南洋華僑の資本の引上、土地建物への投資、華僑の歸國のみに伴ふものではなく、銀相場の下落による金弗（華僑の）の銀市場たる祖國への投資の有利によるとははへ、多くは南洋華僑の資本引上によるものであるといはねばならない。

南洋華僑の祖國支那への資本引上は、主として南洋經濟恐慌の深化によるものにして、その支那南方諸都市への投資は上述のごとくであるが、最近においては滿洲方面へも投資せんとしつゝあることは、次の二情報によつて明かである。

【奉天二十日發電通】孫文の革命政府より現在の國民政府に至るまで中央政府に對し資金を提供しつゝある南洋華僑團體は、支

那本土の治安亂れ投資の實效なきに反し、新興滿洲國が着々として産業開發に努力し治安又回復せんとしつゝあるを以て、本國に代へ滿洲國に投資せんとする傾向著るしく、二月以來同華僑團體は滿洲國經濟調査員を大連、奉天、新京、ハルビン等の要地に派し實情調査中である（一九三四、三、二二）。

○
【奉天讀賣新聞支局特電】奉天某機關に入つた情報に依れば、滿洲國の産業開發は今や全世界財閥の視聽を集めつゝあるが、最近支那財閥の代表とも見られる南洋華僑團體は本國への投資の效果なきを見限り、滿洲國への關心極めて深刻に動きつゝある。既に今春以來華僑團體は數名の調査員を大連、奉天、新京、ハルビン等に派遣して實地調査をなさしめてゐたが、今後一掃の投資を滿洲國に注ぐことに根本方針を決定したものと如く、某有力華僑の如きは早くも奉天に派遣員を駐在せしめる事となつたので、關係方面の注目を惹いてゐる（三、二二）。

南洋華僑の新興滿洲國への投資の擡頭は上述のごとくであるが、それをもつて『本國への投資の效果なき』こと、乃至『支那本土の治安亂れ投資の實效なき』ことにのみ因ると觀察するのは、一面的な觀察たるの譏を免れない。

第五節 南洋華僑の政治問題

上述のごとく經濟的影響の重大であるのみではなく、政治的影響も決して少くはない。第一は、華僑の子弟にして南洋において生れたものは、支那本國の教育施設の足らざると、その地政府の同化政策とにより、その地の外國教育を受け、漸次に支那本國を離れ去るものが多い。

第二に、支那本國と條約關係のない暹羅のときにおいては、華僑は自己の保護策として、その國籍を脱するものが少くなつた。

これらの二方面は、支那民族にとつて政治上重大なる損失といはざるを得ず、今や南洋華僑問題も、この方面から支那識者の注意を喚起しつゝある。

第五章 支那製絲業の危機とその救済

第一節 支那製絲業の地位

支那の生絲は吾邦生絲の敵であるといはれた時代があるが、それは過去における一場の悪夢と化し去つた。そして今では、吾邦の生絲こそ、かへつて支那生絲の敵であるといふやうに、情勢は正に逆轉してきた。

支那生絲は、かくのごとく、今ではもはや吾邦生絲の敵ではなくなつたが、吾邦生絲も支那生絲も、新しい敵對物の出現に遭遇した。それは人造絹絲であり、吾邦の人造絹絲は天然生絲の輸出額を凌駕するやうになつた。その上に世界經濟恐慌の激化は、今や吾邦製絲業の危機を招來し、滯貨繭絲の處分に悩み、且つ現下においては『絲價は四百三、四十圓といふ未曾有の安値を現出し、製絲家の疲弊、米國の消費減、滯貨生絲の成行懸念等異例的の端境に直面して』(一九三四、五、二八、東京日々新聞夕刊)ゐる。かくて天然生絲の暴落は逆に人造絹絲への壓力とさへなつてゐる。

日本製絲業が危機に直面する時、支那製絲業も同じく重大なる危機に直面してゐる。殊に革命的混亂の裡にあり高度の資本主義の發達してゐない半植民地支那の製絲業は、帝國主義商品の壓力の下に、日本におけるよりも、より重大なる危機に直面してゐる。資本主義の一般的危機の基礎の上に發展しつゝある世界恐慌は、未曾有の暴力をもつて

全世界經濟を震撼しつゝ、すでに比類なき長期に亘つて繼續してゐる。かくて今や、世界の各産業各國家において、軍需工業・ソヴェート・ロシアを除く以外、すべてが世界恐慌の影響を多少とも受けてゐないものはない。

今こゝに論ぜんとする支那製絲業の衰微も、この世界資本主義の一般的危機の基礎の上に發展しつゝある世界恐慌との關聯においてのみ、正しく認識し理解することができ、その上に支那製絲業の危機の特殊性を把握することによつて、具體的な認識と理解に到達することができる。

第二節 支那製絲業の現勢

支那の養蠶及び製絲は、數千年の歴史的過程において、多大の進歩をなし、その生絲及び絹織物は古來重要な商品にして、支那商品經濟の發展を促進しかつ古くより、それは國際的商品となり、支那の重要輸出商品となり、一九〇〇年までは、支那生絲は、世界生絲貿易を殆んど獨占したほどで、支那經濟を世界經濟と聯結せしめる重要な楔であつた。

そしてその生産方法は手工的の生産方法よりマニユファクチュアにまで發達してゐたが、帝國主義列強との交通以來、その舊來の基礎の上に、その生産方法は、資本主義的の生産方法にまで發展し、製絲業は絹織業とともに支那民族資本主義の二大部門となり、支那にとつては重要な近代的産業となつてきたのである。

かくて支那においては、近年總生額、繭約三百四十萬擔（一擔は約百斤）生絲約四十萬擔に達し、生絲の輸出額のときも、一九三〇年には二十九萬七千四百〇五擔に達し、輸出商品の第二位を占めてゐたのである。支那における製絲方法は、原來、座繰式な手工的の生産方法であり、その經營形態は、マニユファクチュアであつたが、先づ廣東

において一八六六年（慶應二年）、上海において一八七八年（明治十二年）に、機械的の生産方法が採用され、その經營形態も資本主義的の工場となり、こゝに支那製絲業における産業革命が開始され、各地に製絲工場が勃興するやうになつたが、支那においては、製絲、養蠶業は江蘇浙江が首位を占め、全國生産額の約二分の一を占めてゐる。江浙二省においても、主なる製絲業地は上海、蘇州、無錫、杭州の四個所にして、これらの地方における近代的發展の跡を見るに次表のごとくである。

年	上海		蘇州		無錫		杭州	
	工場數	産額	工場數	産額	工場數	産額	工場數	産額
一八七八年	1	100						
一八九六年	7	7,000						
一九〇〇年	3	7,800						
一九〇一年			3	700				
一九〇六年					1			
一九一〇年			3	740				
一九一四年					4	1,180		
一九一八年			3	770	5	1,370		
一九一九年					9	2,600		
一九二〇年							6	1,000
一九二三年								
一九二四年					8	1,560		

一九二六年	—	—	1,011	—	—
一九二八年	五五	三三、五四	—	—	六
一九二九年	108	—	—	三六	14,000
一九三〇年	106	—	—	—	—
一九三一年	113	—	—	三六	—

上表のごとく、逐年増加しつつありとはいへ、その間屢々盛衰のあつたことは勿論である。

支那の製絲方法は、機械製絲においては、その經營形態が資本主義化したとはいへ、支那はなほ一般に資本主義の發達の低度な半封建的半植民地であるが故に、製絲業においてもその資本は小さく、その規模の小なるものが多い。すなはち支那の製絲業は株式會社または個人經營のものは少く、多くは合資會社（合夥）風のものにして、親戚若くは懇意なる知友が共同出資せるものにして、そのうち一、二名が無限責任をもつて常務に任じ、他の人々は有限責任である。無限責任をもつて業務に携はるものは經理人と稱し、すなはち製絲家である。かくてその出資金を基礎として、錢莊すなはち舊式銀行（Native Bank）若くは金貸業者から融通を仰いで、營業を始めるものである。かくのごとくであるが故に、その資本のごときも上海平均一、二萬元、杭州平均十三萬元の少額にすぎず、その規模のごときも平均三萬釜にすぎない。その大なるものといへども、資本百萬元、釜數七八百釜のものにして、上海または杭州の製絲工場の資本總額釜數總額をもつてするも、なほ帝國主義列強の一製絲工場にも及ばざるがごとき状態にある。

製絲が小資本小規模において行はるゝのみでなく、養蠶も農民の副業として小規模に行はるゝのみである。かくて帝國主義列強の大規模製絲業は支那の小規模製絲業に對して技術上商業上優越性を有し、後者は前者の競争壓迫の下

に不可避免的に休みなく破壊されるのである。

かくてまた近年支那製絲業は、繭の減産、惡化、昂騰、絲價の低落、採算難、輸出不振の下に、衰退破産の苦境にあるが、上海のごとき一九三一年六月一日以降一九三二年五月一日までの生絲輸出額は四萬五千百俵にして、前年同期の九萬一千五百七俵に比べ約二分の一以上の激減を示し、最近四月二十五日より五月一日にいたる一週間の生絲輸出額僅に百四十一俵にして、前週に比べ一層減退を示してゐる。廣東のごときも、一九三四年三月の生絲輸出額僅に九百八十六擔にすぎず、生絲輸出の不振は未曾有の状態にある。

第三節 支那製絲業の衰退

支那の製絲業は、前に考察したごとく、日清戰爭後に、資本主義變革——産業革命——の重要性を認識され、政府の奨励の下に、新しい發展への巨歩を踏み出した。それが第一期の發展期である。次の第二期の發展期は、ヨーロッパ大戦及びその直後において開始された。それは佛伊製絲業の生産減少、生絲の昂騰、日米の好況に刺戟されたものである。

その二大契機に基いて、支那製絲業は異常なる發展を遂げたが、戦後帝國主義列強の生産力の恢復、その増大、その産業合理化は、帝國主義商品の海外市場競争の激化、關稅障壁の構築、大衆的失業の固定化、生絲消費力の減退、人造絹絲の増産廉價等により、支那製絲業はその發展を阻止され、否な寧ろ衰退を餘儀なくされたのであつた。

すなはち、前に考察したごとく、製絲工場は略ぼ逐年その數を増加し來つたとはいへ、それは單に表面的現象にして、そのうちには年に依り休業せるもの、または操作を短縮せるもの、或はまた釜數を減少せるものもあり、かくの

ごとくなるが故に、單に工場数の増加に基いて、支那製絲業の衰退を否定することはできない。今これを事實に徴するに、一九二九年九月十二日の天津「大公報」は、杭州における緯成、天章、慶成、虎林の四工場が、同年秋蠶以後操業短縮を開始した旨報じ、一九三〇年七月、上海「申報」は、浙江省杭州、嘉興、湖州、紹興四縣の製絲工場のうち、紡織機の運轉休止せるもの五千數百臺、それによる絲業労働群三萬七千餘に上ると報じ、一九三〇年八月十二日、南京「中央日報」は、廣東省南海、順德、中山、三水の四縣において、養蠶、製絲、絹織關係の絲業労働群七、八萬に達すと報じてゐる。更に上海方面について見るに、一九三〇年十月十六日、上海「時事新報」は、『滬廠不絶如縷』と題して、大要次のごとくに述べてゐる。

『全上海の製絲工場は合計百六戸あるが、最近一擔に付絲價一千兩より八百兩内外に暴落せるため、各製絲工場は大影響を被つた。且つ外國品の競争のために、國産生絲の販路は日々に減退し各製絲場は維持困難となり、已むを得ず休業するもの半數以上に達した。……全上海の各製絲工場を探訪し、その男女労働者の數及び休業に關する實際状態を調査したるに、その結果によれば全上海百六戸の製絲工場は、男女合計約三萬以上の失業労働者を出し、操業中の工場といへども何時休業するに至るやも測り知るを得ない危険状態にある。』

かゝる状態は、ヨーロッパ大戰直後以來、略ぼ各製絲業地に共通な現象であるが、最近江蘇、浙江二省の状態を見るに、上海のごとき製絲工場は多くは開北にありたるため、全部破壊部分破壊のもの多く、現に春繭出廻を控へて操業中のものは、全工場數の六・三%にすぎず、それによる失業労働群は三萬以上に上り、輸出不振による古繭古絲の滞貨は、生絲に換算して江浙二省合計四萬俵二千萬兩に達し、これだけの資金が固定して、春繭買付資金の缺乏に悩んでゐる。かくて一九三二年三分作の春繭も、繭價の暴落に拘らず需要は極めて少い。しかも古絲は、一依生産費一

千兩なるに市價四百八十兩にすぎず、實に五百二十兩の損失にして、製絲業、繭商、農民の苦難は極度に達してゐる。

かゝる危機に立つ支那製絲業は、また支那民族資本主義の危機を證明するものにして、この危機は支那一般經濟界の危機財政的危機をも醸生助長するものにして、今や支那製絲業の衰退・危機が支那の重大問題として、朝野の關心を集中せしめてゐるのは、當然である。

第四節 支那製絲業の衰因

支那製絲業の衰因を見るに略ぼ次のごとくである。

一、日本生絲の壓迫

日本生絲は、その蠶種の改良製絲技術の改良製絲業の合理化により品質の向上せる上に、内外需要の減退により市價暴落し、アメリカ市場その他にダンピングされ、生産費高く劣等な支那生絲は、到底日本生絲と競争することができない。これについて一九二七年四月上海製絲工場同業會(繭絲公會)は……

『由來、支那絲は、百斤に付日本絲に比較して、生産費が銀百餘兩だけ高く、從來輸出額が減退した。これ生産費高く他の東總を受ける結果である』

と宣言してをり、一九三二年五月九日の上海「申報」は……

『海外生絲市場は専ら日本絲の廉價投資の影響を受けて非常に混亂した。日本古絲のストックは非常に巨額に上り、日本政府は巨額の資金を融通して生絲商を保護してゐるが故に生産費以下にて賣り急ぎつゝあり、絲價更に低落せば支那絲の海外市場は更に減退を見るであらう。輯里廠、外廠絲のごときは殆ど正式相場なく、歐米商館筋は、日本絲安に故意に支那絲を叩き、言値極め

て廉く、正式取引なく、殆んど相場のみで商内皆無の状態である」

といつてゐる。殊に吾が金輸再禁止による日本圓爲替の低落は、日本絲の支那絲に對する壓迫を益々強化してきた。

二、世界生絲消費力の減退

世界經濟恐慌による世界購買力の低下は、生絲相場の低下にも拘らず、生絲消費力を減退し絲價の低落を助長した。

三、人造絹絲の壓迫

大規模機械生産による人造絹絲は低廉にして、天然生絲の強敵であり、しかもその生産額は年々増加し、生絲市場を奪取しつつある。かゝる人造絹絲さへ、今や滯貨の増加に苦しみ、アメリカのごとき従來四〇%操業短縮をなしてをり、最近においてはアメリカ最大の人造絹絲會社ヴィスコース社が六月一ヶ月の全休を發表し、そのために二萬の失業労働群を出したほどである(一九三二、五、二三、ニューヨーク發聯合)。

四、苛捐雜税の苛重

繭絲の輸送及び生産過程における諸課税は、生絲生産費を昂騰せしめ、絲價の低落と相俟つて採算難に陥らしめる。

五、高利貸資本の搾取

養蠶農民の窮乏、繭行(繭問屋)の微力、製絲工場の微力は、高利貸資本の搾取に機會を與へ、繭絲の生産費増加、品質の低下を招く。

これらの諸原因を人間の社會的諸關係に還元すれば、封建軍閥、官僚、地主、商業資本、高利貸資本、産業資本の壓迫と搾取に歸することができる。

第五節 支那製絲業の救済策

支那製絲業が危機に直面するや、その中心地たる江蘇、浙江二省の官民は騒起して、これが救済策の樹立を高調し

二省政府の申請により四月下旬にいたり、國民政府國務會議は、

- 1 生絲輸出税の減免
- 2 人造絹絲輸入税の引上
- 3 兌換券一千萬元の發行下付

三項の救済策を決議し、この決議は行政院に廻はされたが、第三項の兌換券一千萬元の發行による補助金の下付は、行政院において審議の結果中止され、他の方法によることとし、五月十日次のごとき原則及び手段が決議された。

一、原則

- a、生絲輸出税及び特別税の廢止
- b、江蘇浙江現存機械絲及び乾燥繭製生絲輸出の場合には、政府は一擔に付補助金百兩を交付する。この補助金は數期に分割交付するも、暫く銀行をして融通せしめ、これが擔保には中央政府厘金取消補助金をこれに充當する。
- c、本年新繭買付製絲資金融通手續等については、主務官廳をして銀行と交渉せしめ、適當の方法を計畫せしめる。

二、手段

- a、江蘇浙江二省政府において、庫券二百二十萬元を發行し、これをもつて前項補助金を交付する。庫券は利子年六分、四個月償還とする。
- b、江蘇浙江二省金融界は繭買付資金として三百萬元を融通する。
- c、江蘇浙江二省金融界は従來の慣例にしたがひ、四百萬圓を限度として製絲資金を融通する。
- d、二省政府付各地の商業會議所(商會)に通告し、金融業者生絲業者の協力を勧誘せしめる。

e、實業部は豫て計畫されたる滞貨繭絲整理委員會(整理存絲存繭委員會)及び滞貨絲販賣委員會(推銷存絲委員會)の組織を速に進捗せしめる。

かくて國民政府は、製絲業の諸過程に對して國家統制を試みることとなり、五月十八日より各稅關に對して生絲(稅番第八十號より百八十四號まで)輸出稅、江浙二省に對しては絲業公債基金特別稅の徵收停止を命令した。なほ實業部は、蠶種價格の低下を計るために、蠶種合格檢査料を、五月以降免除すべきことを布告した。

江蘇實業廳、浙江建設廳は、實業部、金融業者、當業者と協議の結果、二委員會を次のごとく組織し、その事業職權を次のごとく決定し、實業の認可を場るとともに人選事業を着々進捗した。

一、滞貨繭絲整理委員

a、事業——

甲、在荷整理に關するもの

イ、現在滞貨生絲二萬擔にして、一擔に付損失三百兩とし政府三分の一を負擔し、一擔に付百兩の補助金を交付することとしその金額二百萬兩とする。

ロ、現在滞貨繭十萬擔にして、一擔に付損失六十兩とし、政府三分の一を負擔し、一擔に付二十兩の補助金を交付することとし、その金額二百萬兩とする。(政府補助金合計四百萬兩)。

ハ、……。

ニ、擔保貸出は五月末日限りとし、五月十五日前(上海、他は二十日)に滞貨を委員會に登録し、期限後貸出は委員會において處理する。

乙、本年新期に關するもの

イ、指定繭行に命じて生繭乾燥をなさしめ、その手数料は政府これを規定する。

ロ、政府は組合の設立を奨励指導する。江蘇省においては實業廳が農民銀行と協力し(註)、浙江省においては建設廳が地方銀行と協力して、これを處理する。

ハ、金融界の擔保貸付方法は詳細に協定する。擔保貸付額は江蘇省六萬擔百二十萬元、浙江省九萬擔百八十萬元とする。

丙、新繭の金融に關するもの

イ、政府は、上述の方法により、絲商繭商との取引による滞貨繭絲の損失を補償するとともに、金融業者が新繭を受入れ從來の方法により、繭絲を擔保として、經營確實なる製絲工場に貸金を貸出し、生絲の増産を圖らんことを希望する。

(註) 江蘇農民銀行については、拙著『革命支那農村の實地的研究』(第四二八—四三四頁)參照。

二、滞貨絲販賣委員會

a、事業——

イ、一切の輸出稅を免除する。

ロ、中央政府十萬圓、江浙二省政府各五萬圓を贈出して、販賣基金とする。

b、職權——

イ、販賣基金の管理。

ロ、生絲の販賣及び荷爲替の取組。

ハ、荷爲替價格の評定。

ニ、荷爲替の決済。

ホ、輸出商の監督。

c、販賣方法——

イ、荷爲替付生絲は先づ委員會において評價し、積荷後一日前に評價の十分の八を支拂ひ、更に銀行に評價の十分の七の荷爲替を取組む。

- ロ、荷爲替付生絲は、委員會において爲替決済相場及びその賣價を決定する。
- ハ、賣價が荷爲替價格以下なるときは、委員會これを負擔し、それ以上なるときは、經費を控除したる上殘額を賣主に拂戻す。
- ニ、經費は委員會において立替へる。
- ホ、委託の場合には、荷爲替決済相場及び生絲賣價はすべて賣主自らこれを指定する。經費及び販賣手續は委員會において代理處理するも、經費は生絲賣上の後委員會これを控除する。
- ヘ、本委員會は一九三二年末これを解散し、一切の帳簿及び外務を整理する。
- ト、すべて販賣基金にして、委員會解散のとき殘額あれば、これを政府に返還する。

かくて政府は、先づ補助金二百二十萬圓を支出して、中國、交通、江蘇、浙江地方の四銀行に交付し、且つ兩委員會は五月六日以降人選を終り、博物院路十五號上海商品検査局内において事務取扱を開始した。

なほ江蘇浙江二省政府は、夫々、新繭の價格を規定布告したが、それによれば、改良種一擔に付最高三十五元、最低二十元、在來種一擔に付最高二十五元、最低十五元である。これらと併び、二省政府は夫々省内において、救済策を講じつゝあるが、浙江省政府は百八十萬元の借款を起し、蠶絲救済會議の決議に基き、蠶絲共同販賣委員會を設け、全省を若干區に分ち、夫々共同販賣組合數個所を置き、蠶業者に資金を融通し、繭の共同乾燥共同販賣をなさしめることに決定した。

中央地方兩政府の救済策の進歩とともに、民間においても各地夫々救済策を講じつゝあり、浙江省嘉興のときは中國銀行十四萬元、商業銀行四萬元、錢莊各戸二萬元、合計三十六萬元をもつて、臨時的なシンチケートを組織し、繭商にして四〇%の現金を提供する保證人ある場合には、月利一〇%期間三個月にて、全額(一〇〇%)貸付をなすこ

ととなり、ここに合計六十萬元の新繭買付資金が準備されてゐる。また江蘇省無錫では、五月十六日蠶區救済會が成立し、省政府に二十七萬元の補助金下付を電請したが、その他各地とも當業者は、主として金融問題に關聯して救済策を講じつゝある。

第六節 支那製絲業の將來

支那製絲業に對するその救済策の特質を考察するに次のごとくである。

一、國家統制を特質とする。

従來の救済策を見るに、多くは課税の免除、資金の融通等を主眼としてゐたが、今回の救済策は、資本主義の一般的危機の第三期における各國の統制經濟の趨勢に刺戟され、支那においても國家統制が行はれてゐることが、その特質である。

その國家統制は、主として生絲の販賣統制にをかれ、これについて繭の乾燥價格について、國家統制が行はれてゐる。

二、生産費の引下と損失の補償を特質とする。

蠶種合格検査料の免除、輸出税、絲業公債基金徵收等の免除、繭價の規定等により、生産費の引下が企てられ、且つ製絲の損失につき一擔に付百兩の損失補償が行はれてゐる。かくて舊繭舊絲については生絲一俵につき百五十兩の補助となる譯である。

だが古絲による生絲舊絲は、なほ一俵につき三百七十兩の損失を製絲業者は負擔することとなり、しかも海外市場

は依然不振であり、日本絲人造絹絲の壓迫が依然として存する以上、これらの滯貨が容易に一掃されないことは、火を賭るよりも明かにして、したがって政府より四百萬兩の資金融通あるも、從來の固定貸の一部が融解されるのみであり、新繭新繭に對する資金融通は殆んど望みがない。

その上に、規定相場の新絲による製絲も生産費五百十兩以上にして、現在のごとくB號相場五百兩乃至五百五十兩なるときは、なほ採算難を免れることは實に困難である。それ故に、支那製絲業に對して前掲したるがごとき救済策が實施されても、その前途は誠に悲觀すべきものがある。

今回の救済策は支那製絲業者に對して、未だ充分なる効果を齎らさないのみではなく、労働者・農民に對しては、殆んど何等の効果のないのみか、かへつてその弊害さへも及ぼされるのである。先づ労働者方面を見るに、上海のみにも三萬餘に上る失業労働者群の救済は殆んど顧慮されず、かへつて製絲工場の損失は労働者に轉嫁され、その雇傭條件の新たな苛酷化、労働時間の延長などが課せられてゐる。他方農民方面を見るに、自然的條件による凶作は別として、繭價の規定は養蠶費の回収すらできず、稍々餘裕あるものは高利貸の搾取に甘じつゝ、自ら乾燥製絲し、その不利を強制されざるを得ない。

浙江省長安の繭市場を見るに、『新繭の收穫は僅に三割にすぎず、繭行の買付けるもの僅に二三戸、買付頗る嚴格なるも、改良種一擔に付最高三十五元普通二十八元にして、農民は多大の損失を被るが故に、多くは賣惜み、自ら乾燥し舊法により製絲する外はない』(『申報』一九三二、五、一七)といひ、杭州の繭市況を見るに、『買方は金融關係により故意に叩き、上等品僅に三十元、それ故に一般農民は悲痛に暮れ、桑代にも足らない』(『申報』一九三二、五、一九)といひ、これらは養蠶地の現状を雄辯に物語るもので、養蠶農民は今回の經濟策の恩恵に浴さないのみか、その

壓迫に呻吟し、繭行製絲業者の搾取に甘じなければならぬ状態にあることが判る。それ故に浙江繭業公會並に政府が、今回の救済策に關して『農民の生計を維持するために』といふのは全く口頭禪にして、その眞意は自ら並びに金融業者の生計のためにであることも判るのである。

今回の支那製絲業救済策を見るに、労働者農民大衆はこの新しい桎梏の下に壓迫蹂躪され、製絲業者金融業者が救済されようとしてゐるが、それは國民政府と如何なる政治的關係にあるか、國民政府は絶えざる内争高まり行く共產軍を鎮壓するために、巨額の公債を浙江金融ブルジョアに負擔せしめてゐるが、それは公債の暴落とともに彼等にとつては堪へがたき苦惱であり、上海金融市場は金融恐慌の條件を満喫してゐる。その爆發は國民政府の財政的破綻であり、自己政權の没落を結果する。こゝに上海金融ブルジョアは國民政府を金融救済に乗り出さしむべく、製絲業救済を口實として利用し、國民政府また自らこれに乗り出して、こゝに今回のごとき製絲業救済策が實施されたのである。

今回の救済策はかくて、決して支那製絲業の根本的救済をなす能はざるとともに、江浙蠶絲改進會の改良策の實現を待たねばならぬが、それは不安定な基礎の上にある現國民政府の下では、到底完全に實現されない。

(一九三二、五、二八)

第六章 支那工業の中心

—上海工業地帯概観—

第一節 支那工業の史的發展

支那の工業の一部分は、機械工場工業の發生するまでに、すでにマニユファクチュアの形態にまで發展してゐた。すなはち一八六二年（同治元年、文久二年）に、上海において、はじめて李鴻章の手によつて、製砲局が近代的な機械工場制の下に創立されるまでに、また太平天國革命（一八五〇—一八六四年）の發生するまでに、支那においては、一部分の大規模工業部門は、すでにマニユファクチュア的生產方法を採用してゐたのである。（本篇第二章参照）當時における支那のマニユファクチュアの特徴は、分業と狭い専門化労働にあつたばかりではなく、なほ大規模生産の形成に向ひつゝ、多数の労働者を一つの企業の下に集合せしめつゝあることにも見出すことができた。當時におけるかゝる最も高度の生産方法を採用するマニユファクチュアは、支那においてはすでに浙江、江蘇、廣東等に存在してゐたが、それは支配階級の需要または大多数民衆の需要に應ずるためであつたことが窺はれる。江蘇浙江においては、かゝる工業形態は江寧（南京）蘇州、鎮江、杭州に集中されてゐて、鎮江のごときは一個の企業にして一千餘臺の織機と四千餘人の労働者をもつて、幾多の色合と模様絹織物を製織してゐたのであつた。

かゝるマニユファクチュアは、その原料、技術勞賃の關係から、暫くはヨーロッパからの機械製品の競争に對抗することはできたが、その他の家内工業、手工業職場は、ヨーロッパからの機械製品の流れに、洗ひさらはれるよりはなかつた。

『支那の、徐々ではあるがしかしながら規則正しく増加する過剰人口は、そこにおける社會關係をすでに久しくその國民の大部分にとつて甚だ堪え難いものたらしめてゐた。そこにイギリス人がやつて来て、五港に對して自由通商を強請した。多数のイギリス、アメリカの汽船は支那に向つて航行し、間もなく同國は低廉なるイギリス及びアメリカの機械製造品をもつて充され、支那の手工業に基く工業は、機械の競争のために倒れた。かくして中華の搖ぎなき帝國は一つの社會的危機に遭遇した。』——マルクス、一八五〇年一月三十一日「評論」

このときに際して、當時滿洲朝の實權者たる李鴻章會國藩左宗棠等は、こゝに生産方法の變革、機械工場制工業の創立の必要を痛感し、その實行に着手したが、彼等は先づ軍用工業を機械工場制の上に打ち樹てることが、歐米資本主義の侵略を防禦するの道であるとして、この方面に進出していつた。すなはち李鴻章は一八六二年上海に製砲局を設け、一八六五年には李鴻章會國藩は上海に江南製造局を設け、左宗棠は一八六六年馬尾に船政局を設けたのである。

その當時から上海は、すでに支那工業化の先端を行くものであつたことが判るが現在においても、上海は實に支那工業の中心といふことができる。今日上海は産業労働者二三十萬を擁し、工場の數資本種類において、全國に冠たるのみではなく、支那の代表的工業たる紡織業においては、全國紡錘の約七〇%を占めてをり、製絲工場、化學工場、食料品工場など、いづれも他の都市に比較して、嶄然として頭角をあらはしてゐる。

かくて上海は、支那近代工業の發祥の地であるとともに、支那産業革命の根據地であり、現在においては支那工業發達の指標であり、その動向を指し示す指針であるといふことができる。今吾々は、この上海の工業地帯を素描するであらう。

第二節 日米資本の對立

上海の工業地帯を概括的に一瞥すれば、日支間の郵船連絡船によつて揚子江を溯れば、黄浦江に入らうとするところに位する吳淞にすでに、小さな工業地帯を右に眺めることができるが、更に溯つて上海に近づくと、最も下流の右手に位する楊樹浦區、左手に位する浦東區が、先づ上海の工業地帯として指摘されねばならない。

その他はかつて上海事變にあたり、我が砲彈の雨の下に曝された閘北區、その西南に位する曹家渡區、フランス租界の東部から南部へかけての滬南區、この三地帯が工業地帯としてあげられねばならない。それら五區こそ、上海の工業地帯を構成する五大地區であるが、勿論これらの諸地區の間に住宅地帯、商業地帯も點綴されてゐるし、フランス租界のごとき模範的な住宅地帯とても、商業地帯を含み、またその間に幾つかの小規模な工場をそのなかにもつてゐるのである。

楊樹浦區、浦東區、閘北區、曹家渡區、滬南區、これらの五大地區はそれぞれその特色をもつてゐる。先づ楊樹浦區を見るに、外國資本殊に日本資本による紡織工場が斷然優勢を占め、上海紡織、東華紡、同興紡、公大、大康、裕豐紡の諸工場が揃ひし、イギリス人經營の怡和、公益、楊樹浦三工場も、この地區にあるとはいへ、到底日本人工場の優勢に及ぶべくもない。支那人經營の工場では、恒豐、申新、振華利記、三新、厚生滋記、緯通、民生、永安等多

數の紡織工場があるとはいへ、その資本その技術、その經營において、到底日本及びイギリスのそれに比すべきでなく、かの日貨排斥などの裏面には外國資本の重壓の下に苦悶しつゝある支那の紡織業資本家が策動しつゝあることは、當然として看取される。

この地區には紡織工業の外に、機械工業、食料品工業、化學工業等が重きをなしてゐるが、上海の大部分の工業地帯に動力を提供し上海の住民に光と熱と力とを與へる電力會社——上海電力會社が、この地區に存在し、絶えず黒煙を天に沖しつゝある光景は、はじめて上海を訪れるエトランゼによつても、船のなかからすぐに看取し得るところである。この發電所は十二萬一千キロワットの發電能力を有する世界有數な發電所であるが、そのことはすでに上海がまた世界における有數な工業地帯であることが別る。

この發電所は一九二九年三月まではドイツ資本の支配に屬してゐたが、同年アメリカン・アンド・フォレン・パワー・カムパニー・オブ・アメリカの手によつて、八千百萬兩當時の銀相場で約五千萬弗の身代金で、アメリカ金融資本の手に移つたが、それによつてアメリカ金融資本の世界電氣事業への制覇が、黄浦江頭の一角にも具現してゐることが看取されるが、わが上海諸工業及び居留民も、このアメリカ資本による電力の恩澤に浴して、Power, Heat, Light の三つを享受してゐるのである。蘇州河畔に聳え立つ映畫の殿堂ストランドの屋上高く掲げられてゐるこの言葉は、ネオン・サインとなつて、夜毎夜毎にガーデン・ブリッジを渡る人々に、アメリカ金融資本の制覇を、力強く印象づけてゐる。

この發電所は楊樹浦區、浦東區、曹家渡區の三工業地帯に電力を供給してゐるが、その他電力供給の權力を握つてゐるものには、閘北區に閘北電力(支那人)、フランス租界にフランス電力(フランス人)、滬南區に華商電力(支那人)

の三つがあるとはいへ、到底上海發電所の巨大なるに比すべくもない。

第三節 上海事變と上海工業

開北區において第一位にあるものは支那人經營の製絲工場にしてこれに次ぐものは絹織工場染織工場小規模な機械工場等である。

この地は上海事變にあつて、日支兩軍の交戦地帯となつたもので、砲弾や爆弾のために建物は破壊され、そこを通れば、恰もローマの廢墟を偲ばせるものがあるが、製絲工場や停車場のコンクリートの壁などには、民族的の敵愾心に燃えた者一時に英名を内外に謳はれたかの十九路軍の『打倒……主義』などのスローガンが、今になほ残つてゐて、當時の激戦を思はせてゐる。事變後一部は復興したとはいへ、商務印書館をはじめ工場商店等多くは復興してゐない。その上に、日支關係の悪化に伴ふ日支再衝突がこの地帯で再演されはしないかといふ懸念が、支那人間には今なほ濃厚であるが故に、支那人の復歸、復興は、到底望まれない。それに關聯して、『上海の銀座』として、南京路(大馬路)を凌ぎ上海のモダン街として股賑を極めつゝあつた北四川路も、開北戰の飛沫によつて、直接西側家屋の一部が破壊されたること、支那人のこの方面への復歸なきこと、背後地たる開北の荒廢したこと等によつて、股賑より寂寞、衰微へと轉化し、現代的な支那料理店、食料品店、それに日本人經營の幾つかのダンス・ホールは青息吐息で、閉鎖倒産相次ぎ行人の影も少くなりつゝある。

開北區を主とする上海の製絲工場は、上海事變によつて直接破壊されたものも少くないが、残存する製絲工場も絲價の慘落、日本絲のダムピング等より、休業するものが大部分で、上海製絲労働者六萬の中約四萬強は失業し、その生活は極度に窮乏してをり、しかも南京政府はこれが救済の力なく、その前途は憂慮されてゐる。

上海製絲業が經濟恐慌の下に、かくも四苦八苦してゐるときにこの現勢を知らず、たゞ日支製絲業の競争のみに眼を釘付けされ、經濟法則を忘れ、經濟外的手段——太鼓を叩いて工場を襲撃破壊すること——を採るべきことを、卒業論文において主張する蠶絲學生のあることを聽くときは、彼等の蠶絲經濟論を疑ふとともに、彼等の世界狀勢に對する迂鈍さ、彼等の國民教育に對する理想の低劣さが憐れまれねばならない。

第四節 日本の紡績資本

私は再び眼を上海に轉じて、第三の工場地帯、曹家渡區を一瞥しよう。

こゝには西蘇州河吳淞江に沿うて、紡織工場製粉工場等が主要な地位を占めてゐるが、紡織工場の勢力が最も大きく、そのなかでも吾が内外綿株式會社(内外紗廠)の勢力は斷然他を壓倒し、その十二の工場と、日華紡の四工場、同興紡の一工場、豊田紡などが、わが紡織界を代表して、この地帯に覇を唱へてゐるが、それに伴うてわが陸戰隊の海軍旗なども、これら日本人地帯から遠く離れてゐる曹家渡區に日本帝國の威力を示し、………を擁護し、支那の………するものごとく、春風に翻翻として飄つてゐる。

第五節 支那工業發展史の縮圖

共同租界フランス租界の南から東へかけて黃浦江に臨む滬南區は、支那人によつて經營される各種の小規模な工場を網羅してゐるといふ點において、その特徴を示してゐる。そのなかには、近代的な資本主義的な機械工場制工業の

外に、前資本主義的なマニユファクチャー手工業職場、家内工業等々の幾多の形態の工業をも含み、現代支那工業の縮圖たる觀を呈してゐる。

黄浦江を隔てた浦東區においては、外國資本による紡織工場、機械工場等が主要な地位を占めてゐるが、その勢力は、工業地帯としては到底楊樹浦曹家渡の二區に匹敵することはできない。

以上、五區の工業地帯のうち、楊樹浦曹家渡浦東の三區は、外國資本の制覇に歸してをり、閘北滬南の二區は支那資本の制覇に歸してゐるといひ得るが、前三區は後三區を遙かに凌いで、上海工業地帯の王座を占めてゐる。これはまた外國資本の支那工業界に對する制覇を反映してゐるといひ得る。

上海の工業地帯を見渡すに吾々は、明白に支那の工業的危機を看取し得るが、南京政府にこれが救済の力なく、労働者の識首、勞賃値下等が斷行されてゐるが、工業家は工業獎勵條例、救済公債によつて保護され——或る程度に止るてをり、労働者——は已むなく爭議に驅り立てられ、各々の工業地帯に互り、最近勞働爭議が頻發しつゝあるに鑒み、南京政府は、國難の襲來生産の發展に名を藉りて、労働者の結社ストライキ、サボタージュ禁止の電命を發し、支那ブルジョアジーの僅かな援助の下に、その政權を保持しようと藻掻いてゐるやうに思はれる。(一九三四、六、一)

第七章 支那の經濟的危機

第一節 列強の對立と支那經濟恐慌

一九三二年が支那における經濟的危機の一層深化し激化した年であつたとすれば、一九三三年はそれがより一層深化し激化し殆んど極點に達した年であつたといひ得る。かくてまた、一九三四年においては、それが更に更に深化し激化すると斷定し得る。

それは何故か？『世界經濟恐慌が深化するにつれて、半植民地的な支那經濟の世界資本主義經濟への從屬と、恐慌の負擔を植民地諸國、特に支那の國民大衆に轉嫁しようとする列強の努力とが、益々強く現はれるからである。また一方において、支那經濟に加へられた世界經濟恐慌の強い打撃が、支那のあらゆる基本的矛盾を激化させ、他方において、支那における經濟的及び社會的問題は、世界資本主義の相對的安定を破る決定的な要因の一つとなつてゐるからである。かくて國民黨の對内及び對外政策の破綻、列強に對する國民黨の降服、支那の相反する方向への二分化の擴大等は、支那における列強の對立を激化せしめるからである』(W・ガムベルグ)

彼のこの言葉は、一九三二年の初頭から現在にいたるまで、否な近き將來においても、その眞實性が、支那の具體的な現象によつて、明確にと實證されるのである。

第二節 世界經濟の構造的環としての支那經濟

支那の經濟的危機の決定的要因は何かといふに、世界經濟恐慌の激化であるといはねばならない。何故なれば、支那經濟は早くすでに世界經濟の環として世界經濟と結びつき、一つの有機體を構成してをり、世界經濟恐慌は當然に支那經濟をもその渦中に捲き込むからである。

かゝる觀點からのみ、支那の經濟的危機を正確に理解することが出来るのであるが、かゝる觀點は具體的な客觀的基礎の上に樹つものである。

それは何故か？ 今これについて、簡単に説明するであらう。

帝國主義商品の支那農村への侵入以來、支那農村における生産は、自然經濟を脱して商品生産に従事し、直接間接に世界市場を目標とするやうになつた。その最も顯著なものは、棉花、生糸、茶、煙草、油類、豆類、毛皮、皮革その他の輸出品にして、そのいづれも支那の最大の輸出農産物にして、支那内地より各大開港場に搬出され、更に世界の各大消費市場に輸送されるのである。

世界市場への從屬とともに、支那農家の蠶桑業に一つの絶大な刺激が直接に加へられた。すなはち従來農家の副業であつた製糸業が、この從屬的地位を脱して獨立の産業部門となつた。そのために養蠶業は、江蘇浙江四川廣東山東の諸省の各地農村において、非常に大きな作用を起した。誰も彼も養蠶業を最も有利な生産事業と見做し、先を争ふて桑を栽培し養蠶に従事するやうになり、是等諸地方の農村經濟はそのために異常に迅速な發展を遂げた。その他の輸出農産物も、一として獨占的に成長發展しないものはない。それこそ支那の農業生産が世界市場のための生産に轉

化したことの明白なる誇左である。そのために支那の農業は世界市場を緊密に聯繫し、世界市場に對して有機的從屬性を發生するにいたつたのである。

次に都市工業を見るに、より一層世界經濟に緊密に從屬してゐる。

更に消費方面について見るに、都市及び農村における生活の必需品、例へば石油燐寸各種の掛物のごとき、市場に依頼し、直接間接に世界市場と緊密なる關係を發生してゐる。

要するに當面においては、支那の農村並に都市をあげて、生産並に消費において、世界市場と不可分離の關係を發生し、決定的に世界市場に左右されてゐるのである。かくて世界經濟なる弦の微動すらも、よく支那經濟の上に反響を與へるのであるが、當面における世界經濟恐慌の嵐が支那經濟の上に吹き荒さむべきことは、見易いところである。

しからば世界經濟恐慌の嵐の中に、支那の經濟的危機は果して如何なる様相を呈してゐるか？

第三節 支那經濟の特殊性と世界經濟恐慌

これに答へるに先つて、なほ吾々支那の特殊性並に世界經濟恐慌の様相を、一應検討しておかねばならない。支那の特殊性は

- 1、半植民地國家であること
- 2、發達の後れたる半封建經濟であること

次に世界經濟恐慌の様相を見るに

- 1、資本輸出の激化

- 2、 滞荷の激増、物價の暴落とデムピング政策の勵行
 - 3、 工業恐慌による原料品並に半製品の需要の減退
 - 4、 關稅戰爭
- 等々である。

かくして支那經濟はその世界經濟の一環としての從屬性より、世界經濟恐慌の影響を受けることは、他の諸國と同であるが、その特殊性の故にその影響はより深刻であり、その様相は特殊であることが判るのである。吾々は進んで、前に述べた支那の經濟的危機の様相、前に述べた支那の經濟的危機の様相について、これを具體的に検討するであらう。

第四節 支那の農業恐慌とその結果

一に支那における農業恐慌を見よう。

支那においては、農業人口は全人口の約八〇%を占めてをり、農業生産は全生産において支配的地位を占めてゐるが故に、農業恐慌は支那においては殊に重大性をもつてゐる。

(一) 農産物價格の暴落

最近二三年來支那の農業恐慌における最も顯著なる現象は、また同時に農業恐慌を誘致した最も直接の近因は、農産物價格の直線的な暴落である。

上海及び天津における穀類及び其他食物の卸賣物價指數を見るに次表のごとくである(一九二六年=一〇〇)

年	穀類		其他食物	
	上海	天津	上海	天津
一九二九年	九七・二	一一六・五二	一〇九・五	—
一九三〇年	一一〇・三	一一九・七二	一一〇・三	—
一九三一年	九四・四	一一四・三九	一三八・三	—
一九三二年	八一・七	一〇八・五三	一三一・一	—
一九三三年(十二月)	六二・四	七八・九一	一一六・八	—

穀類及び食物とも一九三三年は最近五年間の略ぼ最低位に位する。

更に諸農産物價格を見るに、一九三三年においては、上海における標準小麦先物價格は、一九三二年に比べ、一車に付一兩内外下落し、二十番手原料の蘇州細織棉花先物價格は、一九三一—三二年の同漢花棉に比べ、一擔に付五兩以上下落し、一三—二二デイル上等機械糸價格は、一九三〇年の一擔千二百十八兩に比べ、五百三十兩内外に下落し、繭價格は一九三二年に比べて三分の二方暴落してゐる。

かゝる農産物價格の暴落は、次の諸原因による……

- 1、 一九三二年の豊作
- 2、 近年來の外國穀類の輸入激増
- 3、 支那購買力の減退
- 4、 支那農民の資金ぎ
- 5、 地方商人の金融梗塞

6、地方商人の投機的失敗を補償するための買叩き

7、世界經濟恐慌による輸出の減退等

(二) 苛税雜捐

支那軍閥の絶えざる内戦と苛斂誅求により、苛税雜捐の名目は繁多にして、課徴率は上騰してゐるが、今手許にある材料の一部について、地租とその附加税とを比較するも次のごとくである。

	正 税		附 加 税	
	元	分	元	分
湖南 臨武	二・六		一四・九	
四川 奉節	一・六		一二・二八	
山東 齊東	二・二		一六・二一	
河南 商 城	二・二		一〇・〇〇	

かく附加税が過大であるのみではなく、それが數十年の先きまでも前徴されることで、四川の軍閥劉厚存の領内では、民國六十一年まで——民國二十三年を標準とすれば——即ち三十八年先まで前徴されてゐるが、かくのごとき年數に多少こそあれ、略ぼ各省に普遍的な現象である。

その他各種の苛税雜捐があるが、結局はその負擔は一般農民に轉嫁され、それは農産物の生産費に計算さるべきであるとはいへ、以上のごとき農産物であるが故に、自ら農業恐慌の激化と農村の破産を見る外はない。

(三) 農民の窮乏化

農産物價格の暴落と苛税雜捐の激増とは、支那のごとき零細經營下の農民を窮乏化する外なく、支那新聞を見るに農村における悲劇が日々に報道されてゐる。

(四) 地價の暴落と土地集中

支那農村においては、近年來地價の暴落と土地の集中が急激に行はれてゐる。(第三篇參照)

(五) 荒地の増加

荒地の増加は支那の西北境に於て最も激烈であるが、中南地方においてもその現象なしとしない。すなはち最近支那紙の報道によれば

『江西全省八十一縣中、支那茶を産するもの五十餘縣に達してゐるが、近年來對外輸出の衰微と共產軍の蹂躪のため、茶商は茶業經營を不利とし、その結果茶の栽培に従事せる農民は、茶を生産するも賣行なきため、相繼いで茶園を遺棄して、他の生活の道を計りつゝある。そのために全國各茶産地において、茶園は大抵荒廢に委せられつゝある。』(一九三三、一、一一『中華日報』——『東亞翻譯通信』第一四一號)

(六) 農村における階級分化の激化

支那農村における階級構成を見るに

年 代	小 作 農		
	半 自作 農	自 作 農	%
一九一二年	二八	二三	四九
一九三一年	三一	二三	四六
一九三二年	三一	二三	四七
一九三三年	三二	二三	四五

にして、自作農最も多く小作農これに次ぎ半自作農が最も少いが、農業恐慌の激化につれて、中小地主の没落により自作農半自作農には變化はないが、自作農半自作農の没落により小作農は激増し、更に農村プロレタリアの激増を示

してゐる。

第五節 支那の工業恐慌とその結果

農業恐慌の深化と廣汎な農民層の一層の零落とは、原料的基礎を根柢から覆し、國內市場を縮少することによつて、支那の土着工業の恐慌を一段と強めた。

農産物の加工に従事する土着工業の全部門——絹織物、紡織、製茶、牛酪、蛋粉、製革等々——は、世界經濟恐慌の直接的な打撃を蒙つた。一九三三年五月七日の中央社杭州電によれば、杭州の絹織物業は、海外販路の滯滞と國內農村の破産により、全市の織戸六千餘、大小工場百三十餘は大部分休業し、二萬人の失業者を出さうとしてゐると報じてゐる。支那紡織業は一九三三年四月二十二日より一ヶ月間二三の繰短をなし、その月は各工場の自由にしたが、夜業廢止休業をなすもの多く、休業繰數は

上	海	一六一、四〇〇 鍾	
無	錫	六五、六四〇 鍾	
武	漢	一四一、〇〇〇 鍾	
全	國	合計	五三五、九〇〇 鍾

に達し、全繰數の二〇%強が休業してゐる。しかし繰短休業にも拘らず、賣行不振と糸價の漸落により、滯貨は激増するのみである。

その他製粉工場は外國粉のダムピングにより續々と破産閉鎖し、各地の滯貨も空前の額に達してゐる。セメント石炭等いづれも、同様の理由により、一として不振でないものはない。上海石炭市場を見るに、内外石炭の勢力は次の

	日本炭	撫順炭	山東炭	開煉炭	安南炭	支那炭	合計
一九三三年一月	七・八%	八・〇%	五・〇%	四六・七%	九・八%	二二・九%	一〇〇%
一九三三年八月	一八・八%	一五・四%	七・〇%	三七・三%	四・一%	一六・〇%	一〇〇%

ごとく變化してゐる。

上表を見るに支那炭の勢力は激減し、外國資本によるもの（日本を除く）は續々減退し、日本資本によるもののみは激増を示してゐる。

支那の製茶業もその不振を對外輸出に表現してゐる。『支那茶は、最近數十年來日本、錫蘭等の茶の生産過剩、ダムピング實施により、大に影響を受けた。殊に世界的不況の普遍、支那内亂の頻發、農作の時季外れ、生産の減少により、支那茶の海外輸出は益々危地に陥つた。……滿洲事變以來、東北市場は、もはや日本茶に奪取され、しか一昨年（一九三二年）九月、滿洲國は茶の輸入税を従價三〇%方引上げ、そのために過去において東北市場を獨占してゐた支那茶は、より一層悲境に陥つた。』（一九三四、一、二三、『中華日報』——『東亞翻譯通信』第一四一號）

かゝる支那の土着工業の恐慌に反して、在支外國工業は益々發展し、日本紡織業のときは、反日運動の下火に乗じて、増産擴張するとともに、廉價にその製品を販賣し、製糸業のときも、山東において擴張されてゐる。

かゝる支那土着工業の恐慌の原因は、次のごとくである……

- 1、外國製品のダムピング
- 2、外國工場の特權、生産能率の高度
- 3、支那農村購買力の減退

- 4、關稅自主の不勵行
- 5、外國の關稅競争
- 6、外國における需要の減退等々

第六節 支那の商業恐慌と對外貿易

支那の國內商業もまた極度に恐慌状態にある。太原(山西省)だけでも、一九三三年度に商店の破産せるもの五百餘戸に達してゐる。

次に支那の對外貿易を見るに、これまた危機に瀕してゐる。世界經濟恐慌の當初には、支那の對外貿易は、特にその影響を受けることはなかつたが、一九三一年以來は減退する一方にて、回復の徴候は未だ少しも現はれてゐない。一九三三年の支那對外貿易額は十九億五千七百三十九萬五千餘元にして、一九三二年に比して三四%を減少してゐるが、輸出入ともに減少を示し、前者二〇・二%、後者は一七・六八%である。輸入超過は七億三千三百七十三萬九千餘元にして、一九三二年に比して續々増加してゐる。かゝる支那對外貿易の激減は、世界經濟恐慌が一層深化したためであるとともに、また支那國內の經濟恐慌の一層の激化を反映するものであるが、これに影響を與へたものは銀の低落と南京政府の財政關稅の引上げである。

一九三三年度における輸出入品の變化は激甚にして、輸入の特に減少せるものは、生綿布、漂白又は染色綿布、雜綿、麻及びその製品、綿糸捻糸及び綿織糸等にして、いづれも二分の一乃至五分の一の激減を示してゐるが、輸入の激増を示せるものはない。これら等の輸入激減せるは在支日本紡織業の活躍による日本よりの輸入の減少と東三省

への輸入が除外されてゐるがためである。

輸出の激減せるものは豆類穀類及びその製品にして、それはその需要の減退を示すものであり、輸出の激増せるは竹材、織物、綿糸、綿織糸等にして、それは日本品の對外輸出、支那品の南洋輸出の激増を示すものである。

一九三三年度支那貿易におけるイギリス、日本、アメリカの地位を見るに、次表のごとくである……

年	輸 入		輸 出	
	イギリス	日本	イギリス	日本
一九三一年	八・二九	二〇・〇四	七〇・九	二七・四一
一九三二年	一一・二〇	一三・九五	七・六二	二一・八〇
一九三三年	一一・三三	九・七一	七・九六	一五・六五

上表は、支那市場を獲得しようとする列國の競争が一層激化し、そして一九三二―三三年にかけて、支那市場におけるアメリカ及びイギリス資本の地位が、日本の資本に取つて代つて強化されたことを物語るものである。

第七節 支那の金融恐慌とその結果

一九三三年以來支那における金融恐慌は著しく表面化して來た。その様相を見るに

- 1、現銀の大都市集中
- 2、金融界の不安
- 3、各地錢莊の破産

等々である。

(一) 現銀の大都市集中

上海の銀在高を見るに——銀兩及び銀元を合せ——

一九三一年	二五二、九〇〇、〇〇〇元
一九三二年(九月)	四二三、七四〇、〇〇〇元
一九三三年(三月)	四七一、八〇〇、〇〇〇元
同 (九月下旬)	四六〇、〇〇〇、〇〇〇元

にして一九三三昨年度平均在額は、一九三一年に比べて八二%を激増してゐる。

それは

- 1、内地農村の不安定
- 2、内地の上海市に對する貿易の入超
- 3、銀行の内地貸出の回收

によるが、要するに國內における經濟的危機の深化、軍閥間の軍事行動等によるものである。

(二) 全金融界の不安

支那の大銀行は、内債の利廻がよく、他にこれに匹敵する貸出物件のないために、内債に對し巨額の投資をなし、南京政府以降の内債總額約十二億元の大半を抱いてをり、政局の動搖により銀行は直ちに不安を感じる。次に紡織業に投下せるも、上述のごとく斯業また不振にして、金融界はこれが影響を被らざるを得ない。

(三) 各地錢莊の破産

一九三三年に入り、支那の南北を通じて、各地の錢莊——支那の舊式銀行——は續々と破産してゐる。

地方	破産戸數又は店名
廣州、佛山	三十餘戸
汕頭	源大
福州	慎源(百餘年の老舗)
合肥	慎孚
淮海一帶	多數
上海	仁享等九戸
開封	信昌銀號
濟南、徐州	取付
北平	萬榮祥銀號

以上三項は都市金融の緩慢と農村金融の逼迫とを示すものであるが、かかる金融恐慌の原因は

(一) 全國的原因

- 1、貿易入超の巨大
- 2、支那金融制度の紊亂
- 3、政府の公債、借款租稅等の壓迫

- 4、内地秩序の破産
- (二) 地方的原因
 - 1 華僑の送金減少(南支)
 - 2 製糸業絹織物業の不振(中支)
 - 3 日支間の紛糾(北支)

第八節 支那の財政的危機

支那の財政的危機は最近にいたり益々激化しつつあるが、それは

- 1、銀の下落による對外債務支拂額の増加
- 2、華僑の送金の減少
- 3、對外貿易の入超の増加
- 4、軍事費の増加
- 5、租税収入の減少

等々によるものにして、省財政並に中央財政は危機に瀕してをり、財政部長孔祥熙氏の談によれば、『中央政府の毎月収入は僅に一千七百萬元にすぎないが、その毎月支出は三千萬元に達し、不足額實に月々一千三百萬元の間にある』のである。それ故に中央政府財政當局は、關稅の引上、内債の發行をこれ事としてゐるが、一九三三年度においては

愛 國 公 債	二〇,〇〇〇,〇〇〇元
華 北 戰 區 公 債	四,〇〇〇,〇〇〇元
關 稅 庫 券	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇元
合 計	一二四,〇〇〇,〇〇〇元

を發行し、一九三四年度に入りても、新に

關 稅 庫 券	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇元
---------	--------------

の發行案が立法院を通過したが、かくのときは、支那財政の不健全と窮乏とを物語つてゐる。

第九節 經濟的危機の發展

支那の經濟的危機の激化は、經濟的危機の發展、その民族的危機と相俟つて、支那の政治的危機にまで達してゐるが、一九三三年においては、内憂としては四川雲南の混亂、新疆における馬仲英盛世才抗爭、馮玉祥方振武の叛亂、內蒙古の自治運動、福建政權の樹立、本年に入りては寧夏における孫殿英と馬鴻逵の抗爭が頻發してをり、外患としては山海關、熱河、喜峰口の役、新疆南路の獨立等あり、内憂外患は實に交々臻りつつある。

かゝる危機に臨んで、支那においては階級分化並に階級闘争の激化につれ、根本的に相對立する二つの政權——白色政權とソヴェート政權——が樹立され、最近にいたり益々その抗爭を激化し、江西ソヴェート地域に匹敵すべき四川ソヴェート地域が急激に擴大されつつある。

所謂一九三六年の危機を控へて吾々は、かゝる支那の危機に對して、正當なる認識をもたざるを得ない。(一九三四、

五、一)

第八章 支那經濟の現勢

第一節 支那經濟恐慌の深化と支那經濟の崩壊過程

支那經濟は、世界經濟恐慌、滿洲事變、上海事變、北支事變、アメリカの銀政策、國內における天災人禍等による不斷の打撃のために、一九三二年以來年々その恐慌を深化しつゝある。一九三五年七八月にはまた揚子江漢水黃河等の大水災等があり、農業上の損失は八億餘元であつた。それと同時に工業生産も萎縮し都市金融恐慌はより尖鋭化し、大都市における商店工場の破産は日々報道せられ、失業者群は全國に充溢して來た。

今一九三五年上海だけの破産統計を見るも次表のごとくにして、毎月平均七十五弱の破産數を示してゐる。

工場	一八七
商店	四二三
金融業	八七
交通業	二三
土地建築業	一一
其他	四一
未詳	一一三
合計	八九五

かゝる現象は決して上海のみではなく、全國諸都市に共通の現象にして、今各都市における一九三五年九月末現在調査によるも、同年度銀行銀莊の破産閉鎖數は略ぼ次表のごとくである。

香港	三
廣州	三
汕頭	一
潮州	二
廈門	四
寧波	二八
無錫	一
吳淞	一
平鎮	二
鎮江	一
南京	一
揚州	四
海州	一
漢口	五
天津	五
北平	四

かゝる深刻なる經濟恐慌の怒濤のなかには、巨大なる失業者群が呻吟してゐる。今國際勞働局の調査によれば、一九三五年における支那全國の失業者數は次表のごとく五百八十五萬餘に達してゐる。

地方別失業者數

河北省	四六、二五〇
山東省	四八、九九六
河南省	五八、〇一〇
江蘇省	四一、九九一
浙江省	二七八、八一三
安徽省	五、五四五
河南省	四六〇、三〇〇
湖北省	二二三、三九一
湖南省	一一四、七五六
四川省	五二四、九五六
廣東省	一、五七八、四八二
廣西省	五、四六〇
上海市	六一七、七七一
北平市	五〇〇、九三五
南京市	一六、四七六
青島市	一〇四、五〇〇
其他	七四八、六三〇
合計	五、八九三、一九六

職業別失業者數

紡織業	一、五〇七、九八六
交通運輸	三二〇、五四九
飲食品業	一、四一四、〇七六
鑛業	三一、四〇二
漁業	七、五〇〇
土石製造業	三九三、五〇〇
鑄造業	一七、八一三
商業	三七六、四二一
其他	二、〇五一、七六二
合計	五、八九三、一九六

右表は最小見積數にして、各地の新聞統計によるに支那全國の失業者數は一千二百萬以上に達すべく、人によつては、支那においては近年毎年四五千萬人以上の罹災民が發生してゐるから、全國失業者數は一億以上、人口の約四分の一を占めてゐるとさへいつてゐる。

かくして支那經濟は、當面において全く崩壊過程を擧進しつつあるのである。

第二節 最近における支那經濟好轉の兆候

しかるに一九三五年九月—十月にいたつて、伊エ關係が緊張して遂に伊エ戰爭の爆發を見、歐米諸國は戰爭準備のために原料品の輸入を激増し、そのために支那の若干の原料品の購入を激増し、支那の若干の原料品及び半製品の出は漸次好轉するにいたり、工業生産もまた蘇生の状態に入つた。その上に十一月四日には新貨幣制度が採用され、

それによる對外爲替相場は輸出に有利となり、しかも國內物價の上騰は工業生産に相當の刺激を與へた。かくて十一月以降支那の對外貿易は漸次好轉し、十二月には出超五百餘萬元、一月には出超百三十餘萬元といふ、同治四年以來入超國たりし支那にとつては、稀有の好現象を呈するにいたつた。一九三五年末以降の狀勢を見るに、支那經濟は大體において繁榮を回復しつゝあるやうに見受けられる。しかし經濟關係は極めて複雑にして、一方に有利なるもの、必ずしも他方に有利であるとはいへない。物價の上騰は、生産事業を經營する資本家には、固より有利であるが、一般消費者殊に勤勞大衆にはかへつて不利である。それ故に全經濟機構からいへば、以上のごとき現象が果して或る健全なる發展であるか、それともたゞ一時的な特殊原因によるものであるかは、別問題である。

時期	總指數	卷煙草	綿糸	麥粉	セメント	燐寸
一九三二年.....	八二・四	一〇七・二	一一一・三	七五・三	四四・三	九二・〇
一九三三年.....	一〇〇・〇	一〇〇・七	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・三
一九三四年.....	一〇〇・四	八七・八	一一三・四	一一二・六	一〇二・六	九二・六
一九三五年						
一月.....	一〇九・一	一一一・七	一二四・八	一一九・五	九〇・九	八九・六
二月.....	七六・五	九三・三	九二・六	八五・四	九八・〇	三五・八
三月.....	一〇二・三	九九・四	一〇五・〇	一一二・〇	八九・六	九三・八
四月.....	一一八・六	九五・四	一一〇・四	一五五・五	一一二・六	一一一・七
五月.....	一一一・〇	八三・三	一一二・七	一四八・九	一一一・七	一〇三・二
六月.....	一一六・二	八七・七	一二五・七	一五四・三	一一七・九	一〇一・〇
七月.....	七一・九	五五・七	七九・一	一二二・二	七七・六	四三・九

吾々は、支那の農工業生産、物價及び生活程度の騰落、輸出入狀況を考察してのみ、一つの比較的事實に近い結論を得ることが出来る。しかし最近二三ヶ月及び本問題と關係する各方面の、統計材料は今なほ非常に乏しいが故に、新貨幣制度實施後の短期間については、その國民經濟上における影響を全面的に如實に説明することは不可能である。だが、その發展の趨勢については、一斑を窺知することができる。

第三節 支那工業の現勢

民族工業は經營の性質上、二種に區別することが出来る。一は國營または省營工業であり、一は民營工業である。前者については統計報告が不充分なるため、これが比較研究の術もないが、一九三五年その營業を開始せる國營及び山西、廣東、廣西、浙江各省々營の工業は、その成績稍々良好であるやうである。後者すなはち民營工業について、その主要なるものゝ概況を次に検討するであらう。

一九三五年における支那紡織業は依然として不況であり、全國紡織工場九十二の中、休業せるもの二十四工場、操短せるもの十四工場にして、全體の四〇%を占めてゐる。運轉鐘數四百八十萬九千五百五十九鐘、休業々數百三十四萬四千九百八十六鐘にして、下半期のみについて見るに、休業々數は百三十六萬二千七百七十三鐘にて、前年同期の九十六萬三千六百八十二鐘に比して、頗る増加してゐる。これは下半期において、棉作の減收、綿糸の賣行不振による現象である。

機械製粉業は上半期賣行不振にして、市價一俵に付二元二十仙にまで低落したが、水災の影響によつて再び三元十三仙に上騰し、賣行好轉し、上半期生産高三千七百六十九萬五千十三俵にして、前年全生産高が六千四百九十餘萬俵なりしに比して稍々増加を示し、新設工場また五工場に上つた。製糸業は上半期には不況のドン底に陥り、市價三百餘元にまで低落したが、六月以後歐米向輸出漸次に増加し賣行良好、九月以後にいたつては輸出殊に旺盛にして、市價また九百餘元に達した。かくて江蘇浙江兩省においては、製糸工場の運轉開始するもの二十餘より九十四工場に激増した。だがその後原料薄のため各工場とも製品薄に惱んだ。それ故に一九三五年においては、江蘇浙江兩省の製糸業は昔日の好況を恢復し得なかつたといへ好況にあつた。だが廣東系は賣行非常に悪く、四川系は比較的好況であつた。

燐寸業は外國品の壓迫を受けて、上半期にはこれまた不振を啣たざるを得なかつた。かくて上海の八工場（大中華、正大、中國、通燧、大明、民生、滙上、大華等）は、協同事務所を上海に、その支部を蘇州、蕪湖、杭州、長沙、廈門、漢口、寧波等十四ヶ所に設立して、頽勢の挽回に努力することになつた。下半期には賣行漸次に好轉して四工場の新設を見た。一九三五年度における燐寸賣行高は十九萬九千餘箱にして、前年に比して九%の増加を示してゐる。護膜工業も上半期は不振であつたが、七月以降稍々好轉し、休業五工場、新設一工場である。

セメント工業は、市價低落のために、辛うじて現状を維持するの狀態にして、年産額三百七十七萬桶にて前年と大差なく。

卷煙草業は賣行不振のため産額漸減し、七月のとき一月の約三分の一となり、その後も依然減少を續けた。

セメント及び卷煙草を除き、その他の重要民營工業は、一九三五年においては上半期不況下半期好轉といふ略ぼ同

一の趨勢にあつた。今中央銀行經濟研究所の發表せる一九三五年十月までの各重要工業生産指數を、數年來の平均指數に比較すれば、前表のごとくである。（前々頁参照）

前表を見るに、一九三五年における工業生産は七八月最低に達し、九、十月は稍々増加し、總指數は九月に一一・一%、十月に八・七%増加してゐる。個別指數においては麥粉を除き、卷煙草は九月に一七・二%、十月に一一・四%を増加し、綿糸は九月に八・九%十月に一一・四%を増加し、セメントは九月に四・七%十月に八・二%を増加してゐる。麥粉のみは九月に一・三%、十月に一四・一%を減少してゐる。一九三五年の九十月は支那工業生産の盛衰の分岐點であつたが、かゝる好轉現象が繼續するか否かはその後の事實によつて證明されねばならない。

第四節 支那農業及び鑛業の現勢

一九三五年における支那の農業生産は、水災及び風災のために激減を示してゐる。淮河長江以南の米産區域には大なる被害はなかつたが、災害の最も大なるは漢水流域における棉産中心地及び山東河北河南江蘇北部の棉麥産地である。北支那には春に風災あり、河北山東河南湖北江蘇北部には秋に水災あり、かくて北支那の主要食物たる麥類は一様に減收であつた。

中央農業實驗所の二十一省報告によれば、一九三五年の全國小麥産額は四億二千六百餘萬擔にして、前年よりも一千万擔少く、被害額十九億二千七百餘萬擔にして、被害額は産額の約三倍半に達してゐる。大麥の産額は一億百千八百餘萬擔被害額は四億一千八百餘萬擔にして産額の約二倍半以上に達してゐる。豌豆の産額は六千六百萬擔、被害額は四億一千五百萬擔にして、産額の約七倍に達してゐる。蠶豆の産額は六千三百餘萬擔被害額は一億擔以上に達して、

産額の約一倍半に達してゐる。これら穀類被害額は合計二億五千萬元に達するといふ。(以上擔はすべて市擔)
 一九三五年棉花産額は僅に八百十九萬餘公擔にして、一九三四年の一千一百餘萬擔に比して三百餘萬擔を激減してゐる。茶の産額も前年に比して三〇%の減少を示してゐる。

轉じて鑛業方面を見るに、石炭の産額は一九三五年には一千二百餘萬噸なりしも、賣行高は僅に九百九十萬噸にすぎず、滞荷が非常に多かつたが、これは外國炭の壓迫によるものである。

支那における金屬鑛産として最も顯著なるは湖南江西のタングステン、アンチモニー、鐵であるが一九三五年秋伊エ戦争爆發以來、これら軍需品原料は市價一齊に上騰し、その輸出も旺盛となつた。十一月末現在タングステン及びアンチモニーの輸出額は夫々六百三十萬公擔に達し、鐵の輸出額は四百餘萬公擔となつてゐる。雲南の錫も七千噸内外の輸出を見た。その他の金屬鑛産の産額は僅少にして、餘り重要ではない。

第五節 物價及び生活費の現勢

一九三五年十一月四日新貨幣制度が實施されたが、支那の物價指數及び生活費指數はその前後において大なる變動を示してゐる。

物價について見るに、法貨の流通により舊補助貨及び銅貨の相場は上騰し、物價また上騰を示してゐる。今一九三五年における支那各地の卸賣物價指數を見るに別表のごとくである。(上海、北支那は一九二六年一〇〇、南京、漢口は一九三〇年一〇〇)

上海 南京 北支那 漢口

一九三三年.....	一〇二・八	九二・二	一〇〇・五九	九八・〇
一九三四年.....	九七・一	八〇・六	九一・七八	八九・〇
一九三五年				
一月.....	九九・四	八二・六	九六・一三	九二・一
二月.....	九九・九	八三・一	九六・八八	九一・八
三月.....	九六・四	八一・五	九五・八二	八九・八
四月.....	九五・九	八一・二	九五・三四	九一・〇
五月.....	九五・〇	八一・二	九五・一三	八九・三
六月.....	九二・一	七九・六	九三・四六	八七・四
七月.....	九〇・五	七九・〇	九一・八一	八八・一
八月.....	九一・九	七六・九	九二・一七	八八・三
九月.....	九一・一	七五・〇	九〇・六八	八六・五
十月.....	九四・一	七八・一	九四・二〇	八四・四
十一月.....	一〇三・三	八二・八	一〇〇・八八	九〇・二
十二月.....	一〇三・三	八二・九	！	！

別表を見るに、十一月四日に新貨幣制度が實施されて以來、各地の物價が一齊に上騰してゐることは極めて明白である。上海は九・二%、南京は六・七%上騰し、その他各地も夫々上騰してゐる。

物價が上騰するときは、生活費指數も自然に上騰する。吾々は一九三五年度各月生活費指數を検するときには新貨幣制度の一般國民生活に與へる影響如何を知ることができる。

試みに上海、天津兩地の生活費指數の變動を見よう。(一九二六年一〇〇)

上海

天津

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一〇七・二	一〇六・二	一一〇・九	一一〇・九	一〇九・〇	一〇四・八	一〇六・一	一〇五・六	一〇五・九	一〇五・二	一〇四・六	一〇五・四	一〇三・九	一〇九・二	一〇九・三
九二・四八		一〇〇・四	一〇〇・四	九九・〇四	九六・〇七	九五・四〇	九八・〇二	九九・三六	九八・二四	一〇〇・四〇	九八・〇七	九九・〇二	一〇六・八八	

右表を見るに、上海天津とも一九三五年十一月以降生活費指数が上昇し、それは大體において卸賣物價指数の上昇に順應してゐることが判る、吾々は更に、上海市社會局編製の勞働者生活費指数を検するに次表のごとくである。
 (一九二六年=一〇〇)

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
九七・一七	九七・三五	一〇二・八七	一〇二・八七	一〇二・〇五	九七・四九	九八・七四	九七・六二	一〇〇・〇四	九五・六〇	九六・八二	九五・七二	九七・五四	一〇一・四八	一〇〇・四六
一〇二・九〇	一〇二・七二	九七・二一	九七・二一	九七・九九	一〇二・五七	一〇一・一八	一〇二・四四	九九・九六	一〇四・六〇	一〇三・二八	一〇四・四七	一〇二・五二	九八・五三	八八・五四

上表によつて、生活費指数と新貨幣制度との關係が非常に明白に看取されるが、上海の勞働者生活費指数は十一月以降上昇してゐるが、新法貨の購買力はかへつて減少してゐる。こゝに勤勞階級の新幣制下における生活費上昇、購買力の減退の源泉が横はつてゐる。

第六節 世界政局の動搖と支那經濟の好轉

伊エ戰爭の刺戟と新法貨の實施とによつて支那の輸出は増加し、輸入は相當に減少し、一九三五年十二月以後支那の對外貿易はすでに平衡化しつゝある。それと同時に、新貨幣制度の實施によつて、物價は或る程度上騰してをり、支那の生産部門はこれに刺戟されて復興への道を進み得る。新貨幣制度の農業に及ぼす影響は固より比較的緩慢である。何故なれば各種の農業生産は年一度にして主要農業物は一九三五年下半期の收穫期にいたつて、はじめてその良好なる影響を表現するであらうからである。工業の受ける影響は比較的迅速であり、吾々は今十一月以降の生産指數を未だ入手してゐないとはいへ、その生産が相當に刺戟され増加してゐることは疑ひのないことと信ずる。

殊にドイツのヒットラーの爆彈宣言、軍縮會議の決裂、ドイツのロカルノ條約廢棄、日ソ關係の緊張、各國の軍備擴張等は、當面において支那對外爲替安ととも、支那原料品の價格上騰、輸出増加、支那の輸入縮小に作用しつゝあることは、好材料である。

しかし全國民經濟の前途より見るに、なほ樂觀すべき理由は存在しない。輸出の増加はすでに事實として現はれ、貿易の平衡は現銀の流出を杜絶し、新幣制の維持を容易にし、金融を安定せしめるとはいへ、國內購買力の減退は生産事業をして、悪影響を被らしめるからである。

支那民族工業の最大市場は國內市場であり、そのため國內多數の購買力の減退の影響を、決して看過することはできない。他方新幣制並に輸出物價の上騰による原料價格の上騰は、工業原料の缺乏、價格の上騰を結果し、民族工業をして採算難に陥れしめる危険があり、更にそのために製品價格の上騰を見るときは實行難に陥る。

支那今後の經濟政策の根幹は農村問題の解決の上にある、その正しき解決の上のみ、當面における支那經濟の好轉を保持することができるのではあるまいか。(一九三六、四、三)

第三篇 農業篇

第一章 阿片問題と支那農村經濟

第一節 支那阿片問題の發生

支那には、古くから阿片問題が存在してゐた譯ではない。それは十八世紀中葉から、イギリスが印度征服後支那に阿片を輸出するやうになつてからである。

東印度會社（西紀一六〇〇年成立）は、オランダ、ポルトガル及びフランスの勢力を印度から驅逐し、十七世紀の中葉には、印度において土地占有權、貨幣鑄造權を獲得し、更に條約を締結して、軍隊を駐屯し、裁判權を掌握するにいたり、また十八世紀の初頭（一七〇二年及び一七四二年）には、イギリス政府に借款をなして、その代償として印度において廣汎なる特權を獲得した。かくて十八世紀の中葉以後においては、東印度會社は印度において直接にその政權を掌握し、ベンガルにその長官を置き、この地から支那に阿片を輸出して、巨大なる利潤を獲得することができやうになつた。支那における阿片問題は、實にこの時から發生するにいたつたのである。

その當時、支那においては、廣州を唯一の貿易港とし、イギリスが實に第一位を占め、アメリカがこれに次いでゐた。その當時の輸入品は、棉花、綿布、金屬類並に阿片を主とし、これら諸商品の輸入額は、逐年増加して來つたが、十九世紀初頭におけるイギリス船の入港噸數を見るに、一八一三年の四九、六三〇噸より、一八二八年には七五、二三〇噸に増加し、その輸入額も一八二九年には二一、四九四、六四〇米弗に達し、アメリカの四、〇三〇、八六五米弗に對し、正に第二位を占めてゐる。

當時の諸輸入品中、阿片の輸入増加が最も顯著にして、略ぼ次表のごとくである。

一八一七年	(二二)	三、二一〇箱
一八二六年	(六)	九、六二一
一八二九年	(九)	一一、〇〇四
一八三〇年	(二〇)	一六、七七七
一八三四年	(二四)	一七、一一二
一八三七年	(二七)	二七、一一一
一八三八年	(二八)	二八、三〇七
一八二九年		一一、五六一箱
一八三四年		三八〇

上表によるに、イギリスの阿片輸入額は逐年増加してゐるが、アメリカのそれは漸減し、一八二九年にはアメリカのそれはイギリスのそれを凌駕してゐるが、一八三四年頃には阿片貿易においては、イギリスが獨占的地位を占め、アメリカを後に墮落たらしめてゐることが判明する。

かくのごとく年々激増せる阿片輸入は一八二九年にいたつては、イギリス對支輸入において遂に第一位を占むるにいたり、爾來樞要なる地位を保持してゐる。

品目	一八二九年		一八三四年	
	輸入額	百分率	輸入額	百分率
阿片	一〇、五九一、七六〇 <small>米弗</small>	四九・〇%	一一、三八一、九三〇 <small>米弗</small>	五一・四%
棉花	八、六一六、五五八	四〇・〇	六、六七八、一四一	三〇・〇
綿布		一・一三	二、四五六、七九六	一一・〇
綿糸		〇・一一		
食糧品				一・九

阿片の對支輸入はかく急激に増加し、阿片戦争後の一八六七年には、遂に支那への輸入總額實に九〇、九四八箱に達し、一八三四年の五倍以上に及んだのである。

かゝる阿片をはじめ諸外國製品の輸入激増は、支那の經濟界に如何なる影響を及ぼしたかといふに、先づ輸入超過による現銀の流出と缺乏、制錢の下落を結果するにいたつたのである。

すなはち廣東一省だけでも一八二四年頃までは、毎年略ぼ數百萬兩の現銀が海外に流出してゐたが、一八三二年頃までには現銀の年流出額は一千八百萬兩に増加し、一八三二—三五年には二千餘萬兩、一八三五—三七年には三千餘萬兩の巨額に増加してきたのである。その他福建、浙江、山東省からの現銀流出を加算するときは實に數千萬兩の巨額に達するのである。その結果、銀價の暴騰、制錢の暴落を見、從來銀一兩につき制錢七百文以上一千文以下で

あつたものが、一八三七年頃になると一千六七百文に暴落するにいたつた。これらの現象は、支那における資本の缺乏、全國經濟の動搖、恐慌並に崩壊を表現するものにして、それはまた金利の上騰を招來してゐる。

かくて一八三七年には、清朝政府は現銀の輸出を禁止し、繼いで一八三九年には阿片の輸入を嚴禁するにいたつたが、それによつて重大なる打撃を被るべきイギリスは、遂に武力を行使することとなり、かの阿片戦争を斷行して支那をして門戸を開放せしめ、阿片輸入の自由を獲得したのである。それ以來、支那の阿片輸入は年々激増するとともに、支那自國內にも阿片の栽培を見るにいたり、今日のごとき重大なる阿片問題を形成するにいたつたのである。

阿片はかくのごとき、帝國主義商品による支那侵略の先鋒であり、支那の武力征服の起因をなしたが、輓近にいたつては、帝國主義は更にその優れたる化學的技術をもつて、モルヒネ、ヘロイン、コカイン等、阿片代用の麻醉藥品を製造し、自らの政治的勢力の掩護の下に、これらを支那に輸入するやうになつたが、その害毒は阿片に勝るものがある。これらの害毒を支那においては、煙禍、黑禍、白禍等と呼び、それは支那における生産資本の形成を妨害するのみでなく、支那人自身の勞働力をも破壊し、支那にとつては政治上、社會上、經濟上、廣汎なる重大問題である。

【註一】一箱四十匁入、一個三斤、全體にて百二十斤である（林文忠公正政書使粵奏稿第一卷）

第二節 支那における阿片生産狀況

この問題を述べるに先立つて、豫め斷つてをかねばならないことは、阿片問題に關して動態的たると靜態的たるとを問はず、科學的に精確なる統計を得ることはとも不可能であり、當面においては尙且絕對に不可能であるといふことである。それには、事實を隱蔽せしめる次のごとき客觀的條件が存在するからである。

1、支那においては、阿片を財源としてゐる封建勢力——軍閥、地主、ギルド——が、事實を隱蔽してのみ、高度の利益を無限に貪ることができること

2、帝國主義が麻醉毒藥の對支輸入の罪を隱蔽せんとしてゐること

3、阿片の生産及び消費は、支那においては名義上は非合法にして、支那の官吏並に人民ともに、その非合法行爲を自白するを欲しないこと

これら三つの條件のうち、殊に第一の條件は、精確なる統計の作製を絕對に不可能ならしめる。かく、その真相、その一般的趨勢、その全國民經濟殊に農村經濟に對する重大なる影響を隱蔽すべき種々の條件が存在してはゐるが、阿片の勢力が強烈なるがために、その事實を探究することを妨げず、斷片的ながらも略ぼその真相を把握することができる。

上述のごとき諸條件の存在により、阿片の全國栽培面積と、全國耕地面積とを比較することは、明かに不可能であるが、今こゝに、阿片の生産及び消費の觀點から、支那を次の三大區域に區分することができる。

- 1、生産區域——四川、雲南、貴州、陝西、甘肅、熱河、綏遠
- 2、準生産區域——安徽、福建、河南、湖南、廣西、廣東、察哈爾、西康、山東、河北、山西、東三省、寧夏、湖北
- 3、消費區域——江蘇、浙江、新疆、西藏、青海、江西

今、最近二三年來の支那新聞雜誌により、全國の阿片生産概況を略述すれば次のごとくである。

(一) 四川省(重要なる生産區域)

一九〇六年重慶稅務司の報告によれば、四川の阿片年産額は二三八、〇〇〇擔であるが、近年來の生産は、一九〇六年に比べて、決して減退してゐない。かくて最低四億兩を下らざるべく、今一畝平均産額五十兩とすれば、四川省だけにても、阿片栽培面積は八百萬畝に達し、全國耕地面積九六、二七二、〇〇〇畝の八・三一%を占めることになるが、實際はこれ以上に達するであらう。

1、四川東部……鄧都（年生産移出額千二百萬兩）、南川（年生産移出額千二百萬兩）、涪陵（年生産移出額二千六百萬兩）、忠縣（年生産移出額千二百萬兩）、長壽（年生産移出額二千四百萬兩）、梁山、墊江、開縣、綏定、酉陽、秀山

2、四川南部……屏山、雷波、馬邊、西昌、雅州、西充

3、四川西部……松潘、理番、茂縣、灌縣、邛崃、懋功

4、四川北部……通江、南江、巴中

しかし當初は、北部の巴中、南部一帯、西部の懋功等の一部地方にのみ、阿片の栽培は局限されてゐたが、近年來、阿片の栽培は急激に増加し、中部の成華、郫宗、双新、金漢の各縣も栽培區域となり、春の作付反別の約二分の一を占むるやうになり、東部においては巫山、大寧、奉節より貴州境の南川、綦江、東北部の合川、大竹にいたるまで阿片の栽培を見ざるなく、就中巫山、大寧、奉節、綏定、開江、開縣、萬縣、鄧都、涪陵、合川、大竹、南川、綦江を最とし、殊に鄧都、涪陵の二縣は第一位を占め、全縣耕地の殆んど三分の二は阿片によつて占領され、この二縣の食糧年産額はそのために激減し、一年のうち僅に三個月を支ふるにすぎない有様となつた。

(二) 貴州省

中部の畑地八〇%は阿片の栽培に當てられてゐる。

(三) 雲南省

全省阿片年産額は約五千萬兩、全省阿片栽培面積は一百萬畝と推算されてゐる。

(四) 湖南省

阿片栽培面積は全省耕地の約三分の一を占め、陳渠珍の支配下にある湖南西部が最も盛である。その生産額の順位を見るに略ぼ次のごとくである。

第一位……潯浦、桑植、大庸

第二位……洪江、黔陽、麻陽、石門、慈利、澧州、漢壽、永順、龍山

第三位……城步、綏寧、古文、常德

(五) 甘肅省

阿片年産額は平均約八千四百萬兩にして二百二十噸を超過してをり、その價額は全農産物の九〇%を占め、その栽培面積は全省耕地の四分の三に當つてゐる。

(六) 陝西省

阿片栽培面積の比率は、耕地面積に對して、最高九五%から最低三〇%に當つてをり、その主要區域は西部及び南部であるが、最も著名なるは渭南の唐高土である。

(七) 河南省

阿片を栽培する地方は全省百八縣中三分の二に達し、西部東部南部の邊境各縣が最も多く、耕地の四〇%乃至五〇

（二二）%を占め、殊に西部においては一九三〇年來官憲が、耕地の最少三〇%には必ず阿片を栽培すべしと強制してをり、今、拒毒會の調査によれば諸縣の栽培面積及びその百分率は次のごとくである。

永城	一〇,〇〇〇畝	—
海陽	一,〇〇〇	—
項城	一,〇〇〇	—
洛寧	一〇,〇〇〇	二・〇
廣河	五,〇〇〇	〇・一
上蔡	—	二・一
泌陽	三,〇〇〇	—
洛陽(賈沱鎮)	—	二五・〇
鄧縣	一〇,〇〇〇	二・〇
羅山	一八七	二・〇

（八）福建省

南部が最も盛にして、三十餘縣に達し晉江、惠安、詔安、安溪が最も著名である。その他莆田、仙游、海澄、漳浦、南安、雲霄、平和、南靖、漳州、泉州、田沙、年和、清流の諸縣においても阿片栽培され、今その栽培面積の判明せる部分を表示すれば、次のごとくである。

詔安	八,〇〇〇畝	—
仙游	三〇,〇〇〇	—

（九）熱河省

全省阿片栽培面積は百萬乃至百五十萬畝を占めてゐる。

（一〇）安徽省

主要なるは宿縣、阜陽、渦陽、合肥、蒙城、桐城、亳縣、潁上等の諸縣にして、今栽培面積の判明せる諸縣（一九二八年五月）を見るに次のごとくである。

合 肥	六二,〇〇〇畝(最近一二〇,〇〇〇畝)	六六・七%
阜 陽	六二,〇〇〇	—
亳 縣	五〇,〇〇〇	—
宿 縣	五〇,〇〇〇	—
渦 陽	三七,〇〇〇	—
太 和	二五,〇〇〇	—
蒙 城	一一,〇〇〇	—
潁 上	一一,〇〇〇	—
五 河	一〇,〇〇〇	—
泗 縣	八,〇〇〇	—
靈 璧	六,〇〇〇	—
第一章 阿片問題と支那農村經濟		三〇三

鳳	臺	三、〇〇〇	
霍	邱	三、〇〇〇	
壽	縣	三、〇〇〇	
懷	遠	二、〇〇〇	
鳳	陽	五、〇〇〇	
渠	縣	七五〇	一五・〇
歙	縣(北郷)	—	二・〇

(一一) 浙江省

一九二二年には阿片を栽培せる縣は、全省の八〇%以上を占めてゐたが、一九一三年五月には秘密栽培は斷絶したほどであつた、しかしその後また阿片の栽培は漸次増加し、一九二七年のごとき、その栽培面積は

臺	州	八、〇〇〇畝
永	嘉	二、〇〇〇
臨	海	六〇〇

に達し、今や右三縣の外、仙居、縉雲二縣とも遍く阿片の栽培を見るにいたつてゐる。

(一二) 江蘇省

江蘇省においては江北一帯が栽培最も盛にして、灌縣のごとき栽培面積二萬畝に達してゐるが、その他泗陽、淮陰各縣の沿湖一帯、漣水、灌雲の二縣(麥畑の三〇—四〇%を占む)睢寧等の諸縣においても栽培されてゐる。

(一三) 湖北省

保康、施恩、棗陽等西部諸縣において生産され、その栽培面積は次表のごとくである(一九三〇年)

保	康	三〇〇畝	二〇・〇%
同	(歇馬河)	—	二〇・〇
施	恩	—	—
棗	陽	三、〇〇〇	一・〇

(一四) 山東省

益都、平度の諸縣において生産され、その栽培面積は次のごとくである(一九三〇年)

益	都	—畝	一・〇%
平	度(亭口)	五六〇	三〇・〇

(一五) 廣東省

廣東省においては北江の南雄、始興、東江の蕉嶺、大埔一帯、西江一帯において、阿片が生産されてゐる。

(一六) 綏遠省

その主要産地は畢克齊より薩拉齊鐵道北段にいたる一帯にして、その品質最も優良である。

(一七) 廣西省

東部の梧州一帯が阿片の栽培最も多い。

上述のごとき簡單なる記述によつても、吾々は支那本部の西南部、北部及び南部が主要な阿片生産區域であるが、その他の諸省にも阿片の生産があることを、明白に看取することができる。

阿片の生産區域とその地理的條件との關聯について稍々考察を試みよう。

阿片生産區域が交通不便の地域に限られてゐるといふことは、從來一般に考へられてゐたところであるが、それは國際阿片條約により支那が阿片の栽培禁止に忠實であつた時代の現象にして、今日においては決してかゝる制限はない。成程主要なる生産區域、雲南、貴州、陝西、甘肅の諸省は確に交通の最も不便なる地域に位するも、近年來阿片生産の著しく増加しつゝある安徽、浙江、河南、福建等の諸生産區域は、いづれも重要都市に頗る接近してゐる。そればかりではなく、阿片の生産が、漸次に交通の便利なる區域に接近するの傾向さへも、今や顯著となりつゝある。蓋しそれは僻陬の地域におけるよりは利益がより大きいからである。

阿片の生産區域はまた、地味の瘠せたる地域に局限されてゐるとも、普通に考へられてゐるやうであるが、かゝる認識もまた誤れるの甚しきものといはなければならない。四川省においては水稻の栽培に最も好適なる灌漑の便よき地域が、今や主要なる阿片生産區域となつてをり、陝西省渭河流域は棉花及び麥の栽培に好適であるが、その地域が著名な高唐土の生産地であり、同省華陰縣においては、粟の栽培を主とし、麥及び棉花の栽培を従としてゐる。また綏遠省においては、阿片の栽培區域は灌漑の便よき地域である。

「綏遠においては遍く阿片が栽培されてゐるが、畢克齊より薩拉齊鐵道北段に産するものがその品質最も優良である。河川は地主に獨占されてをり、阿片を栽培する農民は共同出資して河水を買ひ灌漑を行ふ。その量は線香を焚くことによつてこれを測るが、一本の線香を焚き終るまでの放水量が銀十弗である。……畢克齊の北方に一つの山窩があり椅子形をなしてゐるが、畢克齊、薩拉齊間でもこの地に産する阿片が最も好く、……これ亦土質及び水質の關係によるものである。」^(三)

上述せるところによると、支那における阿片生産の發展は決して地理的條件によるものではなくて、全く社會的條件によるものであることが判明するのである。

支那における阿片の生産は増加しつゝありや將又減少しつゝありやといふに、吾々はこれについて全體的な精確な統計を見出し得ない。だが、吾々は次の諸事情によつて、阿片の生産は決して減少することなく、増加しつゝあるものと斷定し得ると信ずる。

- 1、阿片稅徵收機關は産額の増加を希望しつゝあること
- 2、官僚軍閥は阿片の栽培を強制し、農民は栽培停止の自由を剝奪されてゐること
- 3、阿片の吸飲が多くの地方において禁止されてゐないこと

【註一】『新創造』第二卷第一號『軍人割據下の四川農民』第一八五頁

【註二】ウツドヘッド稿『支那鴉片概況』(一九三一年三月十八—廿三日『大公報』)

【註三】馬乘風稿『最近支那農村經濟諸實相之暴露』第一八頁(一九三三年四月十五日『支那經濟』第一卷第一號)

【註四】註二に同じ

【註五】拒毒會編『煙禍年鑑』第四集(一九三一年)第一二頁

【註六】一九三一年四月二十二日『大公報』

【註七】註二に同じ

【註八】丁達著『支那農村經濟的崩潰』(一九三〇年五月一日、第一二二頁)

【註九】馬乘風稿前掲論文第一八頁

【註一〇】一九三一年六月六日『大公報』

- 【註一一】 一九三一年七月廿四日『大公報』
- 【註一二】 丁達著前掲書第一一頁。思補稿『世界經濟恐慌下の支那農村』第九九—一〇〇頁（『支那出路的研究』一九三二年十二月廿日第一卷第三號）
- 【註一三】 拒毒會編『煙禍年鑑』第四集（一九三一年）第一二頁。一九三一年十二月廿七日『中央日報』
- 【註一四】 一九三一年十月廿七日『中央日報』
- 【註一五】 『支那出路的研究』第一卷第三號第一〇〇頁
- 【註一六】 一九三一年八月十日及び七月廿八日『中央日報』
- 【註一七】 丁達著前掲書第一一三—一四頁。『支那出路的研究』（前掲）第一〇〇頁
- 【註一八】 丁達著前掲書第一一二頁。馬乘風稿『最近支那農村經濟諸實相之暴露』第一九頁。一九三一年五月十七日『中央日報』
- 【註一九】 一九三一年十一月廿一日『大公報』、馬乘風稿前掲論文第一八—一九頁
- 【註二〇】 思補稿前掲論文第一〇〇頁
- 【註二一】 同 上
- 【註二二】 馬乘風稿前掲論文第二〇頁
- 【註二三】 同 上
- 【註二四】 『平緩旅行第一信』（一九三一年三月十四日『大公報』）

第三節 支那における阿片消費狀況

吾々はこゝに阿片及びその他これと類似の作用をなす諸種の麻醉藥品の消費狀況を述べ、その使用が如何に支那

において廣汎であるかの一斑を窺はうと思ふ。

それに先立つて、阿片以外にこれに類似する作用をなす麻醉藥品として、現在支那に如何なるものが存在するかを一應考察して見たいと思ふ。

阿片は黒褐色を呈してゐるから、これを黒毒、その害毒を黒禍と呼ぶが、これに類似の作用をなすものは、多くは白色を呈するが故に、これらを白毒といひ、その害毒を白禍といふ。白毒のなかにはモルヒネ（嗎啡）、ヘロイン（海洛英又は海洛因といふ）、コカイン（高根又は葛根といふ）等がある。モルヒネは阿片のなかの主要成分で、その十分の一を占め、中毒作用が阿片より強い。ヘロインは、純モルヒネに鹽化酸を加へ、これを結晶させた上稀鹽酸で溶き、それを濃縮してもう一度結晶させたもので、白色の結晶粉末であるから、俗にこれを白麵、料麵等と呼ぶ。

ヘロインを主薬としこれに他の藥品を混合して製造せる丸薬に、白丸と紅丸とあり、白丸は一に金丹ともいひ、小さい錫の球のごとく、またその棒状をなせるものに棒子又は快上快がある。紅丸は小豆色の丸薬である。白丸並に紅丸は、その使用は阿片に比べて遙に輕便にして、その代價亦非常に低廉であるとはいへ、その害毒にいたつては阿片に數倍し、その害毒には恐るべきものがある。

これより、阿片並にこれに類似の麻醉藥品の、各省乃至重要都市における消費狀況を一瞥しよう。安徽省においては、阿片は主として北部において消費せられ、南部においては、主として紅丸が使用せられてゐるが、南部は山岳地帯にして阿片輸送に不便なるが故である。徽州府下のみにも、年消費額は數千萬元に達し、上海より主として屯溪を經由して供給せられるが、その他贛州府下の樂平、景德鎮より移入せられるものも少くない。婺源縣においては、大村において一日紅丸約二十元消費され、一區十村として毎日約二百元、全縣十區として約二千元、

年七十二萬元の消費に達する。これは一般の労働者苦力及び遊民乞食等の消費額であるが、これに一日七、八元乃至十餘元をも消費する富裕子弟の消費を加算するときは、婺源縣のみにも紅丸の年消費額は實に約百萬元以上に達するのである。祁門は紅茶の産地として著名な縣であるが、こゝにおいても紅茶収入の大半は紅丸の消費に費消されて縣民は富裕でない、とは友人の目撃談である。

山西省における麻醉薬品の年消費額は約一億元に達し、その種類は四十餘種に達してゐるが、白毒を主とし黒毒これに次ぐ。山西一省だけの阿片年移入額は約二千萬兩にして、これは吸飲の外再移出並にヘロイン製造等に使用せられ、拒毒會の報告によれば、一九二九年度における白毒没收額は阿片を超過すること七二・五七%に達したといふ。白毒の弊害の最も多いところは太谷、祁縣等である。この地方には従來富商多く民國以前には全國の金融界を支配し、ヨーロッパ、アメリカとも爲替取組をなし得る票莊の九〇%まではこの二縣の人であり、百萬以上の財産家は屈指に堪へず、山西省はかくて「金窟」とさへいはれてゐたほどである。しかるに白毒が侵入して以來は、金錢の支出夥しく、家産を蕩盡するもの過半に達し、十年前までは堂々たりし邸宅も今では廢墟と化してゐる。これに次ぐは榆次、壽陽、太原等の諸縣である。一九三二年山西省にてはかゝる毒害に鑑み、毒品查禁委員會を創立して、害毒を嚴重に取締り、多少の銃殺者をも出したが、到底禁止することはできない。そのみではなく山西當局は昨年阿片六千餘斤を陝西省より移入し、阿片の專賣をなして、二千萬元の利益を収め得たといはれてゐる。

陝西省においては、阿片を吸飲すると否とに拘らず、一戸につき若干の燈捐(阿片吸飲税)を課徴してゐるほどであるから、阿片の吸飲が相當行はれてゐることは火を踏るよりも明かである。

甘肅省における阿片生産額約八千三百萬兩の一半は外省に移出するといへ、他の一半は省内において消費され、

全人口の九分の一は阿片吸飲者であるといふ。

綏遠省においては阿片を吸飲するものは、都市においては人口の七〇%、農村においては三〇%を占め、普通の乞食さへ食事を求めることなく阿片を求め、戸毎に

「奥様や阿片の吸ひ残り(煙灰)がありましたなら、吸はして下さいまし」と叫んでゐるほどである。

河北省においては黒禍の外に白禍もあり、天津、大名一帶が最も甚しい。楊柳青一鎮だけでもヘロインを販賣する店五十餘軒に達し、一日の賣上高千餘元に達するといへば、一個年には四十萬元以上に上る譯である。大名縣においては、縣城だけでヘロイン一日賣上高千元以上に達し、これに縣下全村を加ふるときは、一日一萬元内外の賣上に達し、年三四百萬元に上るのである。

河南省においては、民國初には禁烟に努めたが、その後國內戦争のために、四川、陝西二省から阿片の移入が行はれ、一九二四年からは胡景翼が阿片を公然の秘密として賣買することを許し、一九二七年からは阿片の販賣は官營となり、一九三〇年からは阿片の栽培が強制され、かくて一般の農村兒童すら十二三歳から多くは阿片を吸飲するほどで、他は推して知るべきである。

江蘇省を見るに、支那第一の都市上海がまた阿片その他の最大消費地でもある。フランス租界には百四十軒、支那町に三十軒の阿片窟(燕子窩)があり、大小六百軒の阿片販賣店がある。フランス租界では一九三二年以來、これらの阿片窟の營業を禁止したため、今ではこれらが支那町に移轉し、支那巡警の保護の下に、その營業を繼續してゐる。フランス租界の阿片窟營業の繼續について、支那第一の女法學博士辯護士鄭毓秀女史が、フランス租界の顧問、

青帮の御大杜月笙から二十萬元の資金を貰つて、フランス本國にまで運動に出掛けて失敗したといふ話も巷間に流傳されてゐる。

阿片の害毒は上海を初め江蘇省内の大小各都市に侵入してゐるばかりではなく、農村にまでも侵入し、殊に農村には紅丸の侵入甚しく、淮海各縣が最も激しいといふ。最近の調査によれば、稍大きい村落では一日に紅丸十餘元消費され、一區十村として一日約百餘元の紅丸が消費される譯である。その他富家の子弟の分を加算すれば、淮海各縣にて年五百萬元の消耗に達し、その吸飲者を見るに、勞農苦力階級七〇%、富家子弟三〇%の割合である。

浙江省においては阿片吸飲許可證を有するもの、一九一四年には僅に五萬四千餘人に減少してゐたが、その後この制度が頓廢するとともに、吸飲者も増加して來た。更に一九一七、八年頃より紅丸が阿片代用として使用されることになつたが、その蔓延甚しく、今日では蘭谿、金華、衢縣、湯溪、建德、象山、臺州、寧海、青田、南田、永嘉諸縣に及び、殊に蘭谿が最も甚しい。該縣にては紅丸の一日消耗額百五十箱（一箱一千粒、合計五十萬粒）に達し、上は軍閥政治家紳商より下は行商兵卒にまで及び、また十歳未満の兒童すらもすでに紅丸の中毒に罹つてゐる状態である。かくて蘭谿縣における紅丸年消耗額は二百五十萬元以上に達する。金華、衢州、嚴州三府下十九縣においても、各縣平均年二百四五十萬元を紅丸のために消耗するといはれてゐる。

湖北、湖南兩省もまた阿片の吸飲盛にして、四川省においては吸飲者には課税し、秘密吸飲者には百元以上一萬元の罰金を課してゐる。

江西省においては一九三二年十月以來殆んど阿片專賣を行ひ、秘密吸飲者は私燈罪に處し、廣西省においては阿片の賣買を保護し、廣東省においては阿片窟が多く、廣東市だけでも百五十二軒を算し、潮州、梅縣また一九二四年陳

炯明時代より阿片蔓延し、汕頭には正式の阿片窟百四十餘軒あり、その他秘密のものも少くなく、毎年阿片による消耗は百萬元以上に達してゐる。

阿片産地として著名なる雲南貴州二省における阿片吸飲の盛なることはいふまでもない。

【註一】 馬乘風稿前掲論文第一七頁。ウッドヘッド稿「支那阿片概況」(一九三一年三月十八—廿三日「大公報」)

【註二】 その他は多く馬乘風稿前掲論文による。

第四節 阿片取引の商業資本における比重とその影響

支那における阿片取引には次のとき四つの特徴がある。

(一) 阿片價格が生産區域と消費區域との間に多大の開きがあること。

この特徴は支那の食鹽においても、見受けられるところにして、馬寅初博士は次のごとく述べてゐる。

「四川産阿片は宜昌においては一兩に付大洋僅に二角にすぎないが、一たび上海に達すれば三元になる。課税運賃を除いた残額は、當事者の利益である」

次にウッドヘッドの調査の結果によれば、各地における阿片一兩の價格は次のごとくである。(單位元)

四川省	成都	〇、六〇—一、四〇	重慶	〇、八五
萬縣	〇、三〇	涪州	〇、六〇	
貴州省	東部	〇、七八—一、〇〇		
西部	〇、六〇			

雲南省	東部(曲靖)	〇、五五
雲南省	西部	〇、四五
雲南省	中部	〇、六〇—〇、八〇
雲南省	東部	〇、八〇—〇、九〇
甘肅省	西部	三、〇〇
上海	四川産、雲南産	一、八〇—三、〇〇
江西	外國産	七、〇〇
江西		二、〇〇
湖南		一、〇〇
廣東		一、〇〇
廣東		四、八〇—六、〇〇
山東		一〇、〇〇—一五、〇〇
山東		四、〇〇—五、〇〇
山東		八、〇〇
山東		一〇、〇〇
山東		五、〇〇
山東		一〇、〇〇—一五、〇〇
河南		二、一三(四川産)
河南		三、〇〇(雲南産)

以上によつて吾々は、各地における阿片價格の懸隔の非常に大きいこと、甚しきは同一の生産區域または消費區域においてさへ、その地方の特殊事情のために、價格に差異を發生することを知らることができ、かゝる事情こそ、阿片取引業者にとつては、經營上頗る有利である。

(二) 阿片取引には獨占性あること。

阿片會社(煙土公司)は巨額の現金資本を擁してゐるが、その重要部分、定期に巨額の金錢を軍閥に贈賄し、阿片輸送販賣上の獨占權を獲得することに支出されるのである。たゞ自由競争は競争入札の場合に行はれるが、それ際しても巨額の贈賄をなして、或る一定地域の獨占權を獲得する。しかるに小資本のものは、阿片を秘密に輸送しなければならず、常に發覺の危険に曝される。この點において、禁煙検査機關は、大規模の阿片會社にとつてはかへつて有利にして、これを利用して營業競争上の敵を消滅することができる。

(三) 阿片の市場價格が一定の地域内においては變動の少いこと

阿片價格は食糧價格と異り、需給法則によつて大きな變動を發生しない。しかしそれは市場においてのみで、生産者が直接賣却するときの價格はさうではない。その原因は

- 1、阿片取引の獨占性
- 2、産額の増加による課税の必然的加重
- 3、阿片の下落による消費増加の刺戟

である。かくて阿片は、市場においては決して生産過剩、價格下落の現象を發生することなく、生産過剩、價格下落の損失を蒙るものは、たゞ阿片の直接生産者たる農民ばかりである。かゝる特徴も、阿片取引業者にとつては、有利

なる条件である。

(四) 阿片に運搬性のあること

阿片は容量に比して價格非常に高く、消費區域においては銀と略ぼ同値またそれ以上であり、しかも腐敗性なく、運搬並に保存上非常に便利にして、巨額の贈賄課税にも堪え得る。かゝる特徴も、阿片取引業者にとつては、頗る有利である。

上述のごとき四つの特徴こそ、阿片取引が最も巨額の利潤を生むことを表現するものであるとともに、次のごとき二つの必要条件を具備しなければならぬことを表現するものである。

- 1、巨額の現金資本を擁すること
- 2、政治的権力と密接なる関係を有するか、軍人が直接經營すること

かゝる事情こそ、農工業上に放出の途なき遊離資本が、著しく阿片取引に集中する原因である。阿片取引の商業資本上に占むる地位は、次の統計によつて最もよく表現される。漢口市社會局の調査によれば、漢口全市において、阿片業と關係ある商業を見るに、次表のごとくである。

穀物業	戸數	百分率	店員	百分率	資本	百分率
穀物業	五三六戸	四・一%	二、六九八人	四・三%	九五〇、七四七元	三七・四%
卷煙草業	四五一	三・五	一、〇三六	一・七	三三、五七五	〇・一
阿片業	七六四	五・九	三、〇五六	四・九	一、二二一、〇〇〇	三五・二

支那においては穀物業は重要な地位を占めるが、それすら戸數及び資本額において、阿片業の下位に立つてゐる

たゞ漢口のみではなく、すべて交通の發達し人口の稠密なる都市は、一として阿片の重要市場でないものはない。上海、福州、厦門、廣東、青島、天津等、一として阿片の中心的集散地でないものはない、といふことは一般に周知のことである。阿片取引の交通網は實に支那全國を蔽うてゐる。多數の小都市は専ら阿片取引によつて繁榮を維持されてをり、阿片取引は金融市場に對しても重大なる關係をもつてゐる。次のごとき記述は、不完全ではあるが、阿片取引が如何に全國的に分布してゐるかの梗概を表明するに足るものと信ずる。

四川	揚子江下流一帶へ——、重慶、雲陽、奉節、宜昌、沙市、漢口
雲南	湖北襄陽、樊城、老河口一帶へ——綏定、城口
貴州	四川へ——昭通、敘府
甘肅	兩廣へ——百色、梧州
陝西	湖南へ——洪江、寶慶
西康	四川へ——綦江、涪陵
陝西	四川へ——碧口、成都
熱河	四川へ——雅州、成都
綏遠	山西へ——三河口、大慶關、風陵關
熱河	甘肅へ——(大部分)
熱河	奉天、北平、吉林、黑龍江へ

山西阿片の移入系統
北部——綏遠より
南部——永濟、垣曲、潞安は、陝西河南より
太原榆次一帶——陝西よりは汾陽縣嶺口鎮を經山

この阿片取引の發展は、如何なる方面においても、次のとき破壊的な非生産的な、滅亡的な役割を果すものである。

- (一) 人民の大部分の購買力を減殺し、工業製品に對する需要を減殺する——この點からも支那民族ブルジョアジの阿片禁止の要求を説明することができる。
- (二) 封建勢力は阿片の生産及び取引にあつて巨大なる利益を占め、その經濟力を増大し、それにしたがつて支那の經濟的發展を阻害する力も増大する。その表現の最も顯著なるものは次の五項である。
 - 1、阿片取引にあつて徵稅請負をなすものは政治上財政上の統一を不利とする。
 - 2、阿片取引にあつて徵稅請負をなすものは交通の發展を不利とする、何故なれば交通が發展すれば、強制的に徵稅する機會と可能性を喪ふからである。
 - 3、阿片取引は軍閥と土匪の勢力を維持する。
 - 4、阿片取引は帝國主義勢力に頼ることになる。
 - 5、封建勢力の貪慾と衝突を激發し、阿片稅爭奪のための國內戰爭を爆發せしめる。
- (三) 阿片取引は資本家から利潤の形態をもつて、巨額の資本を吸収し非生産的形態をもつて、個人的消費のためにこれを消費し、そのために生産資本を減退せしめる。

(四) 阿片の分布と消費量を増大し、中毒患者數とその吸飲量を増加し、國民の健康を破壊し、その勞働生産力を減退せしめる。

- (註一) 馬寅初稿「阿片專賣反對」(一九三一年七月七日「大公報」)
- (註二) 一九三一年三月十八——廿三日「大公報」
- (註三) 一九三一年七月廿四日「大公報」
- (註四) 「煙禍年鑑」第四集第五二頁
- (註五) 一九三一年三月十八日「申報」
- (註六) ウッドヘッド稿「支那阿片概況」(一九三一年三月十八——廿三日「大公報」)
- (註七) 一九三一年八月十日「大公報」

第五節 支那封建勢力の財源としての阿片

(一) 阿片稅の種類

阿片取引による利益は、一部分は利潤の形態をもつて阿片商業資本の手に入り、他の一部分は租稅の形態をもつて支那の政治勢力の手に歸して、政費の財源となる。

阿片稅の種類は、各省により——各省毎に政治權力、したがつて阿片行政に差異がある——その名目並に稅率を異にし、實に複雑多岐に互つてゐる。今その判明せる省について阿片稅の種類を點檢して見よう。

- 陝西省には現在略ぼ十種の阿片稅があり、次のごとくである。
- (1) 款捐、(2) 出產捐、(3) 特稅、(4) 生育稅、(5) 熟膏稅、(6) 營業捐、(7) 保運捐、(8) 經銷費、(9) 印花

税、(10)吸戸捐

甘肅省には次のごときものがある。

- (1)煙畝罰款、(2)煙苗捐、(3)煙土査検捐、(4)賣膏執照費、(5)煙燈捐
- 河南省には略ぼ次の六種がある。

- (1)畝捐、(2)印花税、(3)營業税、(5)營業照、(6)煙照、(6)販白麵捐
- 安徽省において主たるものは煙苗税である。

四川省の阿片税には次のごときものがある。

- (1)煙苗罰金、(2)吸戸捐、(3)懶捐
- 江蘇省には(1)煙捐、(2)土税がある。

福建省には次のごときものがある。

- (1)煙苗捐、(2)阿片出口捐、(3)煙廟捐、(4)阿片公賣捐、(5)煙燈捐、(6)阿片捐、(7)煙捐、(8)阿片出口税

廣東省には阿片窟に課燈する煙捐がある。

その他各省ともそれぞれ名目の異なる各種の阿片税を徴収してゐることは略ぼ察知することができる。

(11)阿片税の税率

支那においては租税の賦課率は表面上は一定してゐるが、實際においては遙にこれ以上が徴收されてゐる。阿片税においても同様であるが、今その賦課率の判明せるものを點檢すれば次のごとくである。勿論税率も各省各地によつ

て、異なることはいふまでもない。

河南省における印花税は、阿片購入のとき、一兩につき三角、營業税月三十元、營業照は月六元、照燈は月二元である。

陝西省においては煙烟罰款は一畝につき十六元以上である。

福建省においては煙燈捐は月二十元以上三十元以下である。

甘肅省においては煙畝罰款及煙苗捐は一畝につき十元以上一、三十元、煙土査検捐は百兩につき十五元、賣膏執照費は一戸につき五元以上十五元以下、煙燈捐は一燈につき月二元以上八元までである。

阿片税の税率は各省各地において異なるのみではなく、年度によつて大なる變動があり、しかも漸次加重されつゝある傾向が濃厚である。

(12)各省阿片税收入

各省財政が、阿片税と重大なる關係を有することは極めて明白であるが、今出来るだけ材料を蒐集するに略ぼ次のごとくである。

1、陝西	二、三〇〇萬元 ^(一四)
2、湖南	六〇〇萬元 ^(一五)
3、四川	一、〇〇〇萬元 ^(一六) (畝捐)
4、雲南	六〇〇萬元 ^(一七) (同上)
5、貴州	二、〇〇〇萬元 ^(一八) (同上)

宿 霍 阜 渦 太 蒙 合 懷 定 泗 鳳 桐 穎 盱 含 和 巢 鳳 壽
 縣 邱 陽 陽 和 城 肥 遠 遠 陽 陽 城 上 盱 山 縣 縣 臺 縣

八〇萬元
 三〇萬元
 八〇萬元
 八〇萬元
 四〇萬元
 四〇萬元
 八〇萬元
 三〇萬元
 三〇萬元
 三〇萬元
 二〇萬元
 二〇萬元
 四〇萬元
 三〇萬元
 一五萬元
 一〇萬元
 二〇萬元
 二〇萬元
 二〇萬元
 一五萬元

6、綏遠省 第三篇 農業篇
 7、廣西省
 8、廣東省 (廣州市)
 9、福建省

10、安徽
 靈璧 省 興化 惠安 福壽 泉州 漳州 田沙 仙游 安溪

(月)

一二〇萬元(同上)
 一、一〇〇萬元(特稅)
 一、〇〇〇萬元(煙燈捐)
 一四〇萬元(煙苗捐)
 三六萬元(阿片出口捐)
 二七萬元(煙關捐)
 八〇萬元(煙苗捐)
 六〇萬元(阿片公賣捐)
 一七三萬元(阿片捐)
 〇、四三萬元(煙捐)
 〇、九六萬元(阿片出口稅)
 四、二萬元(煙苗捐)
 五〇〇萬元(煙苗捐)
 五〇〇萬元(煙苗捐)
 一〇〇萬元(23)
 一〇〇萬元
 一六〇萬元(24)
 三〇萬元(25) 煙苗稅以下同(七)

來安	一〇萬元
全椒	一〇萬元
滁縣	一〇萬元
天長	一〇萬元
五河	一〇萬元
合計	七八〇萬元

11、江蘇省(上海市)

一、〇〇〇萬元

上記の數字を一瞥しただけでも、罄歎に値するものがあるが、また以上の數字だけに止るものではない。阿片税は大多數の消費區域においては、賄賂の形式により軍人の手に入るが故に、その數字は公開されない。上記の數字は單に請負額に止り實收額はこれ以上である。かくて軍閥、土匪、土豪劣紳が山分けする總額は、一般の想像以上に達する。

(四)阿片税徵收上の不正行爲

阿片税徵收上には、その他の租税におけるがごとく、幾多の不正行爲があり、しかもその程度は頗る甚しく、吾々を驚歎せしめるものがある。

1、中飽

徵稅吏員の中間における着服にして、その額は極めて多額に上つてゐる。例へば甘肅省東部においては、捐稅總額は阿片生産高の七〇%に相當するにすぎず、^(二七)河南靈寶縣においては營業稅收入は實際の四分の一にすぎず、煙畝十畝

のうち一、二畝しか報告されず、朱陽縣においても煙畝七百畝のうち僅に三百畝が報告されたにすぎず、その差額は徵稅吏員等の着服に係るものである。

2、強制徵收(勒索)

阿片栽培税は、確實なる丈量によらずして、強制的に割當てるもので、しかも逐年増徴しつゝある。今陝西省の狀態を見るに、その一斑を知ることができる。

「煙苗一畝に付罰金十六元以上を課するが、この罰金は縣に割當てるので、一旦割當てが決定した以上、縣政府において責任をもつてこれを徵收するものにして、小縣は十餘萬元大縣は二三十萬元である。若しも阿片栽培面積が罰款畝に足らざるときは全縣内の農地に割當てる、それ故に阿片を栽培しないでも、煙畝罰款を負擔しなければならぬことになる。」^(三九)

課稅標準のかく不公平なる上に、稅額また生産額を超過するほどに苛酷であるが、^(三〇)かゝる不公平且つ苛酷なる阿片税の徵收方法にいたつては全く高壓的にして、先づ督促し、次に差押競賣、最後に拘禁拷問をもつて、これに臨むものである。^(三一)

3、欺瞞

阿片税を徵收するとき徵收吏員は殊更に欺瞞行爲をなし、搾取を擅にすることはその例枚舉に遑がない。農民大衆はこれに對して、反抗しないでもない、また全然泣寝入りに終ることもなく、時には敢然として暴動を起すことすらある。例へば一九三二年三月安徽省渦陽縣の農民は駐屯軍と交戦し、同年一月正陽關の農民は武力をもつて徵稅吏員を驅逐し、八月には銅山、肅縣に農民暴動あり、殊に七月の宿縣及び八月の靈璧の暴動は、全國の耳目を

聳動せしめたほどの大事件であつた。

【註一】 畝捐は一に煙捐または煙苗罰款ともいひ、阿片栽培地に課せられる税金にして、阿片栽培税ともいふべきものである。一九三一年六月六日『大公報』沈苑明稿『一年來之支那農村經濟』第四〇頁（一九三三年三月一日『中華月報』馬乘風稿『最近中國農村經濟諸實相之暴露』第一八頁（一九三三年四月十五日『支那經濟』第一卷第一號）

【註二】 吸戸捐は一に煙捐ともいひ、阿片吸飲用のランプに課する税金にして、阿片吸飲税ともいふべきものである。

【註三】 馬乘風稿前掲論文第二〇頁

【註四】 畝捐は一に煙苗税ともいふ。一九三一年七月廿三日『大公報』

【註五】 馬乘風稿前掲論文第一六——一七頁

【註六】 阿片の栽培を強制し、これを怠りたるものに賦課する税金をいふ。

【註七】 馬乘風稿前掲論文第一八頁

【註八】 同上第一八頁

【註九】 同上第一八頁

【註一〇】 一九三一年七月廿三日『大公報』

【註一一】 沈苑明稿前掲論文第四〇頁

【註一二】 馬乘風稿前掲論文第一八頁

【註一三】 同上第一九——二〇頁

【註一四】 一九三一年六月六日『大公報』

【註一五】 一九三一年四月廿二日『大公報』八月九日『申報』毎月六、七十萬元、多き月一〇〇萬元、一擔につき特税四〇〇元。

【註一六】 『煙禍年鑑』第四集。第二十一軍の一九三〇年及び一九三一年度阿片稅收入を見るに、一、三六五萬元及び一、〇五

五萬元にして、總收入の四三・五九%及び三二・五七%を占めてゐる。次に兩年度の煙苗罰金を見るに合計五萬元である。

阿片稅の縣別負擔額は次表のごとくである（『新創造』第二卷第二號、第一八六頁）

涪	陵	三〇萬元	開	縣	二七萬元
南	川	一五萬元	永	川	一六萬元
忠	縣	八萬元	綦	江	一〇萬元
石	柱	五萬元			

【註一七】 『煙禍年鑑』第四集

【註一八】 同上

【註一九】 一九三一年七月十六日『大公報』

【註二〇】 一九三一年三月九日『大公報』

【註二一】 馬乘風稿前掲論文第二〇頁

【註二二】 同上第一八頁

【註二三】 ウッドヘッド稿『支那阿片概況』（一九三一年三月十八——廿三日『大公報』）

【註二四】 一九三一年十二月廿七日『中央日報』

【註二五】 馬乘風稿前掲論文第一六——一七頁

【註二六】 同上第一八頁

【註二七】 一九三一年十一月七日『申報』及び十一月二日『大公報』

【註二八】 一九三一年七月廿一日『大公報』

【註二九】 一九三二年十月十九日『大公報』

【註三〇】 一九三二年十月十二日『大公報』

【註三一】 『獨立評論』第二九號

【註三二】 馬乘風稿前揭論文第一七頁

第六節 阿片による支那農村經濟破産の加速度 化とその深刻化

一、阿片栽培の社會經濟的背景と栽培面積の必然的增加の諸因素

吾々にして、阿片の栽培が支那の農村經濟に對して如何なる影響を發生するかを、充分明にせんとするには、必ず支那における阿片栽培の社會經濟的背景を了解しなければならぬ。蓋し阿片栽培の社會經濟的背景に對して、明確なる認識をもつときは、その國民經濟の一部——農村經濟——に對して發生するところの影響を推論することは、極めて容易であるからである。

こゝに一般の淺識者流の見解を見るに、支那における阿片栽培の原因は、支那農民の愚昧と支那軍閥の強迫にあると見てゐるのである。しかしかゝる事實は、一種の原因と認むべきよりは、寧ろ一種の結果と認むべきものである。吾々は、支那における阿片栽培並に栽培面積の増加について、次のごとき諸因素を發見するのである。

- 1、農村における自然經濟が崩壊し、商品經濟が農村に侵入するため、農産物價格が國際市場の支配を受くること^(一)
- 2、農業生産力が衰退し外國から食糧の供給を仰ぐが故に、農民がより多くの貨幣を要求すること^(二)

3、農村における貨幣の需要の増加は、高利貸資本をして重要な地位を占め、したがつて農民をして利益少き食糧の栽培を放棄すべく餘儀なくせしめること^(三)

4、支那における資本主義の發展せざるため、工業用農産物の農村における大なる發展を刺戟し得ないこと^(四)

5、支那の財政が破産状態に陥れるため、阿片の生産及び取引によつて莫大なる収入を得ることの必要あること^(五)

6、支那の封建勢力が政治的權力をもつて阿片事業の發展を推進すること。

(a) 減税免稅により阿片の栽培を奨励し、後には強制賦課により阿片栽培を強制する^(六)

(b) 穀物栽培地には阿片栽培税を課する^(七)

(c) 武力をもつて阿片の栽培を強制する^(八)

(d) 阿片を栽培せざるものには懶怠税(懶捐)を賦課する^(九)

上掲六つの因素こそ、阿片栽培が支那農村において發展することの社會經濟的背景であるのである。

(二) 阿片栽培の支那農村經濟に對する影響

阿片栽培の發展は、一方支那農村經濟の破産が産んだ結果であると同時に、他方それはまた、支那農村經濟に對して重大なる影響をもつものである。その影響は農村破産と同一の方向へ發展する。すなはちそれは、農村經濟の破産過程を加速化し、且つその程度をより深刻化する。阿片の栽培は必然に次のごとき結果を發生する。

- 1、阿片栽培が耕地を占有し、食糧生産が缺乏する、加之、食糧の輸送不便は、農村における食糧缺乏による死亡率を増大する。

「阿片栽培以後、食糧生産は本省(甘肅を指す——筆者)の需要を充すに足らず、生活程度は向上した⁽¹⁰⁾」

「東三省においては、阿片栽培のため蔬菜恐慌を惹起してゐることは、見易きことである。」⁽¹¹²⁾
拒毒會の報告によればまた次のことき事實を報道してゐる……

「最近百年來稀に見る河南、陝西、甘肅の飢饉、その原因を究むるに、實に三省の土地のうち肥沃なる土地には多くは阿片が栽培され、農業生産が減少し、食糧が缺乏せるにある。華洋義賑會の経験によれば、従前においては飢饉救済のために、僅に現銀を罹災地に送金すれば食糧は直ちに各省から購入することができたが、今日はさうではない、必ず必要な雜穀を直接に輸送してのみはじめて救済し得るのだと。蓋しこれらの諸省は平時阿片の栽培多きにすぎ、食糧生産が減少してゐるが故に、一旦飢饉を發生すれば、數萬の金錢があつても、大量の麥黍を入手し救済することが困難だからである。」⁽¹¹³⁾

阿片は、耕地面積を占有して、食糧生産を減少するばかりではなく、既成の食糧をも消耗する、蓋し阿片類似の麻醉毒薬品の製造には、麥粉をこれに混入することを要するが故である。

「阿片の販賣には純粹なるものを賣ることはできない、純粹なるものを賣つては利益が少いからである。他地方に移出するにも、また當地（綏遠を指す——筆者）において小賣するにも、阿片のなかに必ず雜物を混入する。當地ではこれを膏子または底といふ。甚しきは純粹なる阿片百兩に大半の底を混入し、二三百兩にする場合がある。純粹の阿片は高いがかゝる贋阿片は安く、巨利を得ることが出来る。贋阿片の製法を見るに極上等の麥粉を油で煮けて黄くし、これを粉末にして阿片に混入するものにして、その色合は阿片と異るところがない。綏遠においては、このために消耗される麥粉が、また巨額に上る。かゝる損耗額を省政府は年數萬斤以上に推定してゐる。」⁽¹¹⁴⁾

- 2、阿片の栽培は地力を消耗し、農業生産力はかゝる自然關係からも減退する。
 - 3、帝國主義により外國製阿片並に類似毒薬品の輸入増加は、支那における阿片の生産過剩を招致し、その損害を殆んど全部農民に轉嫁し、阿片栽培に従事する農民の經濟的破産を招來する。
 - 4、農村における自然經濟の崩壊により、農民は生活必需品を得るために、その生産物を販賣しなければならぬが、そのために金融上高利貸資本に依頼せざるを得ずして、高利貸資本家は支那農村においてより重要な經濟的支配的地位を獲得し、農民への搾取を強化する。
 - 5、農村における多數の阿片中毒者、殊に下級毒薬品吸飲者は、その體力を衰退し、勞働力を減退するとともに、人口の再生産を減退する。
 - 9、農村におけるこれらの吸飲は、これが購入のために農民から生産資本を奪ひ、農業改良のための資本に缺乏し、農業は衰退する。
 - 7、農村におけるこれらの吸飲者は、益々生活の窮乏を來し、破産を激化される。
- 要するに、これらの結果として、支那における農業生産力は益々減退し、窮乏人口は益々激増し、支那の社會經濟的秩序は益々破壊される。

【註一】 これらの具體的説明は、こゝにはこれを省略し、資料を指示するに止める。

一九三一年十一月八日『申報』、同年八月十八日『申報』、黎名郁稿『中國棉業問題』、『東方雜誌』第二八卷第七號、同年十二月三十日『申報』等

【註二】 内政部調査『中國農業之衰落』（一九三一年七月廿七日『申報』）中國銀行一九二九、卅一、卅二年度報告、服務委員第一章 阿片問題と支那農村經濟

【註三】 會調査報告、一九三一年八月十三日『申報』徐州通信、一九三一年八月十日『大公報』、一九三一年七月廿四日『大公報』
上海米糧同業公會の上海市社會局への申請書、(一九三一年四月十四日『大公報』、南京商會の南京市社會局經由中央政
府へのダムピング税創設申請書、(一九三一年五月十日『大公報』)

【註四】 諸資料あり。

【註五】 全國經濟會議報告十二省財政狀況、(一九三一年『申報』中央日報『大公報』)

【註六】 煙禍年鑑第四集

【註七】 ウッドヘッド稿『支那阿片概況』一九三一年三月十八—廿三日『大公報』一九三一年二月廿五日『大公報』

【註八】 同上、一九三一年五月十八日『大公報』

【註九】 馬乘風稿前掲論文第一八頁

【註一〇】 同上第二〇頁

【註一一】 同上第二一頁

【註一二】 一九三一年六月三日『申報』

【註一三】 一九三一年九月十四日『大公報』

第七節 結 言

吾々は、以上によつて、支那の阿片問題について、略ぼ全面的考察を終つたが、その支那農村經濟との關係にお
ては遺憾ながら具體的考察について稍不十分であることを免れないが、抽象的には全面的考察について缺くところ
はないと信ずる。

なほこゝには阿片問題と帝國主義との關係については、たゞ沿革的にこれに觸れ、現在の問題はこれを省略したが、
現在においても、支那の阿片問題と帝國主義とは、深い關係を保持してゐることを忘れてはならない。帝國主義がこ
の「黑色の魔物」を支那に輸入して以來、阿片は支那に廣大なる販路を見出したが、支那の封建勢力はこの新しい搾
取手段を獲得して、支那の農民大衆を搾取し、農民大衆の窮乏は益々深刻化し、加速度化してゐるが、阿片の輸入よ
り阿片の栽培への轉化並に新毒藥の輸入は、これを益々激化し、しかもその利益は大部分軍閥及び商業高利貸資本の
手に歸し、農民大衆は益々窮乏破産の深淵に陥りつゝある。

しかも現在、支那における阿片の生産消費は、その現在の社會經濟的背景のうちに、深い根柢を有してゐるが故
に、支那が阿片による「黑色恐慌」から脱出するには、帝國主義と封建勢力とを完全に掃蕩する外ないことが判明す
るであらう。

そのときにこそ、支那においては阿片の栽培は有利なる事業とならず、また封建勢力から強制されず、阿片取引に
放下されてゐる商業資本に轉化し、虚偽なる禁烟は大衆の支持に基く眞摯なる禁烟となるであらう。

阿片の輸入栽培による支那農村經濟の崩壊は、支那農村にとつての一種の特殊性であるとともに、阿片の輸入栽培は、
また支那社會經濟の特殊性たる半植民地と結びついてゐる。それ故に、支那の農村經濟を論ずるにあつては、この
阿片問題を看過することはできず、この阿片問題についてはまた、支那社會經濟の半植民地性を看過することはでき
ない。吾々が、支那の阿片問題を論ずるにあつては、かゝる觀點に立つてのみ、その本質を正確に把握することが
できるのであつて、從來のごとく、たゞ支那阿片吸飲の奇習や、支那禁烟の虚偽やに、遮眼革をかけられて、安
價な自己満足を感じてゐるべきではない。(一九三三、七)

第二章 最近六十年間支那農村人口増減の趨勢と農民離村の或部分的考察

第一節 最近六十年間における支那農村人口増減の趨勢

支那においては従來、人口調査も、人口登記も大規模に行はれたことはない。それ故に從來間々、人口増減の趨勢を論じたものがあつても、それは多くは個人の推測に係り、しかも推測の根據が間違つてゐるから、事實に合致しない譏を免れない。

最近實業部中央農業實驗所は、二十二省一千一百餘縣に亘り、六千餘名の調査報告員を配置し、月々大規模の農業調査を行ひつゝあるが、かゝる大規模の調査網を利用し、夫々その駐在地における村落の歴年の人口を調査報告せしめ、これによつて最近六十年間における農村人口増減の指數を算出してゐるが、それによれば次表のごとくである。

人口指數第一表(同治十二年—一八七三—標準)

省名	報告縣數	光緒十九年(一八九三)	民國二年(一九一三)	民國廿二年(一九三三)
察哈爾	八	一一四	一四四	一六〇
綏遠	一四	一三九	一七二	一七五
寧夏	五	一四三	一〇一	八八
青海	一〇	一六七	一六一	一七二

省名	報告縣數	光緒十九年(一八九三)	民國二年(一九一三)	民國廿二年(一九三三)
甘肅	二四	一一五	一二九	一一七
陝西	六七	九四	九九	九六
山西	一四六	七七	八二	八八
河北	三九〇	一一二	一二二	一四〇
山東	一〇六	一一九	一二二	一二八
江蘇	一三三	一〇八	一二二	一五〇
安徽	六七	一一二	一四六	一六六
河南	一一九	一〇四	一一〇	一〇四
湖北	三四	一〇五	一一六	一四五
四川	一〇三	一一八	一三五	一五七
雲南	三五	一三五	一七九	二三七
貴州	三三	一〇六	一一八	一二八
湖南	五六	一一八	一二九	一四四
江西	四四	一〇〇	一〇〇	九三
浙江	七一	一〇二	一〇七	一二三
福建	二九	九二	九三	八八
廣東	六二	一二三	一四二	一五七
廣西	六六	一〇九	一四九	一六四
合計	一、六二二	一〇八	一一七	一三一

第二章 最近六十年間支那農村人口増減の趨勢と農民離村の或部分的考察

上表によつて最近六十年間における支那農村人口増減の趨勢を明にすることができる。同治十二年（六十年前）を標準とすれば、民國廿二年（一九三三）にはその指數一三一にして、六十年間に農村人口は三一の増加を示してゐる。更にこれを年度別に見るときは年々四・四%強の増加を示すのである。更に二十年毎に標準年を異にして人口指數を算出するときは、一期間と他期間との人口増減の傾向を明かにすることができる。

人口指數第二表（報告縣數は第一表に同じ）

省 名	光緒（一八七三） 十九年（一一〇〇）		民國（一九三三） 二年（一一〇〇）		民國（一九一三） 廿二年（一一〇〇）	
	察 哈 爾	一一四	一一四	一一四	一一一	一一一
綏 遠	一三九	一三九	一三九	一〇二	一〇二	一〇二
寧 夏	一四三	一四三	一四三	七〇	八七	八七
青 海	一六七	一六七	一六七	九六	一〇六	一〇六
甘 肅	一一五	一一五	一一五	一一三	九〇	九〇
陝 西	九四	九四	九四	一〇六	九五	九五
山 西	七七	七七	七七	一〇七	一〇七	一〇七
河 北	一一二	一一二	一一二	一〇八	一一四	一一四
山 東	一一九	一一九	一一九	一〇三	一〇五	一〇五
江 蘇	一〇八	一〇八	一〇八	一一九	一一七	一一七
安 徽	一二二	一二二	一二二	一〇九	一一四	一一四

河 南	湖 北	湖 南	四 川	雲 南	貴 州	湖 南	江 西	浙 江	福 建	廣 東	廣 西	合 計
一〇四	一〇五	一〇五	一〇五	一〇六	一〇六	一〇八	一〇〇	一〇二	九二	一二三	一〇九	一〇八
一〇六	一一〇	一一〇	一一四	一一一	一一一	一一〇	一一〇	一〇四	一〇一	一一五	一三六	一〇八
一〇五	一一〇	一一〇	一一六	一一三	一一三	一一二	九四	一一五	九四	一一〇	一〇九	一一二

上表によれば光緒十九年（一八七三）における全國總指數は一〇八であるが、それは同治十二年（一八七三）より光緒十九年に至る二十年間に人口が八%だけ増加したことを示すものである。また民國二十二年（一九三三）の總指數は一一二であるが、それは民國二年（一九一三）より民國二十二年にいたる二十年間に人口が一二%だけ増加したことを示すものである。

全國總指數について見るときは、支那人口は過去六十年間において、増加を示してゐるのみで、減少を示してゐない、したがつて支那人口は最近數十年來日々に減少しつゝあるとの現在支那一般の人口悲觀派の懐く信仰が全く臆説

にすぎないことが判る。支那農村人口は全人口の約八〇%以上を占むるが故に、農村人口が増加せる以上、全人口も必ず増加してゐるのである。

しかし省別に觀察するときは、一部分の省においては、人口減少の傾向が表はれてゐるが、その主要な原因は、土匪、共匪、水災、旱災だといはれてゐる。例へば甘肅、陝西、江西、福建の四省のごときは、最近二十年間に人口減少を示してゐる。陝西、甘肅二省は西北に位し、常に旱魃に苦しみ、殊に一九二九―三一年の大旱魃には人口の死亡逃亡せるものが極めて多数に上つた。江西省は最近數年間共産軍に蹂躪されて人口が減少しつゝある。福建省の沿海一帯の住民は南洋に出稼するもの多く、歴年人口移出が甚だ多い。

更に第一表を考察するときは、各期間の人口の、六十年前に比しての増減の趨勢を知ることができる。例へば寧夏、陝西、山西、江西、福建五省の現在人口を、同治十二年に比較するときは、いづれも減少を示してゐるが、その減少期間は、夫々異つてゐる。寧夏の減少は光緒十九年以後であり、陝西、山西二省の減少は同治十二年以後であるが、今にいたるも原狀に恢復することができない。その主要な原因は光緒三年及び民國十八年の大旱魃により、住民の死亡逃亡の多かつたことにある。江西省の人口は同治十二年以來、歴年大なる變動はなかつたが、最近共産軍の蹂躪あり、そのために最近二十年間においては人口が七%の減少を示してゐる。福建省においては同治十二年以後、漸次人口減少を示してゐるが、その主要原因は歴年沿海各縣の住民が多く海外に出稼することにある。

【註】 以上は中央農業實驗所農業經濟科發行「農情報告」第二卷第五號（一九三四、五、一）に據る。

第二節 最近における支那農民離村の趨勢

最近六十年間における支那農村人口の増減の趨勢は上述のごとくであるが、山西、陝西二省の人口減少、河北、山東、河南の人口増加の停滞等、以上のごとき主要原因によるとはいへ、その農村の荒廢に伴ふ農民の離村によることの少くないことは、否定することはできない。

前述せるところにより略ぼ察知し得るがごとく、支那農民の離村率は北部において高く南部これに次ぎ中部最も少いのである。從來の研究の結果によれば北部及び中部の離村率比較は次のごとくである。

北 部	全人口當り	一村人口當り
中 部	五・四九%	一三・八
南 部	三・八五	九・一

今農村離村率の高い北支那の一典型として、山東省農民の離村について、若干の詳細なる考察を加へ、その他諸省を推測するの資に供しようと思ふ。

山東農民の離村率は畢竟幾何であるか？ その離村率は高いとはいへ、從來完全な具體的調査はない。それ故に分散的な資料によつて、一斑を窺ふより外はない。マローン及びテラーの調査によれば、山東省霑化縣の離村率は次のごとくである。

全 人 口	離 村 数	離 村 率
五、八五七	五二一三	八・七〇%

以上は一九二二年頃の調査であるが、一九二七―二八年の離村状態を、山東諸縣百八十三ヶ村について見るに、全戸数の僅に九%にすぎないものもあるが、八十三ヶ村即ち四〇%は一〇〇%に達し、全村皆滅の慘狀を示し、平均

實に七一・二%の高率を示してゐる。^(三)

更に南開大學王藥雨教授が、同院諸友と、民國二十一年（一九三二年）山東省東部昌邑縣農村を調査したときの結果によれば、昌邑縣——殊に南部——の離村率は、約三五%であるといふ。^(四)

なほ青島市立中學丁推楫、鄭聯錫兩教諭の報告によれば、日照縣の離村率は全縣平均二〇%以上である（石臼所海關の調査による）が、更に西北部及び北部にのみついて見るときは、離村率はより高く約四〇%を示してゐる。^(五)

以上二つの實例は、離村率の餘り高くも低くもない縣を示すものであるが、離村率の低い縣においても、王藥雨教授の調査によれば、山東省西部の夏津縣、恩縣等においては、一〇%内外である。^(六)

山東省において離村率の最も高い部分は同省南部にして、費縣、莒縣、臨沂縣一帶においては、莒縣人孫君が王藥雨教授に告げたるによれば、離村率は六〇%内外の高度に達してゐる。^(七)

以上によれば、山東省の農民離村率は、年により異るとはいへ、年々向上しつゝあり、且つ地方により、離村率に大に差異があり、低きは一〇%内外より高きは六〇%内外に達するのである。

【註一】 拙著『革命支那農村の實證的研究』第九二頁

【註二】 C. B. Malone and J. B. Tayler, 'The Study of Chinese Rural Economy', p. 12.

【註三】 拙著前掲書第二八八頁

【註四】 南開大學經濟學院編『經濟周刊』第六十四期（大公報）附錄（一九三、四、五、二二）

【註五】 同上

【註六】 同上

【註七】 同上

第三節 支那農民離村の原因と地價の變動

南開大學經濟學院はかつて滿洲事變前、人を東三省に派遣して移民問題を調査せしめたことがあるが、その際一千百四十九戸の農業移民家庭について、——その九〇%は山東省出身である——離村の原因を調査し、それを分析してゐるが、それによつて吾々は山東農民の離村原因がどこに存するかを具體的に且つ微細に知ることができる。

この一千百四十九戸の農業移民が、離村した時期は一〇%は光緒四年より宣統三年まで、九〇%は民國元年より民國十九年までであるが、そのうち民國十四年より十九年までの六年間に離村したものが、民國元年以來離村した農民の二分の一強を占めてゐる。その分析の結果は、時間的にいつて、疑ひもなく、民國元年以來——殊に民國一四——一九年——の農民離村の原因を代表するに足るものであり、空間的にいつて、この一千百四十九戸の九〇%を占める山東省よりの農業移民の原籍地は、山東省六十九縣内に分布してをり、東部、南部、西部、北部中部に均しく分布されてゐる。山東全省には現に百八縣あるが、右の調査に含まれてゐる山東省離村農民の原籍地は合計六十九縣にして、略ぼ全省内縣總數の六五%に當つてゐる。これこそ當然、非常によく全省農民離村の原因を代表する可能性を有するものである。

第二表 山東農民離村原因の分析

離村原因	戸数	百分率
(一) 經濟的原因	七九三	六九・〇

第三篇 農業 篇

生活難(無職を含む)	五六九	四九・五
土地狭少人口過剰食糧不足	一〇九	九・五
耕作すべき土地の缺如	五六	四・九
負債	八	〇・七
金儲のため	八	〇・七
恒産なきもの	三九	三・四
營業上の失敗	四	〇・三
(二)天災人禍	三一四	二七・三
匪患	九七	八・四
兵災	二八	二・四
旱災	三七	三・二
兵災 匪患	二五	二・二
兵災 天災	二三	二・〇
水災	二二	一・九
雹災	二	〇・二
蝗災	一五	一・三
各種天災	六五	五・七
(三)其他原因	四二	三・七
家政上の果	六	〇・五
合計	一、一四九	一〇〇・〇

三四二

山東農民離村の主要原因が、第一に經濟的壓迫にあり、第二に天災人禍にあることは、すでに第一表の示すがごとくにして、吾々が贅述するを要しない。王藥雨教授が實地調査によつて得たる印象も、以上の事實に近いといはれてゐる。

原來山東省の人口密度の高いことは、江蘇省に次ぎ第二位である。すなはち江蘇省においては一エーカーに付八百人であるが、山東省においては四百七十人である。しかし江蘇省における工業發展の程度は、全國各省中第一位を占めてゐるが故に、その過剰勞力收容量も當然相當に増加され、山東省に比べて優勢である。それ故に山東省において、農民の勞力過剰と生活難が發生するのは自然的歸結である。山東省における農民の經營面積が過小にして、土地が過小分割されてゐることも、農民離村を促進する基因の一である。南開大學經濟學院が一九三二年山東省益都、昌邑、福山三縣に亘り、農家三千三百七十四戸を調査したる結果によれば、自作農が約八〇%を占めてゐるが、この二千六百餘戸の自作農の經營面積は一戸に付僅に九畝 官畝にして、その一畝は二百四十平方弓に當る)にすぎない。

親友の勸誘	五	〇・四
兄弟を捜して	二	〇・二
叔父の看病	二	〇・二
友人の許への出奔	一	〇・一
他地への出たき	二	〇・一
其他	二四	二・〇
合計	一、一四九	一〇〇・〇

各種の農民——自作農、半自作農、小作農——の戸當り經營面積にいたつては、いふだに憐れむべき状態にある。この三萬三百七十四戸の農家のうち

經營面積十畝以下	六五%
同 六畝以下	三五%

であるが、これによつて、山東における耕地とその過小分割の程度について、一斑を知ることができ(一)。

南開大學經濟學院の調査によれば、上述せる益都、昌邑、福山三縣における農家の戸當り人口は平均五・五人であるが、山東省の一般状態から推すときは、一家二十畝の耕地がなければ一家族を養ふことはできない。かくて前に述べたるがごとき、土地と人口との割合によるときは、土地は半分にも足りない。それ故に生活難、食糧不足、耕作すべき土地の缺如等の諸現象を見ることは當然である。

山東農民は僅かにかゝる狭少な土地によつて露命を繋いでゐるが、その他には隨時破産の危険に曝されてゐる。經濟的方面において、最も危険な利害者は農村における金錢貸借制度である。一般に農民は日常拮据經營してゐても、婚姻喪祭、または軍事上の徴發(兵差)に出遇ふときは、土地を擔保にして借金しなければならぬ。その借金の方法には、普通三種ある。一は普通の借金證書を作成する方法にして、その利率は四割乃至五割に達するといへ、比較的はまだ餘り酷であるとはいはれない。最も酷いのは「預典約」と「割邊約」であるが、この二種の契約の機構は、前者は「典當契約」に似、後者は「杜絶賣契」に異ならない。預典約の上に記載されてゐる典當期日は借金返済期にして、その期日までに返済できなければ出典の效力を發生するのである(通常典期は三年である)。割邊約は借金證書に附屬して使用され、割邊約の一隅に「錢到許回」と明記してあるが、若しも期日に返済しなければ、債權者はこ

の四字を抹殺し、財産所有權は債權者に移轉される。山東の自作農はかくまでに容易に動搖し易いのであるが、しかも他方土地分割の過小と農民比率の過大とのために、土地なき農民は農村において小作農または農業労働者となる機會を求めることさへ容易でない。彼等は生活難に陥つてゐるのみではなく、全く生活の道さへももつてゐないのである。その他外國商人の壓迫も農民經濟にとつて一大脅威であるが、それは全國共通の病弊にして、山東省にのみ限つてゐることでないが故に、こゝには深く論究しないことにする。

前述せる經濟上の種々の壓迫はすでに、農民の離村を促進する條件にまで達してゐるが、その上に天災人禍が絶えないことは、更に火に油を注ぐものである。北支各省においては、民國八、九、十年及び十五、十六、十七年の各年に、引續き水災旱災が發生し、數回の飢饉が惹起されたが、その損害を最も酷く受けたものは山東省である。民國十六年には飢饉は五十六縣に及び、罹災民は凡そ二千餘萬人に達した。民國十七年には罹災區域は小さかつたが、山東省の西部及び南部の各地方においては被害が最も酷く、作柄は平年の一割にも達せず、そのために六〇%乃至七〇%の人民が、全く破産状態に陥つた(何廉著「東三省の内地移民研究」参照)。農民が争つて草根木皮を食ひ、また女を賣つたのも、その當時においては普通の現象であつた。民國十四・十七年間、張宗昌が山東督軍であつたときには、軍費が龐大にして年額約五千萬元に達し、豫算の八九%を占めた。かゝる巨大なる支出は、直接間接に農村を破壊せしめるが、軍費の税源は大部分地租にして、地租は年に四回も強制徴收され、土地一畝に付年八元以上に及び、遂に一畝の土地の年収益の倍額に達したのである。しかもそれには苛税雜捐は加算されてゐない(昌邑縣の例)かく土地を有する農民も、かへつて土地あるがために、損失を蒙るが故に、土地の價格は暴落せざるを得ない。王藥雨教授の調査によれば、益都、昌邑縣内においては、上等地一畝の價格は平年二百元なりしもの、その當時には百四十元以下

落し、三〇%内外の下落率を示してゐる。しかも賣ることさへできないといはれてゐる。しかし山東二十三ヶ村について、一九二八年における土地價格の下落を調査したる結果によれば、昌邑縣上嶺の三・七五%下落を最低とし、沂水縣某村の九二・三%下落を最高とし、下落率六〇%臺二村、七〇%臺六村、五〇%臺五村、九〇%臺二村、八〇%臺、四〇%臺、三〇%臺各一村にして、平均實に六三・八%の暴落を示してゐる。今以上二十三ヶ村における土地價格の下落率を見るに次のごとくである。(單位一畝につき若干吊文)

縣名	村名	平年價格	一九二八年價格	下落率
曲阜	馬廠	一、三〇〇	四〇〇	六九・二
章邱	步村	九〇〇	二〇〇	七七・八
安邱	名庄	一、〇〇〇	五〇〇	五〇・〇
同	譚家官莊	一、〇〇〇	五〇〇	五〇・〇
同	蠟庄	一、三〇〇	三〇〇	七六・九
同	朱子街	一、〇〇〇	二〇〇	八〇・〇
同	馬家寨庄	三〇〇	一二〇	六〇・〇
同	東阜庄	二、〇〇〇	七〇〇	六五・〇
蒙陰	高都庄	一、六〇〇	一六〇	九〇・〇
肥城	孟家庄	一、六〇〇	五〇〇	六八・七
平度	崔家集	一、二〇〇	三〇〇	七五・〇
同	新河	一、〇〇〇	五〇〇	五〇・〇

高密	蔡家庄	一、〇〇〇	三〇〇	七〇・〇
諸城	河北庄	一、一〇〇	五〇〇	五四・五
費	薛庄	二、〇〇〇	五〇〇	七五・〇
沂水	田庄	五〇〇	二五〇	五〇・〇
同	馮家庄	五〇〇	三〇〇	四〇・〇
同	某村	一、三〇〇	一〇〇	九二・三
同	馬名庄	三、〇〇〇	一、〇〇〇	六六・七
昌邑	三賢庄	三、〇〇〇	一、〇〇〇	六六・七
同	宋庄	三、〇〇〇	一、〇〇〇	六六・七
同	上嶺	八〇〇	五〇〇	三七・五
同	高陽集	八〇〇	二〇〇	七四・〇

以上の事實を見るときは、王藥雨教授の見解よりも、事實はより一層土地價格の暴落を來してゐることが判る。かゝる土地價格の暴落に際して、しかも治安は常に紊亂しつゝあるが故に、農民は農村に生活すること危険且つ不能にして、土地を有する農民はその土地を貸付、抵當、廉賣遺棄して離村してゐるのである。それ故に農民の離村率は益々高まり、土地は益々荒廢するが、山東省南部の舊沂州府屬各縣の狀勢こそその最も好い實例である。

【註一】一九二七—二八年山東避難民百五十九戸について調査されたる結果によれば、

無地

一一・四%

〇・五一—一〇畝

六六・三

第二章 最近六十年間支那農村人口増減の趨勢と農民離村の或部分的考察

にして、無地農民すなはち小作農及び農業労働者な僅に一一・四%にすぎないが、自作農は八八・六%殊に十畝以下の小自作農は實に六六・三%を占めてをり、王樂雨教授の調査の結果と略ぼ一致するが、山東自作農の没落こそ由々しき問題である。拙著『革命支那農村の實證的研究』第三〇〇頁)

【註二】 拙著前掲書第二九八頁

第四節 支那離村農民の富力

山東より離村せる農民は、何處へ行くか？ 中小農は主として滿洲へ、大地主は青島へ移住または避難する。滿洲へ出稼するものは滿洲において農業労働者、小作農、その他苦力になるが、その数は年々多數に上るのである。南開大學經濟學院の調査によれば、民間十六―十八年間の三年間に、支那より滿洲へ移住せる人口は三百餘萬人に達してゐるが、そのうち山東人が全部の八〇%を占め、哈爾濱商業會議所が最近三年間同地經由避難民を取扱へること約十萬餘人に達してゐるが、そのうち山東人が約七九%を占めてゐるといふ。それ故に山東よりの離村農民が滿洲をその捌口とし、しかもその大部分を占めてゐることが判る。

かゝる山東より離村する農民は、經濟上の壓迫によるものであるから、彼等の山東在住時代における富力を測定することによつて、全體の富力を窺ふことができる。吾々の手許にある資料によつて三種の御測方法を試みることにする。

(1) 携帶旅費額による方法

(2) 旅費調達法による方法
(3) 彼等の在住當時の財産による方法

以上三種の方法はいづれも一家族を單位とするが故に、山東農民の家庭状態を代表するに足るものである。

滿洲移住山東農民九百三十五戸の離村時の携帶旅費額(民國十九―廿年南開大學經濟學院調査)

旅費額	戸	數
1-10	38	
11-20	93	
21-30	73	
31-40	90	
41-50	113	
51-60	100	
61-70	60	
51-80	58	
81-90	40	
91-100	108	
101-110	18	
111-120	43	
121-130	17	
131-140	16	
141-150	14	
151-160	9	
161-170	8	
171-180	8	
181-190	2	
191-200	22	
合計		935

こゝにいふ山東より離村せる農民は、家族同伴の上滿洲に移住するものであるから、その旅費の調達にも全力を盡してゐることは當然である。殊に一家擧つて移住する場合には、彼等の原籍における財産は一物も残さず悉く賣り拂つて、滿洲行の旅費並に生活費に充てるものである。しかも彼等が全力をつくして調達し得た旅費は、上述のごとくに少額である。

上表によれば、一家調達旅費一元乃至百元なるものは離村農民九百三十五戸のうち八三・二%を占めてゐるが、百一元乃至二百元なるものは僅に一六・七九%を占めてゐるにすぎない。そのうち一元乃至五十元なるもの合計四百十二戸にして、全部の四四%を占めてゐる。それ故に山東移民の殆んど二分の一は、僅に五十元以下の少額の旅費しか携帶してゐないことが判る。しかもこれらの離村農民は全部滿洲北部に行くものであるから、一戸三人として山東から滿洲北部に行く旅費は、最低凡そ百元内外なければならぬ。それでも目的地に着いてからの家賃生活費等は算

入されてゐないのである。これによつて、山東より離村する農民の大多数のものの窮乏状態を察知することができ
 る。それ故に、旅費不足を感じるものが非常に多い。南開大學經濟學院の調査によれば、百三十九戸の山東より滿洲
 への移民のうち、六三戸は旅費不足のために、備さに種々の困難に遭逢してゐる。殊に途中乞食するものさへ十七
 戸に達し、全部の約一二%を占めてゐる。すなはち百戸のうち十二戸は、乞食しながら滿洲へ移住してゐる譯であ
 る。

これらの乞食旅行について、次のやうに語られてゐる。「その金額（旅費）は一體に少額にして、山東内地及び滿洲
 においても、汽車に乗ることは稀れで多くは徒歩により、食事は離村の際に携帯し來つたものか、煎餅か、物乞ひ
 （討飯、要飯ともいふ）かである。宿泊は野宿か、軒下か、アンペラ小屋か、旅籠（小店、土店ともいふ）泊りかであ
 り。旅費は極端に節約されてゐる」⁽¹³⁾

南開大學經濟學院は、一千四百戸の農業移民について、その旅費調達方法を分析して、次のごとく表示してゐる。

調達方法	戸數	百分率
従來の貯金	二二五	一六・〇七
財産賣却	六五九	四七・〇七
財産抵當	一七九	一二・七九
借金	一七〇	一二・一四
親友からの贈金	五九	四・二一

旅費皆無(乞食)	戸數	百分率
×強制移民	一一	〇・七九
×無賃移民	八九	六・三六
其他	五	〇・三九
合計	一、四〇〇	一〇〇・〇〇

× 旅費なきため賑濟會等の補助金または無賃輸送を受けるもの

上表によれば、山東農民にして滿洲行旅費の調達方法としては、財産賣却が最も多いことが判る。
 以上九種の調達方法中、×印は寧ろ調達といふことはできない。かくて他の七種の調達方法が掲げられてゐるが、
 私はかつてこの點について九種の調達方法を掲げ、次のごとく述べたことがある。

「かく極端に節約されてゐる少額の旅費すらも、窮迫せる山東農民にとつては、その調達は決して容易ではない。ま
 して不作続きで、土地家屋の買手、借手さへもない。近年においては、殊にさうである。今流れ往く山東農民の旅費
 調達方法を觀るに

- 1、土地家屋代金
- 2、土地家屋抵當金
- 3、穀物代金
- 4、貯金
- 5、借金
- 6、滿洲出稼人送金

- 7、親戚 贖金
- 8、知人 施與
- 9、子供 代金

の九種に包含されるやうである。それでも(一)乃至(四)は稍々富裕な農民にのみ限られ、(五)乃至(八)が普通の調達方法であり、(九)は特に窮餘の策にすぎない。しかし以上の方法さへも、貧しい小作農や農業労働者には採るだけの資格がなく、離村したくも旅費の調達が不可能で、已むを得ず不安な山東農村に、相變らず悲惨な生活を持続しなければならぬものもある。彼等は土地に縛られた中世紀の農奴ではないが、経済的壓迫のために土地を離れられない自由農民であり、農奴に近い地位に沈淪してゐるものといはねばならない^(三)。

「前に述べた九種の旅費調達方法のうちで、(一)から(八)までは、吾々に領かれるが、(九)については少しく述べなければならぬ。何故なれば、それは餘りに非人道的であり、餘りに悲惨であるからである。今これについて述べるにあつては、事實を最も雄辯に物語る實例を二、三擧げることとする。東山省莒縣の或る一家族は、四人連れであるが、二畝の土地は一九二七年賣拂つて其の後の食糧に當て、残る家も破損して住めないから、離村するときに、十三歳になる長女を養女(童養媳といつて、人身賣買で、將來嫁或は不女にする)として、隣村のものに與へ、大洋二十元を得たのである。また同縣の親子三人連れの一組は、青島まで出るには出たが、旅費が不足したため、五歳になる子供を五元で賣り、夫は青島に居残り、妻女のみ大連にゐる隣家に辿りついてゐるものもある。更に悲しい例としては、大連まで親子三人で避難し、長春まで行かねばならないが、食費や旅費として長春から送つて來た十圓では足りないから、宿の主人の斡旋で、五歳になる少女を養女に賣つて二十七元を得、汽車に乗らうとして停車場に來た

が、母親は娘との生別の涙に泣き暮れて、何うしても汽車に乗らうとしない。この悲劇を目撃した一人は、山東同郷會に救助を求めるやう勧め、同郷會に來たが、會では直ちに娘を買ひ戻してこの夫婦に返し、且つ旅費の不足金四圓を與へて長春に出發さしたといふ話がある。かく子供を賣つてまでも移住しなければならず、またかくしなければ旅費の調達が不可能であることは、實に慘憺たる光景であるが、更に山間に土匪を逃れたが、そのまゝ病身の妻を遺棄したり、故郷に老親を残したり、途中に老人の餓死、子供の病死を見たり、しかも涙なくして故郷を離れ行くものゝいたつては、言狀の限りではなく、吾人にとつては、「全く別の世界」のやうに思はれる。しかしそれが、我邦が出兵した山東の片田舎において數知れず演ぜられた悲劇ではあつたのである。昔、孔子は、仕官の途なくして、齊魯の野に迷うたが、今、山東の農民は、餓えた狼のごとき——軍閥と土匪とに驅り立てられて、故郷に身を置くところさへもなく、滿蒙の曠野に逃れ往かねばならぬ悲境にあるのである^(四)。

富裕なる農民は財産を賣却または抵當に入れることによつて旅費を調達し得るが、しからば彼等は滿洲移住前如何なる財産をもつてゐたか？ 一戸財産平均幾何をもつてゐたか？ 各種財産は如何なる比率を占めてゐたか？ これらについて南開大學經濟學院が、三百六十七戸の吉林省東寧縣山東農業移民について調査したところによれば、次表のごとくである。

財産種類別	價額	百分率
土地	一九五五・三	五四・六五
家屋	一二二三・七	三四・二〇
家畜	二八・六	〇・八〇

第三篇 農業篇

家具農具	三六、三五	三五四
貯藏穀物	〇、六七	一〇・一六
總額	三五七、七八	〇・一九
		一〇〇〇・〇〇

上表は、民國二十年四月、南開大學經濟學院が吉林省東寧縣阜寧鎮、寒葱河、小綏市等の地方において調査したる結果を分析せるものであるが、その原籍は悉く山東省であり、しかも大多數は省内の東部、南部、中部の諸縣たるが故に、山東農民の原住地における富力を、充分に代表することはできないといへ、少くとも一部分——甚しきは大部分——の状態を代表することができると思ふ。上表によれば、山東より離村せる農民の原住地における財産は平均各戸とも土地最も多く、財産總額の五四・六五%に當つてゐる。しかしその價額は僅に百九十五元五十三仙にして、上等地一畝下等地五畝乃至の價額にしか當らない。次は家屋にして財産總額の三四・二〇%、銀百二十二元三十七仙、約土造家屋の二間乃至十畝の價額にしか當らない。家畜は僅に財産總額の〇・八〇%にして、一戸當り二元八十六仙、それは驢馬一匹の價格の三分の一内外にすぎない、すなはち三戸にて一匹の驢馬しかもつてゐない勘定である。家具農具は一戸當り三十六元三十五仙であるといへ、財産總額の一〇・一六%である。破損せるものは算入してゐない。實際賣拂ふときには原價の半分にも足らない。貯藏穀物は一戸當り僅に六十七仙にして、財産總額の〇・一九%にしかすぎないが、それは僅に高粱四分の一斗を買ふにしか足りない（一斗は四十八筒にして、民國十九年青州相場）自然經濟の段階を脱してゐない山東農村の經濟組織において、貯藏穀物一戸當り僅に四分の一斗なれば、殆んど翌年までの穀物のないに等しく、したがつて金錢の貯藏もないことは推測に難くない。山東農民が、その僅かの財産を賣拂つて、潮のごとく離村して滿洲に流れゆくことは必然的にして、敢て怪しむに足りない。

【註一】 拙著前掲書第二八七—八頁

【註二】 同上、第二八七—九〇頁

【註三】 同上、第二九〇頁

【註四】 同上、第二九〇—九一頁

以上のごとき支那農村における農民離村の大規模な發展は、支那にとつても滿洲にとつても、經濟的、政治的、社會的に、一つの重大な現實的問題がある。

今、滿洲においても支那苦力の入國問題が論議されてをり、支那においてもその關東移住が論議されてゐるが、かゝる大規模な北支農民の離村の社會經濟的基礎と、滿洲並に日本朝鮮の實狀を離れては、この問題を解決することはできない。（一九三四、六、一三）

第三章 支那氏族制の崩壊過程と現代支那 農家の大きさ

第一節 支那における氏族制の残滓

古代に満開した支那の氏族制度は、幾多の段階を経つゝ、その崩壊過程、分裂過程を辿つてきたが、しかしその分裂過程にある一形態——宗法制度——こそは、支那の封建國家がそして封建的支配階級が、その支配権を保持するための手段であつたのである。それ故に、清朝も、なほ大清律に次のごとく規定してゐる……

一凡て祖父母父母在るに、子孫別に戸籍を立て、財産を分異する者は杖二百。若し父母の喪に居り、兄弟別に戸籍を立て、財産を分異するものは杖一十。」

蓋し封建的な専制君主制國家たる清朝にとつては、家族制度はその道德的根元であり、その經濟單位であり、また家族制度は、大家族が農村においてその封建的搾取を行ふための機構であり、清朝はかゝる家族制度による封建的搾取と道德的紐帶との上に、その政治的權力を保持し、大家族自身もまた、清朝によつて、この機構を保持しようとしてまた保持して來たのであつた。

「現存事物を法律として聖化し、習慣と傳統とによつて與へられた現存制限をば、法律上の制限として固定せしめることが、社會の一部支配者の利益とせられてゐることも、明かである。」——『資本論』第三卷(下)第三三二頁

「而してこの規制及び秩序はまた、それ自身、社會的鞏固と、單なる偶然乃至專擅からの獨立とを獲ねばならぬ各生産方法の一の不可欠的要素である。……生産行程及びそれに照應した社會事情が、停滞的な状態に立つ場合には生産方法はそれ自身の單なる反覆的再生産によつて、この形態に達する。この形態は、或る期間持續したとき、習慣及び傳統として確立され、遂には明文を以つて示せる法律として聖化される。」——同上

かくして現代においても、支那農村には依然として大家族制度を見ること、次のごとくである。

「某農戸は、湖南湘陰縣塾塘郷に係る。家族合計三十餘人。その父早く卒し、現に兄弟二人、衆を率ゐて耕作す。兄は年四十餘、妻姚氏、男子三人女子三人を産む。長子は現在年二十餘、父を助けて耕作し、正に壯年なるが故に、家内の重大なる仕事は、多くは彼の負擔に係る。現在すでに妻を娶り、子女各々二人を生む。次子は幼より瘋癲症を患ひ、すでに癡人なれば、勞働すること能はず。三子は年幼にして、附近において木工を學び、春秋兩季の農繁時には常に、歸家して耕作を助く。その長女及び次女はいづれも、すでに附近の農家に嫁ぐ。たゞ幼女は家にありて結婚を待つ。その弟は亦すでに四十歳にして、男子四人、女子二人あり。長子もすでに娶り、家にありて耕作す、次子三子は漸く放牛、草刈、灌漑等の雜事をなし得るのみ。二女はいづれも出嫁す。」

李景漢氏の調査によれば、北平郊外には、一戸の農家にして十七人を擁するものあり、喬啓明氏の調査によれば、山西省清源縣には、家長と同居せる親屬の種類は二十九種の多きに及び、百四十三戸中十四人のもの六戸、十五人のもの三戸、十六人のもの二戸ありといふ。

趙承信氏の調査によれば、廣東省新會縣慈溪村には、三百六十七戸中、十四人のもの、十九人のもの、二十一人のもの、二十四人のもの各々一戸宛ありといふ。上海市政府の調査によれば、その管内にも一戸二十七人を擁するもの

がある。

かくのごとく、農家一戸にして多数の家族を擁してゐるのは、數代に亘り同居せるがためにして、喬啓明氏は支那八所二千九百二十七戸の農家を調査したる結果を綜合し、世代は家長を中心として六代に亘つてをり、またその親屬の種類は二十九種の多きに及んでゐるが、これこそ、「吾邦大家族制度の特殊的表现である」と肯定してゐる。

- 【註一】 任詔誠稿「一個農家的分析」(『農學雜誌』第六、第七號、農政號、一九二九、一二、一)
- 【註二】 李景漢著「北平郊外之鄉村家庭」(一九二九、五月、商務印書館出版)
- 【註三】 喬啓明稿「山西清源縣一百四十三農家人口調査之研究」(『中國人口問題』世界書局出版)
- 【註四】 趙承信稿「廣東新會慈溪土地分配調査」(『社會學界』第五卷)
- 【註五】 上海市政府社會局調「上海市百四十戸農家調査」(『社會月刊』第二卷第二—五號、一九三〇、八一—一一)
- 【註六】 喬啓明稿「中國鄉村人口問題之研究」(『東方雜誌』第二五卷第二—一號、一九二八、一一)
- 【註七】 註三參照

その他、現在手許に調査報告をもたないが、根岸博士の指摘する「がごとく、家門豪族數世同居して、數十百人を以て一大家族團體を組織し、甚しきは一族を以て、一大部落を組織するものがある」のである。しかしかゝる大家族は現在では例外的にして、以上の諸調査によるも、すでに小家族に分裂しつゝあり、十數人乃至三十人に縮小しつゝある。誠に根岸博士のいはるゝがごとく、「支那の家族制度は、大家族から小家族に分裂し、遂に一個人に分裂せんとする勢にある」のである。

以上指摘せること十數人乃至三十人を擁する數代同居の家族も、今日においては、すでに支那農村においてすら

全農家に對する比率において極めて少く、しかも漸次減少しつゝあるのである。吾々は現在、支那農村において、支配的形態であるより小なる家族が、幾何の大きさを有するかを、具體的な調査について點檢するであらう。

- 【註一】 根岸信稿「支那の經濟」(『支那研究』一九一六、六、八、同文館出版)
- 【註二】 同上

第二節 支那農民家族の支配的大さ

現在支那農村において、支配的形態にある家族の大きさを點檢するにあたり、吾々は支那を北部、中部、南部の三地大域に分つて觀察しよう。

(第一) 北 支 那

(一) 江 蘇 省

銅 山 縣	四・四二
豐 縣	八・二〇
興 化 縣	七・一
淮 陰 縣	八・一
贛 縣	六・三
奉 縣	八・一
鹽 縣	八・九
沛 縣	五・九五

第三章 支那氏族制の崩壊過程と現代支那農家の大さ

平	綏	歸	薩	五	武	和	清	托	東	固	包	豐	涼	興	陶	濟	臨	太	
均	遼	拉	齊	原	川	林	水	克	勝	陽	頭	鎮	城	和	林	寧	河	余	
(一三)	(一三)																		
五・三八	五・三八	七・三五	五・一八	二・九九	五・九二	八・三三	四・二〇	八・八六	四・九八	五・八二	五・三六	六・四七	四・八〇	五・八六	三・七〇	六・八七			

平	山	莒	河	安	北	定	同	豐	全	河	新	鄭	睢	永	平	山	濟	騎	
均	東	北	國	平	郊	縣	縣	縣	縣	南	縣	縣	縣	縣	縣	西	源	氏	
(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)	(一四)
七・一四	四・二八	五・八〇	四・〇六	五・五〇	五・五〇	五・三・五	五・四一	六・三〇	五・七九	五・八〇	五・三五	五・八一	五・九〇	四・八五					

平	無	吳	太	江	鎮	松	川	崇	常	武	崑	嘉	道	靈	江	四	淳	林
均	錫	縣	倉	海	江	江	沙	明	熟	進	山	定	靜	臺	壽	泉	化	陵
五・七四	五・二〇	四・九〇	四・四〇	五・六〇	七・五〇	五・九〇	五・五〇	五・三〇	四・七〇	七・三〇	七・一〇	五・六〇	五・二〇	五・八〇	五・六〇	五・五〇	五・三〇	五・五〇

新	鳳	湯	鐘	濱	江	便	江	北	江	神	淳	邁	江	江	支	總	包	歸
林	臺	泉	靈	江	東	民	乘	固	江	神	淳	邁	江	江	支	總	包	歸
五・七〇	四・五〇	四・八〇	五・八〇	三・三〇	三・七〇	七・〇〇	六・五〇	六・一〇	五・六〇	四・九一	四・六一	六・四六	五・五〇	五・四九	四・七八	四・七三	四・七三	四・七三

(一) 江蘇省 (二) 江蘇省 (三) 江蘇省 (四) 江蘇省

平	崇	德	紹	蘭	江	東	饒	金	平	新	城	山	安	福	高	慶	毅	金
均	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	均	區	區	區	區	區	區	區	區	區
四・七九	四・九八	五・二五	四・七八	四・四三	四・九三	四・五三	四・五六	四・八四	四・七〇	五・〇〇	五・一〇	五・五〇	四・七〇	四・五〇	四・二〇	四・八〇	四・二〇	四・九〇

(第三) 南支那

廣東省
新會縣(慈溪村)

以上三大地域の平均數を見るに

北	中	南
支	支	支
那	那	那
五・七〇	五・八〇	四・七九

にして、北支那及び中支那よりは、南支那がその農家の大きさが小さいことが推測されるが、北支那及び中支那についても、平均數のみでなく個別的に見るときは、農家の大きさにおいて、北支那よりも小さいことが、略ぼ取られるのである。

- 【註一】 江蘇農民銀行調『銅山農村調査』
- 【註二】 中華職業教育社編『農民生計調査報告』。以下同。
- 【註三】 郝心亮稿『沛縣鄉村狀況』(『村治』第二卷第五號)
- 【註四】 邵履均稿『莒縣邵泉鄉社會狀況調査』(同上、第二卷第一號)
- 【註五】 鄭合成稿『安國縣藥市調査』(『社會科學雜誌』第三卷第二號)
- 【註五ノ二】 本景漢著『北平郊外之鄉村家庭』
- 【註六】 張折桂稿『定縣大王村人口調査』(『社會學界』第五卷、燕京大學出版)
- 【註七】 J. L. Buck: An Economic and social Survey of 150 farms Yenshan County, Chihli Province p. 62, 1928.

- 【註八】 C. B. Malone and J. B. Taylor: The Study of Chinese Rural Economy, p. 22, 1924.
- 【註九】 盧錫川稿『新鄭縣唐河農村的調査』『農學院季刊』第一卷第三號、河南大學)
- 【註一〇】 喬啓明稿『支那鄉村人口問題之研究』(『東方雜誌』第二十五卷第二一號)
- 【註一一】 喬啓明稿『山西潞源縣一百四十三農家人口調査の研究』(『中國人口問題』世界書局出版)
- 【註一二】 註一〇参照
- 【註一三】 韓德章稿『綏遠的農業』(『社會科學雜誌』第二卷第三號)
- 【註一四】 註一參照
- 【註一五】 張心一稿『江蘇縣農業的調査』(『統計月報』第一卷第四號、立法院出版)
- 【註一六】 註二參照
- 【註一七】 社會特刊第二號(南京市政府社會局)
- 【註一八】 註一〇參照
- 【註一九】 金陵大學農林科調『蕪湖一百〇四農家之社會的及經濟的調査』(一九二二年調)
- 【註二〇】 章啓光稿『菱湖村風土之調査』(『農學雜誌』第五、五號)
- 【註二一】 H. D. Brown and Li Min Liang: A Survey of 25 Farms on Mount Omei; Szechuan, China. Chinese Economic Journal, Vol. I, 1927, Jun. Dec.
- 【註二二】 同上 Vol. II, No. 1
- 【註二三】 『浙江臨安農村調査』(調査浙江經濟所統計所編、一九三一、七)
- 【註二四】 浙江大學農學院調『浙江八縣農村調査報告』(同上學院叢刊第八號)
- 【註二五】 趙承信稿『廣東新會慈溪土地分配調査』(『社會學界』第五卷)

第三節 都市と農村における支那家族の大きさ

今、農村と都市における家族の大きさを比較するに、農村家族が都市家族よりも大きいことが發見される。

李景漢氏は、北平郊外の農村家族と北平市中の手工業家族とを比較し、これについて次のごとく述べてをられる。

『曾て北平城内において、手工を營める五百の家族を調査せるに、平均一戸につき約五人、また熟練工二百家族を調査せるに、平均一戸のつき三・五人であつた。これによつて、農村住民の家族が都市家族よりも大きいことを知ることができる。』

これ以外今手許に、これについて證明すべき調査報告をもたないが、親しく上海の南部辛莊に赴きたるときの目撃、河南農村を遍歴せるときの目撃によるも、略ぼ景漢氏の調査報告は實際状態に適合してゐると思ふ。

〔註一〕 李景漢著『北平郊外之鄉村家庭』

第四節 支那農家經營面積と家族の大きさ

次に吾々が考察せねばならない重要な點は、財産及び經營組織の大小と家族の大きさとの關係である。これについて吾々は、從來の調査報告の中から、この點を明かにせるものを抽出して見よう。

(一) 上 海 市

政府社會局の調査によれば、自作農、半自作農、小作農の耕作面積及び人口は、平均一戸につき次表のごとくである。